

特許庁委託事業

中国における知財金融と
知財価値評価の動向について

2023 年 4 月

独立行政法人 日本貿易振興機構
香港事務所
(知的財産権部)

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）が現地調査会社に委託し作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは調査委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび調査委託先は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的な損害および利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロまたは調査委託先が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

目 次

第一章 はじめに	1
第一節 知財金融とは.....	1
(1) 知財担保融資.....	2
(2) 知財保険	2
(3) 知財証券化.....	2
第二節 知財金融の背景、現状と課題.....	3
(1) 背景	3
(2) 現状	5
(3) 想定される解決すべき課題.....	6
第三節 何故中国で知財金融を推進する必要があるか?.....	8
第四節 知財関係者の考え方や意識の変化.....	9
第二章 中央政府の知財金融等関連政策の概要.....	10
第一節 国家知財金融等に関する政策及び制度.....	10
(1) 指導的政策.....	10
(2) 促進政策	16
第二節 補助措置に関する政策及び制度.....	19
(1) 知財価値評価の完備と強化に関する規定.....	20
(2) 知財取引プラットフォームの構築及び仲介機関の発展の促進に関する規定	23
第三章 各地方政府の知財金融に関する政策	28
第一節 省レベル地方政府の知財金融関連の規範性文書の状況概要	28
第二節 代表的な都市の知財金融関連措置とその解説.....	31
(1) 代表的な都市の知財金融支援政策の状況概要	31
(2) 代表的な都市が知財金融活動を後押しする利用事例.....	40
第三節 地方の知財質権設定融資リスク補償基金に関する紹介	44
(1) 地方の知財質権設定融資リスク補償基金に関する基本的な運用プロセス	44
(2) 地方の知財質権設定リスク補償基金の発展概要.....	44
(3) 地方政府の知財質権設定融資リスク補償基金の事例.....	47

第四節 知財質権設定融資の関連履行問題.....	51
(1) 知財質権設定融資の業務フローに関する紹介	51
(2) 返済不能の場合、知財質物の処分に関する業務フローの紹介	51
(3) 知的財産権競売の実務とプロセスの紹介	52
第五節 知財資産評価サービスの全体状況.....	55
(1) 知財資産評価の定義と発展の概要.....	55
(2) 知財資産評価の発展現状.....	56
第四章 証券取引市場での上場と知的財産権との関係.....	62
第一節 科創板への上場に当たり注意すべき知財問題.....	63
(1) 科学技術イノベーションの属性に関する要件	63
(2) 発行要件	67
(3) 情報開示要件.....	68
第二節 創業板への上場に当たり注意すべき知財問題.....	74
(1) 創業板の属性要件.....	74
(2) 発行要件	75
(3) 情報開示要件.....	76
第三節 科創板 IPO プロセスにおいてよく見られる知財に関する質問と回答	81
(1) 核心的知的財産権の権利帰属が明確であるか否か.....	81
(2) 核心的知的財産権の権利状態が安定しているか否か.....	82
(3) 核心的知的財産権の価値評価が合理的であるか否か.....	82
(4) 核心的知的財産権が技術スタッフによる影響を受けるか否か.....	83
第四節 投資家と知的財産権.....	84
(1) 登録制の下で、投資家は知的財産権関連情報の開示に重点的に注視する必要がある	84
(2) 投資家が投資価値を判断する際、核心技術及び核心技術スタッフについて重点的に注視する必要がある.....	84
第五章 知財金融等の関連団体概要	87
第一節 知財金融等において重要な役割を果たす団体の概要.....	88
(1) 国家市場監督管理総局.....	88

(2) 国家発展改革委員会.....	88
(3) 国家知識産権局.....	89
(4) 国家財政部.....	89
(5) 中国人民銀行.....	90
(6) 中国銀行保険監督管理委員会.....	90
(7) 中国証券監督管理委員会.....	91
第二節 各部門、機関と知財金融政策やサービスとの関係.....	92
(1) 国家レベルでの知財金融政策の構築.....	92
(2) 省レベル、市レベルの政府部門による知財金融政策の細分化及び実施.....	93
(3) 地方知財金融サービス機関による知財金融政策の運用.....	93
第六章 まとめ.....	95
別表 2：指導的政策性文書のまとめ（政策普及期間 2017 年～現在）.....	99
別表 3：促進政策のまとめ.....	101
別表 4：典型的な省レベル行政機関が公表した知財金融に関する規範性文書.....	107

第一章 はじめに

前世紀 90 年代から、「知財担保融資」「知財保険」等の知財金融業務に関する模索は中国で次第に行われるようになり、数十年の発展を経て、知財金融は中国ですでにそれ相応の規模を有するようになった。知財金融関連業務が中国で持続的に行われている状況の中で、国家レベルでも知財金融業務の発展を奨励または支援する多くの政策性文書を打ち出してきた。2021 年、中国共産党中央委員会、国務院より「知的財産権強国建設綱要（2021～2035 年）」を配布し、「革新的な発展を奨励する知財市場の運営体制の構築」を求め、さらに「知財金融の積極的かつ穏当な発展」を明確に打ち出し、「知財金融」関連業務を国家レベルの戦略的計画に盛り込んだ。

知財金融業務が中国で着実に推進される中で、中国政府は重要な役割を果たし、絶えず関連規定を打ち出し、指導的政策、促進政策と補助措置の三つの角度から知財金融に関する規範となる体系を徐々に構築し、知財金融業務の実践に制度環境を創り上げた。このような背景において、中国各地方政府もそれに応え、知財担保融資、知財保険等に関する規範性文書を打ち出している。そのうち、奨励や支持の態度を示している綱領的な文書が多いが、企業が実際に利用できる知財金融に関する具体的な措置に関する文書もある。

企業が中国の知財金融関連状況について理解し、知財金融関連活動に関わりやすいようにするため、本報告書では知財価値評価等を含む知財金融関連活動の中国での沿革と現状について紹介し、中国の一部の重要な省または都市の政府部門より打ち出した知財金融に関する規範性文書の状況について分析を行い、そして実務の中で知財金融活動に存在しうる問題と合わせて解析を行った。本報告書は、日系企業の今後の中国で行われる知財金融活動の一助となることを期待している。

第一節 知財金融とは

知財金融とは、知的財産権と金融を結び付けるものであり、即ち知財の財産権の価値を評価した上で、金融ツールを使って、知的財産権と融資、保険、証券等と結び付け、知的財産権の経済価値をしっかりと掘り起こし、異なる主体の投融資等の目的と国家レベルの知財産業化等の目的を実現することである。知財金融には、知財担保融資、知財保険、知財証券化、知財基金、知財融資リース等の種類が含まれているが、現在、中国の政策性文書は、主に上記の前 3 種類の知財金融について規定しているものであるため、本文では説明の重点を知財担保融資、知財

保険、知財証券化に置くこととする。

(1) 知財担保融資

知財担保融資は、主に知財質権設定融資を指す。知財質権設定融資とは、専利権、商標権、著作権等の知的財産権に対して質権を設定することにより、知財権者が銀行等の金融機関から資金を借入れ、元利を期日通りに返済する融資方法を指す。

(2) 知財保険

知財保険とは、保険者と被保険者が保険契約の約定に基づき、保険者が保険を引き受けた知的財産権について契約の約定状況が発生した場合に被保険者に賠償責任を負う保険方式を指す。

(3) 知財証券化

知財証券化とは、知的財産権の価値とその将来の期待収益に基づいて、金融市場に証券を発行して融資活動を行うことを指す。具体的に言うと、発起人が持っている知的財産権またはそれによって派生した債権（例えばライセンス料）を特別目的事業体（SPV）に移行し、さらに当該特別目的事業体よりこれらの資産を担保にしてリパッケージや信用評価等を行い、信用の強化を図った上で市場において流通可能な証券を発行し、融資を行う金融操作を指す。知財証券化の基本的な取引形態は、投資銀行、法律、会計及び税務機構による専門的なアレンジの下で、発起人より知的財産権を組み合わせ、特別目的事業体に譲渡または転売し、特別目的事業体は信用度のレベルアップを通じて譲り受けた知的財産権資産の信用度の向上を図り、そして一定の投資レベルを維持し、その上でアンダーライターを通じて、知的財産権資産を基に投資家に対し証券を発行する。特別目的事業体は証券発行で調達した資金を用いて、発起人に知的財産権資産の移転に関する対価を支払い、譲り受けた知的財産権の運営管理によって得られた収入を以て証券投資家に証券元利を支払うようにする¹。

¹ 「知的財産権証券化：理論分析と応用研究」李建偉（上海财经大学法学院）、「知識産権」2006年第1期に掲載

第二節 知財金融の背景、現状と課題

(1) 背景

(a) 知財担保融資

知財担保融資について、1995 年の「担保法」（すでに廃止となった）では、法に則って譲渡できる商標権、専利権、著作権の中の財産権に対して質権を設定することができると規定されている。それに合わせて、1996 年に、元国家専利局が「専利権質権設定契約登記管理暫定弁法（专利权质押合同登记管理暂行办法）」（すでに廃止となった）を公布した。但し、上記規定が公布されてから一定期間において中国全土で実際に専利権に対して質権を設定することはほとんどなかった²。2002 年に北京市科技金融促進会（北京市科技金融促进会）より市場調査・研究を行い、関連機構と連携して「専利権質権設定貸付」モデルを研究開発し、2003 年から 2005 年までの間、大連と青島市でパイロット事業を行った。その後、中国国内の一部の大都市で中小企業向けの知財権質権設定貸付を試行し始めた。

2010 年、中国の中小企業の発展を支援するため、財政部、工業・信息化部、元中国銀行業監督管理委員会などの関連政府部門より「知的財産権質権設定融資と評価管理の強化による中小企業の発展支援に関する通知（关于加强知识产权质押融资与评估管理支持中小企业发展的通知）」³を公布し、商業銀行等の金融機関が国の中小企業の発展支援政策に基づき知的財産権の融資価値を存分に活かし、多種類のモデルの知財質権設定融資業務を行うための指導と支援を行うよう要請した。

2015 年、「新情勢下における知的財産権強国の建設加速に関する国務院の若干の意見（国务院关于新形势下加快知识产权强国建设的若干意见）」⁴等の一連の支援策が相次いで打ち出され、知財質権設定融資の関連業務が徐々に国家レベルの戦略的要求にグレードアップされたことを示している。関連資料では、2010 年から 2016 年までの間、知財質権設定融資の件数は急増していること⁵を表している。2017 年から今まで、中国政府部門と関係機構による知財融資担保へ

² 「知的財産権担保融資研究：理論レビュー、国際経験と政策提案」趙廷辰（中国銀行研究院）、「西南金融」2022 年第 9 期に掲載

³ 出所：中華人民共和國財政部 公式サイト URL：http://www.mof.gov.cn/gkml/caizhengwengao/2010nianwengao/wengao8/201011/t20101117_349197.htm

⁴ 出所：中華人民共和國中央人民政府 公式サイト URL：http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-12/22/content_10468.htm

⁵ 「知的財産権担保融資研究：理論レビュー、国際経験と政策提案」趙廷辰（中国銀行研究院）、「西南金融」2022 年第 9 期に掲載

の支援は徐々に拡大され、関連政策の公布も頻繁になりつつ、「知的財産権質権設定融資の拡大」という用語も政策性文書の中で度々目にするようになる。2020 年以来、知財質権設定融資を奨励、支援する政策性文書が相次いで公布され、これは中国の知財融資担保が新たな発展段階に入ったことを表している。

(b) 知財保険

中国の知財保険に関する模索は、同じく 1990 年代から始まったものである。1999 年 10 月 6 日、深セン深港工貿進出口公司（深圳深港工貿進出口公司）と中国未来研究会は共同で彼らの間のハイテク成果の譲渡について、中国人民保険公司深セン分公司（中国人民保險公司深圳分公司）に保険をかけた。これは中国史上初のハイテク成果取引に関する保険となり、保険業務のハイテク成果取引への関与の先例を創り上げた⁶。その後の 2004 年 4 月、北京中関村知識産権促進局と中国人民財産保險股份有限公司深セン市分公司（中国人民財產保險股份有限公司深圳市分公司）との間で「中関村知的財産権保険提携フレームワーク協議書」の締結に成功し、率先して中国全国で知財保険分野の研究と提携を行い、知的財産権と保険との有機的な組み合わせを模索した。当該協議書の核心的な議題として、双方が専利技術成果譲渡保険業務を展開することであり、これによって中国の知財保険の第一歩を踏み出した⁷。

2009 年 8 月、専利保険合作社が広東省佛山市禅城区で開催された「国家知的財産権強県プロジェクトを実現する推進大会」で重点的に打ち出された。現地の政府は先ず初めに 120 万人民币を合作社の特別資金として専利権侵害保険の発展を支援するように手配した。2010 年末に、信達財産保険は国内初の専利保険商品である「専利権侵害調査費用保険」を発売した⁸。2012 年から、中国知財保険の実践範囲が徐々に拡大され、浙江、大連、武漢等の省・市は相次いで専利保険に関する試行プロジェクトをスタートさせた⁹。

知財保険への模索が盛んに行われている背景の中で、2014 年 6 月 30 日までに、全国 30 の省、市、県より専利保険に関する指導的意見、専利保険補助金政策等¹⁰が打ち出された。2016 年、国家知識産権局より「国家知識産権局による広州市等の地域と部門で専利質権設定融資及び専

⁶ 出所：中国国際ハイテク成果交易会 公式サイト URL：https://www.chtf.com/liaojiegaogjiaohui/lijiehuigu/chtfl/news/201508/t20150825_5564.html

⁷ 「知的財産権訴訟費用の保険メカニズムの研究分析」 胡玫、朱雪忠、「中国発明と専利」2007 年第 6 期に掲載

⁸ 出所：中国新聞網 URL：<http://www.chinanews.com.cn/fortune/2010/12-22/2738495.shtml>

⁹ 「知的財産権保険発展の現実障害と経路探求」 劉心雨（遼寧大学経済学院）、胡颺（錦泰財産保險有限公司雲南分公司）、「上海保険」2021 年第 10 期に掲載

¹⁰ 「地位的財産権リスク管理ツール—専利執行保険に関する中国での現状評価・分析」 董慧娟、劉禹（厦門大学知識産権研究院）、「科学技術管理研究」2016 年第 36 巻第 2 期に掲載

利保険パイロット事業を展開することに関する通知（国家知识产权局关于在广州市等地区和单位开展专利质押融资及专利保险试点示范工作的通知）¹¹を公布し、広州市等の 72 地区と部門で專利質権設定融資、專利保険パイロット事業を展開することを決め、試行期間は 2016 年 8 月からの 3 年間とした。これによって中国の知財保険試行地域範囲はさらに拡大された。2017 年以降、一連の支援政策が相次いで打ち出され、中国の知財保険に関するサポート方式もトライアル或いは模索から次第に全面的な奨励と普及に転化した。

（c）知財証券化

改革開放以来、中国の社会主義市場経済体制は絶えず整えられ、格付け評価機関、法律事務所、会計士、税理士事務所、各種の証券業者とアンダーライター等の専門サービス機関の盛んな発展、資産証券化への試み、中国投資家の投資意識の育成は、いずれも知財証券化に有利な条件を創り上げた。

2004 年、国務院より「国務院、資本市場の改革開放と安定発展の推進に関する若干意見（国务院关于推进资本市场改革开放和稳定发展的若干意见）」（すでに廃止となった）を公布し、資産証券化種目を積極的に模索し、開発することを打ち出したが、その後かなり長い間、国は幾度も知財証券化に言及した政策を相次いで打ち出してきたが、当該業務は模索段階に留まっているに過ぎなかった。長年の蓄積と模索を経て、2018 年末、中国初の知財証券化商品の「奇芸世紀知的財産権サプライチェーン金融資産支援特別計画」が承認を得て上海証券取引所での発行に成功し、これは知財証券化に関する模索が中国で初歩的かつ実質的な成果を上げたことを表している。その後、より多くの知財証券化商品が相次いで発行され、中国の知財証券化に関する試みが新たな段階に入ったことを示している。模索の成果が初めて現れてから、国は再び相次いで関連政策を公布し、知財証券化への支援をさらに強化した。

（2）現状

国家知識産権局の開示情報によると、ここ数年来中国における專利と商標の質権設定融資の金額は全体的に見て上昇傾向にあり、2018 年の專利・商標質権設定融資総額は 1224 億人民元で、2019 年は 1500 億人民元を超えていて、2020 年は 2180 億人民元に達し、2021 年はさらに 3000 億人民元を超えていて、コロナ禍で経済活動が著しい影響を受けた 2020 年と 2021 年のいずれも 40%以上の増幅を実現した。総額の急増の他、知財質権設定融資は、中小・零細科学技

¹¹ 出所：中華人民共和國中央人民政府 公式サイト URL：http://www.gov.cn/xinwen/2016-08/21/content_5101086.htm

術イノベーション企業をサービス対象とし、エリアの分布は科学技術イノベーションが活発に行われている発達地域をメインとし、知財質権設定融資については専利がメインで、商標がその次で、著作権が比較的少なく、商業銀行、担保会社、保険業者等より知財質権設定融資商品¹²を次々と発売しているといった特徴を表している。

国家知識産権局より 2022 年 10 月 9 日に開催した「知的財産権のこの 10 年」をテーマとするプレスリリースで、国家知識産権局知識産権運用促進司の雷筱云司長は次のように語った。「10 年来、知的財産権保険は累計で 2.5 万以上の企業に対し 1000 億人民元を超えるリスク保障を提供し、知的財産権金融の実体経済へのサービスは幅と深さのいずれにおいても著しく拡大している¹³」。

北京智慧財富知識産権金融研究院より公表した「全国知的財産権証券化プロジェクト発行状況分析報告（2021）（全国知識産権証券化項目發行情況分析報告（2021））」によると、2021 年 12 月 31 日までに、中国全土で発行された知財証券化商品は計 66 件で、累計発行規模は 182.49 億人民元に上り、所在地域は北京、広州、深セン、上海、仏山、温州、蘇州、煙台、南京、合肥、杭州、台州等の都市を含む 7 つの省クラスの行政区をカバーしている。しかしながら、中国では知財証券化に関する試みもかなり長い間続けてきたが、その成果として初めて現れたのは 2018 年であり、前記その他の 2 種類の知財金融方法と比べて、知財証券化はこれまでの 4 年程度の実務経験しか積み上げておらず、現在においても成熟した体系を整っておらず、市場業務規模も相対的に小さいものである。

上記統計データで示している金額から見て、長年の発展を経て、中国の知財金融はそれ相応の規模を成しており、金融市場における一部となり、知財金融の様々な試みも当初の地方での試行から徐々に全国範囲で展開してきた。

(3) 想定される解決すべき課題

中国の知財金融はすでに数 10 年の発展を成し遂げてきたとは言えるものの、全体的にはまだ初期段階にあり、かつ依然として解決すべき問題を多く抱えている。

1 つ目は知財金融関連規範体系が健全化されていないということである。現在、現行の中国知的財産権法の専門法令では、いずれも知財金融について直接的に言及しておらず、関連内容は基本的に政策性文書に規定され、全体状況は比較的混乱している。それ故に、解決すべき

¹² 「知的財産権担保融資研究：理論レビュー、国際経験と政策提案」趙廷辰（中国銀行研究院）、「西南金融」2022 年第 9 号に掲載

¹³ 出所：国家知識産権局 公式サイト URL：<https://www.cnipa.gov.cn/col/col13071/index.html>

問題の1つとして、引き続き知財金融関連規範の最適化を図り、専門法律を打ち出し、知財金融について規定し、関連規範との繋がりや補い合いを良くすることである。

2つ目は知財金融モデルケースの発展がアンバランスである。現在、中国の知財金融に関する様々な展開パターンにおいて、知財質権設定融資の発展だけが比較的成熟しており、知財保険の種類はまだ豊富とは言えず、知財証券化等に関する実践は依然として比較的に少ない。それ故に、将来的には健全な関連法律と規範体系を創り上げ、それ相応のオペレーションとガイドラインとなる文書または基準を打ち出し、そして様々な関連機関が知財証券化等の業務活動に取り組む能力を引き続き育成・強化する必要がある。

3つ目は知財金融市場が未だに健全化されていないということである。目下、中国の大多数の市場主体が知財金融活動に関わっているのは政府による援助と指導の下で行われているもので、自発的に関与するモチベーションはそれほど高くなく、多くの知財サービスプラットフォーム、運営センター等のインフラの運営・保守も政府による援助から切り離せられない状態にある。全体的に見て、知財金融市場の発展について依然として政策による援助に頼ることが多く、関連市場はまだ自力で更生できるレベルに達しておらず、かつ社会資本にとっての魅力をさらに高める必要がある。

4つ目は知財金融の各関与主体同士の提携レベルが低いということである。知財金融業務の展開について、政府、企業、銀行、評価機関と保険業者等様々な主体の関与が必要だが、各主体間の情報のバランスが取られていない等の問題の影響で、知財金融業務展開を推進する過程において、それぞれの主体同士の提携が密接とは言えず、そのために知財金融業務の推進に一定の困難をもたらしている。

第三節 何故中国で知財金融を推進する必要があるか？

2015 年、国家知識産権局は「知的財産権金融サービスの更なる推進に関する国家知識産権局の意見（国家知识产权局关于进一步推动知识产权金融服务工作的意见）」の中で、「知的財産権は国家発展の戦略的資源と国際競争力の核心的要素であり、金融は現代経済の核心である。知財金融サービスの強化は知財の運用と保護戦略配置の強化に関する党中央国務院の積極的な措置であり、知財業務による経済社会の革新的発展に寄与し、革新型国家建設を支える重要な手段である。知的財産権と金融資源との効果的な融合を促進することは、中小・零細企業の融資ルートを拡大し、市場主体の革新的発展環境を改善し、革新資源の好循環に役立ち、また、知財の価値を基に実現する多次元の資本投入メカニズムの構築にも役立つもので、価値を付加した専門的な金融サービスを通じて技術革新成果を広げ、全面的に知財移転への転化を促進し、金融資本のハイテク産業への移転を導き、伝統産業のモデルチェンジやグレードアップと戦略的新興産業の育成と発展を促進し、経済の質と利益を高めることに役立つものである」ことを明確に指摘した。また、学者からも、重要な革新要素として、知的財産権と金融の有機的な結び付けは、知財資産を活性化し、知財価値の転化を加速させ、市場の革新の原動力に刺激を与え、品質の高いイノベーションで品質の高い発展を後押しすることに役立つもので、従って、知財金融は発展の新たな構造を構築する重要な手がかりであり、金融サプライヤー側の構造改革の内在的な要求とも言えると指摘がなされた¹⁴。

知財金融の発展を推進することは、国内の知財市場の活性化、市場主体の健全な発展への保障、中国の総合国力と国際競争力の強化のいずれにも重要な意義を持っているため、中国では知財金融を推進していく中でそれを国家レベルの知財戦略の重要な一環にグレードアップした。

¹⁴ 「知財金融新生態の構築」 葛春堯（中国銀行普惠金融事業部）、「中国金融」2021 年第 19 期に掲載

第四節 知財関係者の考え方や意識の変化

前記の通り、1990年代から中国では知財金融の発展を試み始め、長年の模索を経て、知財金融は最初の一部の都市や地域での試行から全国範囲内での普及に転化し、さらに国家レベルの戦略へとグレードアップした。知財金融関連業務を推進する過程において、知財関係者の考え方や意識も変化の段階を呈している。

企業等の知的財産権所有者にとって、土地や設備等の有形資産と比べて、知的財産権のような無形資産が特殊なものであり、その価値を直接実現する難易度が比較的高く、特に知的財産権及びその価値評価に関する法律規範が整備されていない時期において、企業が融資活動を行う際、通常は有形資産を担保とする等の形で行われている。一方、経済の発展に伴い、市場には有形資産と比べて、知的財産権等の無形資産の面においてより競争力のある科学技術イノベーション型零細企業が大量に現れるようになってきた。これらの企業の融資ニーズに応えるために、国は知的財産権を持っている零細企業に恩恵を与えられる知財金融政策の制定に手掛け始めた。また、その他の企業が知財金融への参入需要もますます高まっていることため、国は関連試行業務経験をまとめ上げた上で、零細企業だけに限らない知財金融政策を相次いで打ち出し、これによって、中国企業による知財金融への参入意欲を更に刺激を与えた。

法律事務所、資産評価機関、保険業者、証券会社等の知財金融に関与する者にとって、知財金融業務に関与することによって実際の収益とビジネスをもたらすことができるため、知財金融に関与する意欲も次第に呼び起こされるようになった。それと同時に、上記機関は多くの場合、知的財産権、金融又は資産評価等の業務分野において比較的高い専門的な素質と能力を備えており、かつ自らと企業等の市場主体の知財金融に参入する直接的な目的（即ち業務開拓を行い収益を創り出すこと）とも一致しているため、関連政策によってもたらされるインセンティブを期待できる。また、知財関連政府部門にとって、国より公布された知財金融政策は、自らの業務の直接的根拠であり、特に地方政府部門は、知財金融関連政策を定着させる責務を担っている。従って、企業等の市場主体と比べて、政府部門は「自主性」を備えておらず、一旦関連政策が打ち出された場合、速やかにそれに対応し関与しなければならない。

全体的に見て、各市場主体の知財金融に関与することに関する意欲が次第に高まり、一部の市場主体は知財金融の展開を推進する過程において徐々に政策によるメリットを享受できるようになり、より多くの主体がますます知財金融推進業務に関与したくなることを促し、中国の知財金融市場の規模が拡大するような傾向がある。

第二章 中央政府の知財金融等関連政策の概要

中国の知的財産権の発展につれ、国は知財金融環境の構築を益々重視するようになり、中央政府レベルで関連ガイドラインとなる政策規定を立て続けて打ち出し、次第に知財金融政策体制を策定・構築し、関連政策環境を整えた。中央政府ではそれぞれ指導的政策、促進政策及びサポート措置という3つの面から次第に知財金融関連政策フレームワークを築き上げた。

第一節 国家知財金融等に関する政策及び制度

(1) 指導的政策

中央政府は早い段階から知財戦略に関する指導的政策の制定に着目し、2005年に国務院は国家知識産権戦略制定業務指導チーム（国家知识产权战略制定工作领导小组）（以下、「業務指導チーム」という）を立ち上げ、関連政策の制定業務に着手した。業務指導チームは国家知識産権局、国家工商行政管理局（すでに国家市場監督管理総局に改名）、国家版權局、国家發展改革委員会、科学技術部、商務部等33の中央政府部門が共同で参加し、戦略制定業務の推進に当たった。2008年6月5日、国務院は「国家知的財産権戦略綱要（国家知识产权战略纲要）」（国発〔2008〕18号、以下、「綱要」という）を配布し、「綱要」では、2020年までに中国を知的財産権の創造、運用、保護と管理においてレベルの比較的高い国に作り上げることを打ち出し、また知的財産権の創造と運用を促進し、知的財産権の譲渡、ライセンス、質権設定等の形を通じて知的財産権の市場価値を実現できるよう企業を導くことをも打ち出した。「綱要」の公布は中国の知財制度の戦略的重心が保護段階から創造、運用と管理のいずれをも重視する段階に入ったことを示し、それ以来、知的財産権の発展が国家戦略レベルに昇格された。政策の配置については2つの段階に分かれるようになり、即ち初期の配置段階と後期の普及段階の2段階で、各段階についてそれぞれ次のように紹介していきたいと思う。国家レベルの知財金融政策に関する大まかな流れを図1に示した。

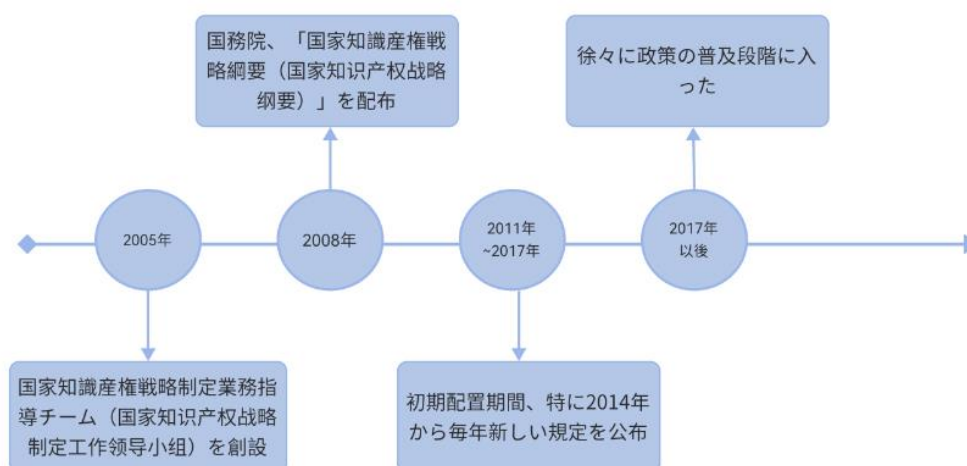


図1 国家レベルの知財金融政策に関する大まかな流れ

① 初期配置期間（2011年～2017年）

2011年～2017年は初期配置段階であり、当時は国家レベルで立て続けて知財戦略に関する指導的政策とアクションレイアウトプランを公布し、そして次第に知財金融サービスの概念を打ち出した。特に前文で紹介した業務指導チームは、「国家知的財産権戦略実働工作部際連席会議弁公室（国家知识产权战略实働工作部际联席会议办公室）」の名義で2011年から5年続けて、年度「国家知的財産権戦略実働推進計画（国家知识产权战略实働推进计划）」を公布し、それぞれ当時の具体的な状況に合わせて政策による配置を行っており、且つ、毎年の政策には知財金融政策が含まれている。この期間における関連政策及び会議概要を図2に時系列で示した。

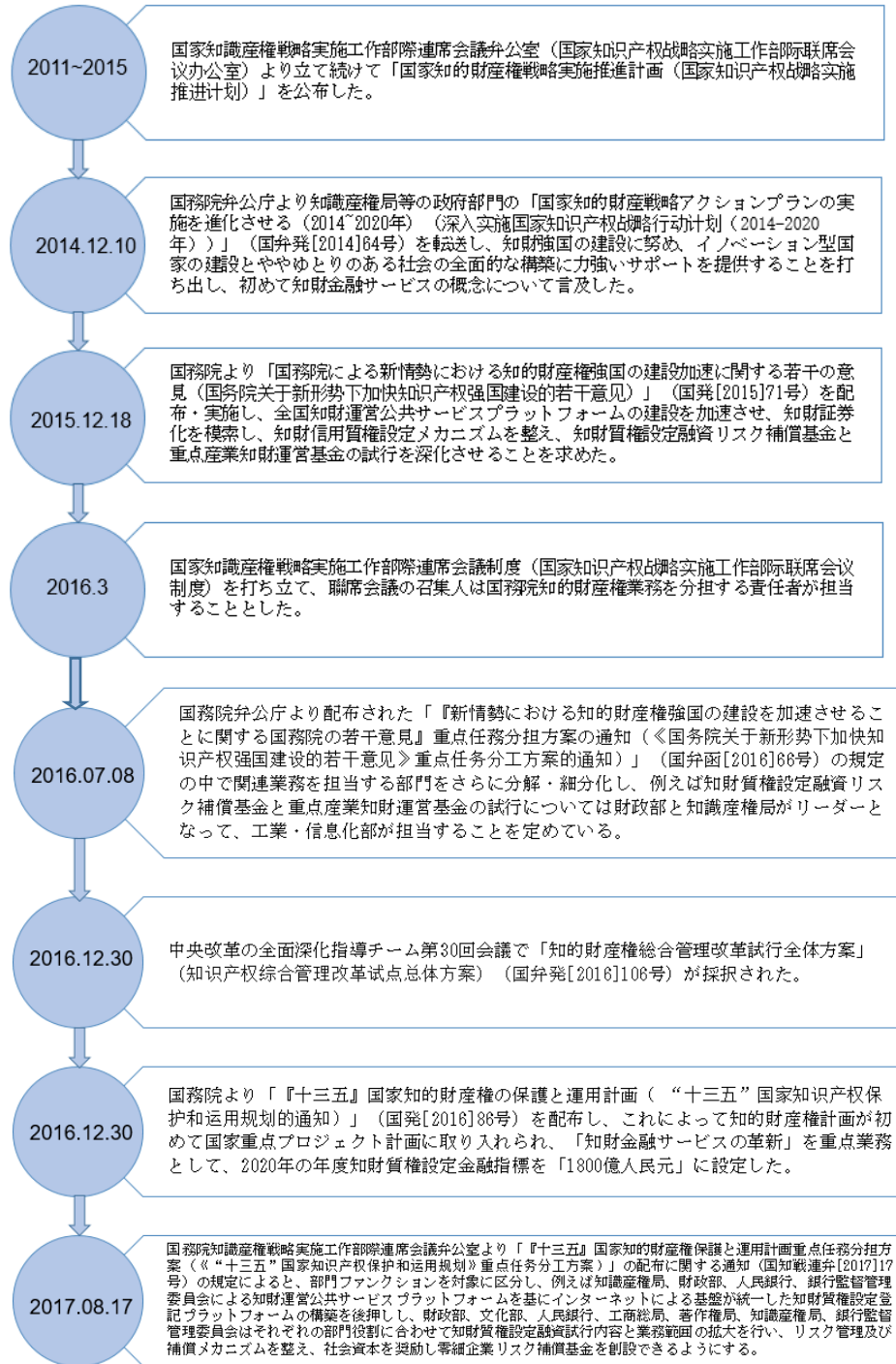


図2 初期の配置期間における政策性文書等の流れ

その中で、2011年から2015年まで毎年公布された「国家知的財産権戦略実施推進計画（国

家知识产权战略实施推进计划)」は国家レベルで知財戦略の実施における重点任務と具体的な業務措置に対して重要かつ規範的な配置文書である。上記の計画では、2011年に企業の知的財産権に対する質権設定融資をサポート、規範化し、中小企業の知的財産権評価と投融資サービスメカニズムを革新すること、2012年に知的財産権評価準則体系を完備すること、2013年に20個の知的財産権投融資サービスプラットフォームを建てること、2014年に知財質権設定融資、投融資、専利保険を重点に推進すること、2015年に北京、西安、珠海などで知的財産権運営公共サービスプラットフォーム、特色試験点プラットフォームなどを建設することが明確に提出された。

その他、中国共産党中央委員会、国務院の「体制メカニズム改革の深化と革新駆動発展戦略実施の加速に関する若干意見（深化体制机制改革加快实施创新驱动发展战略的若干意见）」（中発〔2015〕8号）に記載されている資本市場の技術革新への支持強化に関する意見に応えるため、国家知識産権局より2015年3月30日に「知的財産権金融サービス事業をさらに推進することに関する意見（关于进一步推动知识产权金融服务工作的意见）」（国知発管函字〔2015〕38号）が公布された。当該「意見」は初めて国家レベルで知財金融を発展させることを明確に打ち出した政策性文書である。「意見」では知的財産権と金融との結び付けの重要性を十分に認識し、知財金融に関する着実な実施をサポートする措置を整え、知財金融発展環境を最適化し、投資、信用貸付、質権設定、抵当、証券、保険等の業務と結び付けた多元化となるマルチレイヤ知財金融サービスメカニズムを構築し、知財質権設定融資業務の深化と開拓、専利保険市場の育成と仕組化の加速、知財資本メカニズムの積極的実践に関する5つの業務を具体的に打ち出し、さらに2020年までに全国専利質権設定融資金額が1000億を超えられるようにする目標を掲げた。

それから間もなく、2016年11月09日に、国家知識産権局よりさらに「知的財産権強市建設の加速に関する指導的意見（关于加快建设知识产权强市的指导意见）」（国知発管字〔2016〕86号）が配布された。これにより、都市知的財産権パイロット事業モデルケースの配置を深化させ、2020年までに、長江デルタ地帯、珠海デルタ地帯、環渤海地域及びその他の国家重点発展エリアにおいて20前後の知財リーダーとなる都市を築き上げられるようにし、知財管理体制メカニズムの革新、専利ナビゲーション産業の発展、知財市場化運営、知財金融サービスの革新、厳密な知財保護、知財サービス業発展等に関する政策、重大プロジェクトとパイロットモデルケースを優先的に配備することが打ち出された。

これまでに、国家レベルでの知財金融政策に関する配置はほぼ完了したことになる。（初期配

置期間の政策性文書のまとめについては巻末の別表 1 参照)

② 政策普及期間 (2017 年から現在まで)

2017 年から次第に政策の普及段階に入り始めた。政策普及期間において、国家レベルでは知財戦略政策及び経験モデルの普及を加速し始め、各地で知財金融サービスの試行を行い、知財質権設定融資モデルを普及させ、企業の融資ルートの拡大を図った。2016 年から 2020 年までに、業務指導チームは「国家知的財産権戦略実施工作部際連席会議弁公室（国务院知识产权战略实施工作部际联席会议办公室）」の名義で、さらに 5 年続けて年度「国家知的財産権戦略の実施を深化させ、知的財産権強国の建設を加速させる推進計画（深入实施国家知识产权战略加快建设知识产权强国推进计划）」を制定し、そして 2021 年に「知的財産権強国建設要綱と『十四五』の実施の年度推進計画に関する通知（知识产权强国建设纲要和“十四五”规划实施年度推进计划）」に関する通知（国知戦連弁〔2021〕16 号）を配布した。それぞれ知財投融资、知財運営と成果転化、知財査定と評価等の面から知財に関する具体的な事項を細分化し、そして政府部門のファンクションに合わせて責任範囲を区分し、国家知財戦略における知財強国建設政策の実践をより一層確実に推進した。

ここ数年の政策普及期間において、国家レベルでも政策や法律法規の更新が立て続けて執り行われるようになった。この期間における関連政策及び会議概要を図 3 に時系列で示した。



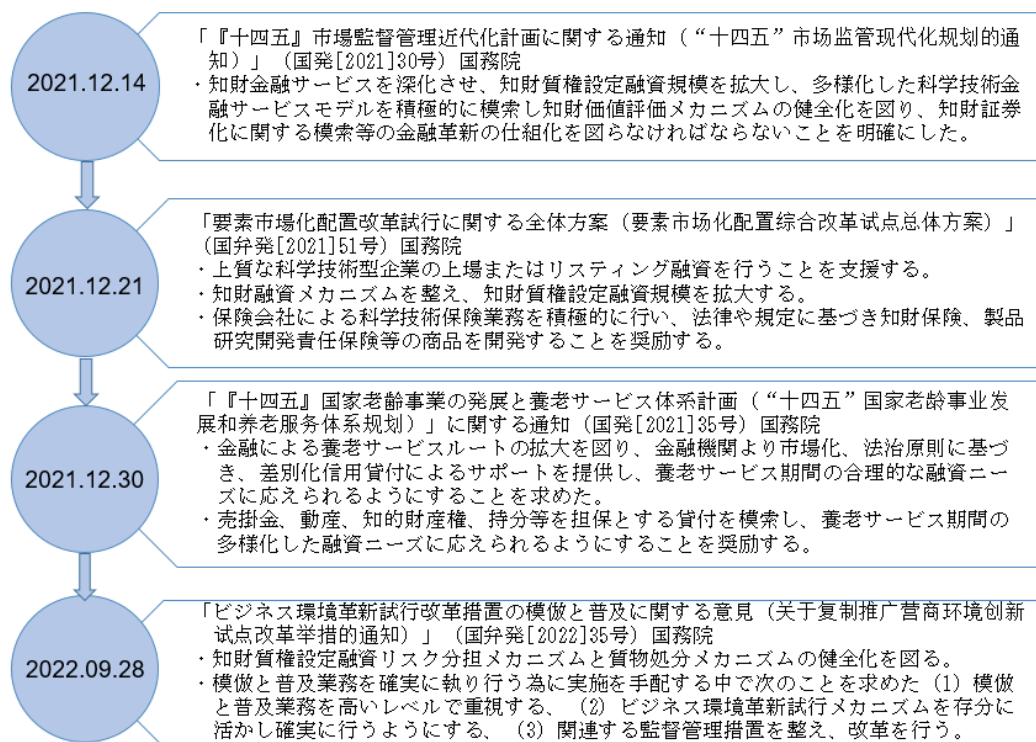


図3 政策普及期間における政策性文書等の流れ

上記図3で明確に示されている通り、「知的財産権強国建設綱要（2021～2035）（知识产权强国建设纲要（2021—2035年）」（以下、「綱要（2021～2035年）」という）が公布されてから、国家レベルでは関連政策の打ち出しが明らかに速くなり、普及を強化し、関連メカニズムの設置とプラットフォームの構築を整え、その健全化を図り、そして知財金融を養老等の特殊分野に取り入れ始めた。（政策普及期間における政策性文書のまとめについては巻末の別表2参照）

（2）促進政策

知財金融に関する国の指導的政策の下で、知財金融に関する具体的な措置を定めた関連規範性文書もそれに合わせて打ち出されるようになった。知財質権設定融資、保険、証券化等については、2010年からすでに具体的な規定が打ち出されるようになり、大まかに見積もると、関連規範性文書は約25部あり（詳しい内容については巻末の別表3参照）、これらの知財金融の促進政策では主に次の幾つかの面において力を入れている。

1、促進政策のカバーする面を絶えず拡大する。政策普及期間において、国家レベルで改革措置を全国及び改革試験区域内で普及・適用させ、金融機関、地方政府等に対し「貸付+保険保障+財政リスク補償」の質権設定融資モデルの構築を試みるよう求め、さらに成長目標、融資規模等について具体的な指標及び査定メカニズムを定めた。そして各地で試行を行い、業界との提携や協力を強化し、関連経験をハイテク企業が集中している産業パーク内までに普及させ、知財質権設定融資及び専利保険に関する試行とデモンストレーションを執り行う。

2、健全なリスク分担と補償メカニズムの構築を模索する。多くの政策において、関連メカニズムの構築、完備について言及しており、条件のある地域において知財保険奨励・補償メカニズムの構築を奨励する。例えば、国家知識産権局では、国家専利質権設定融資リスク補償パイロットとなる省¹⁵は「専利質権設定融資保証保険を導入し、専利質権設定融資リスク補償メカニズムを整えることに関する通知（关于引入专利质押融资保证保险完善专利质押融资风险补偿机制的通知）」の規定を着実に実施した上で、省内の関連地方都市を組織し革新パイロット事業の深化を加速させなければならず、リスク補償メカニズムを確立していない省については、専利保険メカニズムを導入し、地方保険補償資金を設立し、企業が質権設定融資プロジェクトにおいて専利執行保険と融資保証保険を購入するよう積極的に導き、金員・保険・財政リスク補償をワンセットとする知財質権設定融資プロジェクトの実践を実現できるようにすることを求めている。促進政策展開の初期段階において、国家レベルでは短期間において知財質権設定融資の市場化運営を実現できないことを認識しているため、財政を通じてリスク分担と補償メカニズムに関与する形で普及を図ろうとしている。

3、知財金融サービスと具体的なプロジェクトとのリンクを強調する。国の関連政策では積極的に知財金融の発展を推進するためにサービスの供給を提供し、各省の知識産権局は頻繁に需要調査の実施をアレンジし、関連部門と共に企業の融資ニーズ及び企業核心的な専利等の知的財産権の運営状況を踏まえて、種類別のニーズに関するデータベースを作り上げ、適時にサービス供給を強化し、プロジェクトとのリンクを効果的に促進しなければならず、それと同時に、関連政策ではプロジェクトの質権設定と資産評価サービスの強化を奨励し、資産評価サービス

¹⁵ 2017 年、国家知識産権局弁公室は通知を出し、遼寧、山東、広東、四川の四つの専利質権設定融資リスク補償基金試行の省に専利質権設定融資保証保険を導入し、専利質権設定融資リスク補償メカニズムを完備するよう要求した。 出所：国家知識産権局 公式サイト URL: https://www.cnipa.gov.cn/art/2017/3/1/art_53_117275.html

機関の取り入れまたは育成することを奨励し、サービス能力を向上させ、知財資産評価サービスに関する仕組化、指導と監督を強化し、科学的で迅速な資産評価パターンの構築を模索するように求めた。

4、質権リスク管理と登記試行の実施を力強く普及させる。質権登記制度の仕組化を図るため、2021年に専利質権設定登記方法を改正し、これまでの試行経験を踏まえて関連手続きを簡素化し、業務効率を大幅に向上させた。関連政策を整えることは関連サービス業務の実施と促進に有利である。専利質権設定融資業務量が比較的に大きく、業務基盤が比較的にしっかりしている地域において、特に知財総合管理改革試行地域、知財運営サービス体系構築重点都市及び革新・創業モデルケース所在省においては、専利質権設定登記に関する試行を申込みことができる。

5、知財保険、証券化の関連政策の打ち出しによる様々な知財金融商品の革新を奨励する。国家レベルで知財保険商品の革新と普及にさらに力を入れた。この頃、「綱要（2021～2035年）」と『『十四五』国家知的財産権保護と運用計画（“十四五”国家知识产权保护和运用规划）』に定める様々な知財保険と商品革新に関する業務手配を実施するために、国家知識産権局と中国人民財産保險股份有限公司は戦略的パートナーシップをさらに深め、知財保険商品とサービスが大規模化と常態化の方向に発展できるように推進している。

第二節 補助措置に関する政策及び制度

上記の促進政策の他、知財金融の発展をサポートするために、国家レベルでも次第に関連補助措置と関連政策を整え、それには知財資産評価準則の完備、知財金融取引プラットフォームの構築、取引仲介機関の発展促進等が含まれている。例えば、現在まだ策定している最中の「專利評価指針（專利評估指引）」は企業、金融機関等の主体による專利取引、ライセンス、出資、質権設定融資等の活動を行うためにベースとなるサポートを提供するものである。これ以外に、2021年7月、知財質権設定情報プラットフォーム（知識产权質押信息平台）¹⁶を立ち上げ、知財質権設定登記情報、金融商品情報等を提供し、そしてプラットフォームを活用して企業信用信息調査及び知財業務手続きナビゲーション等の総合的なサービスを行うこともできる。知財質権設定情報プラットフォームは「3つの1」というサービス、即ち「1つのプラットフォームに集約、ワンストップ式問い合わせ、1つの窓口による開示」という特長を備えているものである。「1つのプラットフォームに集約」とは、プラットフォームにおいて、今まで異なる部門や機関に分散していた信用信息、專利質権設定情報、商標質権設定情報、金融機関質権設定サービス情報等を1つのプラットフォームに集約して共用させることを指し、「データの重複」を解消し、知財質権設定の「政府・企業・銀行」情報のアンバランスの削減を図っている。「ワンストップ式問い合わせ」とは、社会公衆がプラットフォームにログインしてから、企業名称や統一社会信用コード、又は專利番号、出願番号等で、企業の知財質権設定融資状況や企業の信用状況を調べることができるだけでなく、1つのプラットフォームで関連情報を速やかに照合することができることを指す。「1つの窓口による開示」とは、プラットフォームにおいて、一部の金融機関の知財質権設定融資金融商品を開示し、知財政策法規と地方の代表的な事例を収集し、全世界の專利に関する照合、オンライン專利出願手続き、專利質権設定登記手続き及び地方知財取引に関するウェブサイトのアドレスとリンクすること、即ち1つのプラットフォームで関連情報を速やかに入手できることを指す。

詳細については、各種補助措置に関する規定を整理した下記（1）及び（2）に記載の表を参考にすることができる。

¹⁶ 知財質権設定情報プラットフォーム 公式サイト URL: <https://zscq.creditchina.gov.cn/>

(1) 知財価値評価の完備と強化に関する規定

No.	政策性文書名称	公布部門 施行期日	主な内容
1	知的財産権資産評価管理業務の強化に関する若干問題の通知（关于加强知识产权资产评估管理工作若干问题的通知）（財企[2006]109号）	財政部 国家知識産権局 2006. 04. 19	知的財産権保有企業に対し資産評価すべき状況（価格に換算し持分として計上、質権の設定、競売譲渡等を含む）について規定し、資産評価機関による知的財産権評価業務の基本業務規則について定めている。
2	文化企業の無形資産評価に関する指導的意見（文化企业无形资产评估指导意见） （中評協[2016]14号）	中国資産評価協会 2016. 07. 01	文化企業の著作権、専利権、商標権及びその他の無形資産を評価する場合の評価対象とその範囲、操作要件、評価方法、開示要件について規定している。
3	資産評価業務準則——無形資産（资产评估执业准则——无形资产） （中評協[2017]37号）	中国資産評価協会 2017. 10. 01	無形資産（各種知的財産権を含む）の資産評価基本原則、操作要件、評価方法、開示要件について規定している。
4	専利資産評価に関する指導的意見（专利资产评估指导意见） （中評協[2017]49号）	中国資産評価協会 2017. 10. 01	評価準則及び知的財産権資産評価ガイドラインを基に、専利権評価に関する操作要求及び専利資産価値に影響を及ぼす様々な要素についてさらに細分化した。
5	著作権資産評価に関する指導的意見（著作权资产评估指导意见） （中評協[2017]50号）	中国資産評価協会 2017. 10. 01	評価準則及び知的財産権資産評価ガイドラインを基に、著作権評価に関する操作要件及び資産価値に影響を及ぼす様々な要素についてさらに細分化した。
6	商標資産評価に関する指導的意見（商标资产评估指导意见）	中国資産評価協会 2017. 10. 01	評価準則及び知的財産権資産評価ガイドラインを基に、商標権評価に関する操作要件及び資産価値に影響を及ぼす様々な要素に

	(中評協[2017]51号)		ついてさらに細分化した。
7	知的財産権資産評価ガイドライン（知识产权资产评估指南） (中評協[2017]44号)	中国資産評価協会 2017. 10. 01	異なる評価目的における知的財産権資産評価の操作ポイントを規定すると同時にマクロ経済政策、業界政策、経営条件、生産能力、市場状況、商品のライフサイクル等様々な要素による知的財産権資産効力に果たしている役割及び知的財産権資産価値に対して派生する影響について細分化を行った。
8	知的財産権分野で「放管服」改革 ¹⁷ の深化、革新環境とビジネス環境の最適化に関する通知。（关于深化知识产权领域“放管服”改革优化营商环境和营商环境的通知） (国知発服字[2021]10号)	国家知識産権局 2021. 05. 10	(15) 知的財産権市場化運営能力を向上させる。知的財産権評価体系の健全化を図り、知的財産権価値評価メカニズムと基準を整え、自己評価能力の向上を図れるよう金融機関を指導する。略……知的財産権質権設定融資の「産業パーク参入企業特典」に関する個別アクションを手配し、ハイテクパーク等の開発エリアでの知的財産権質権設定融資を力強く推進し、知的財産権質権設定融資の普及と特典の享受を拡大する。知的財産権質権設定情報プラットフォームを整え、質権設定登記情報ルートの円滑化を図る。
9	知的財産権運営業務の促進と仕組化に関する通知（关于促进和规范知识产权运营工作的通知） (国知発運字[2021]22号)	国家知識産権局 2021. 07. 27	7、流通の円滑化と知的財産権評価サービス能力の向上を図る。 知的財産権評価の規範性と科学性の向上を促進し、知的財産権評価関連規範とガイドラインについて積極的に研究・普及を行い、ビッグデータとインテリジェントテクノロジーを活用し、知的財産権評価事例の参考

¹⁷ 「放管服」改革とは、「行政簡素化と権限委譲」、「監督管理の強化」、「サービスの最適化」に関する改革を指す。

			となる役割を発揮させ、知的財産権評価サービスの専門化、スマート化レベルの向上を図る。評価サービス機構による異なる応用状況を対象とする知的財産権評価ツールの開発を奨励し、革新主体、市場主体のライセンス譲渡、投融資等のニーズに応じて、仕組化された便利な知的財産権評価サービスを提供する。知的財産権品質評価と価値評価メカニズムを構築できるよう企業を導き、知的財産権の企業競争力における役割について定性・定量分析を行い、科学的な管理と知的財産権の使用について企業を指導する。
10	「十四五」国家知的財産権保護と運用計画に関する通知（“十四五”国家知识产权保护和运用规划的通知） （国発[2021]20号）	国務院 2021. 10. 09	知的財産権価値評価体系の健全化を図り、スマート化知的財産権評価ツールの開発を奨励する。
11	中国銀行保険監督管理委員会、ハイレベル科学技術の自立自強に関する指導的意見（中国银保监会关于银行业保险业支持高水平科技自立自强的指导意见） （银保監発[2021]46号）	中国銀行保険監督管理委員会 2021. 11. 26	（15）知的財産権融資サービス体系を整える。銀行オンライン専利質権設定登記代行パイロットエリア範囲の拡大をサポートし、知的財産権質権設定登記サービスの最適化を図る。知的財産権取引市場を通じて知的財産権収集・保管取引を行い、知的財産権質物処分ルートを拡大し、知的財産権質権設定の転化換金の加速をサポートする。銀行機関としては、知的財産権融資業務に関する認識を深め、組織による指導を

			強化し、インターネットテクノロジー等を積極的に活用し、知的財産権質権設定融資業務手続きの効率アップを図り、健全な知的財産権価値評価機関データベース、エキスパートデータベースを構築し、速やかに知的財産権価値の変化を評価し、知的財産権質物に関する動的管理の最適化を図らなければならない。
12	全国統一したビッグマーケットの建設の加速に関する意見（关于加快建设全国统一大市场的意见）	中国共産党中央委員会 弁公庁 國務院 2022. 03. 25	（13）統一した技術とデータ市場の育成を加速させる。健全で全国規模の技術取引市場を確立し、知的財産権評価と取引メカニズムを整え、各地の技術取引市場による相互アクセスを推進する。（略……）

（2）知財取引プラットフォームの構築及び仲介機関の発展の促進に関する規定

No.	政策性文書名称	公布部門 施行期日	主な内容
1	全国專利技術展示取引プラットフォーム計画の実施に関する通知（关于实施全国专利技术展示交易平台计划的通知） （国知発管字[2006]14号）	国家知識産権局 2006. 02. 05	2、指導的な構想と全体目標 全国專利技術展示取引プラットフォームの実施に関する全体目標は、国の專利産業化プロジェクトの全体的な配置に基づき、「第11回五ヶ年計画」期間またはそれよりも長い間に、全国の一部条件を備えている都市で幾つかの地域性專利技術展示取引センターに関するテストケースを選定しその発展を支援し、誠実で信用できるローコストの全国的專利技術展示取引サービス体系の構築と発展を成し遂げ、その上で知名度と信

			頼性の比較的高い全国的専利技術展示取引ネットワークプラットフォームを成し遂げられるようにする。
2	知的財産権取引市場の構築と完備に関する指導的意見（建立和完善知识产权交易市场的指导意见）（发改企业[2007]3371号）	国家発展改革委員会（元国家発展計画委員会、元国家計画委員会を含む）、科学技術部、財政部等の6部門 2007. 12. 06	全体目標：政府による導きと市場による後押しを通じて、重点地域の知的財産権取引市場が主導する、様々なサブ取引市場を基に、専門知的財産権市場をサブとする、各種専門仲介組織が幅広く関与し、国際慣例と連携し、配置が合理的で、機能が揃えていて、活力に溢れるマルチレイヤ知的財産権取引市場体系を徐々に構築できるようにする。
3	国家知的財産権戦略綱要（国家知识产权战略纲要）（国発[2008]18号）	国務院 2008. 06. 05	5、戦略措置 （6）知的財産権仲介サービスを発展させる （57）技術市場の役割を存分に果たせるようにし、情報が十分で、取引が活発で、秩序が整っている知的財産権取引体系を構築する。取引手続きの簡素化を図り、取引コストを低減させ、上質なサービスを提供できるようにする。
4	新情勢下における知的財産権強国の建設加速に関する国務院の若干の意見（国务院关于新形势下加快知识产权强国建设的若干意见）（国発[2015]71号）	国務院 2015. 12. 18	4、知的財産権の創造と運用を促進する （16）知的財産権取引プラットフォームの構築を強化する。知的財産権運営サービス体系を構築し、全国知的財産権運営公共サービスプラットフォームの構築を加速させる。知的財産権投融资商品を革新し、知的財産権証券化を模索し、知的財産権信用質権設定融資メカニズムを整え、投資と貸付

			との連動、投資と保険との連動、投資と債権との連動等の新しいモデルの発展を後押しする。革新・改革試験区でエンジェル投資、リスク投資、プライベートファンドを全面的に導き、ハイテク分野への投資を強化する。関係準則規定を細分化し、企業による科学的な知的財産権資産査定と管理を後押しする。大学や科学研究院（所）による健全な知的財産権移転・転化機関の設立を後押しする。知的財産権創造と運営に関するクラウドファンディングとクラウドソーシングパターンの模索をサポートし、「インターネット＋知的財産権」融合発展を促進する。
5	「十三五」国家知的財産権の保護と運用計画（“十三五”国家知识产权保护规划） （国発[2016]86号）	国务院 2016. 12. 30	5、重大個別案件 （1）知的財産権取引運営体系の構築を強化する。 1. 知的財産権運営公共サービスプラットフォームを整える。中央財政資金による誘導作用を発揮し、全国的な知的財産権運営公共サービスプラットフォームを構築し、文化財産権や知的財産権等の無形資産取引場所を支えに著作権取引を行い、著作権取引プラットフォームを慎重に築き上げる。関連業界管理規則を打ち出し、知的財産権取引運営に関する業務指導と業界管理を強化する。知的財産権運営公共サービスプラットフォームを基に、インターネットをベースとする基盤が統一した知的財産権質権設

			定登記プラットフォームの構築を後押しする。
6	ハイレベルの市場体系を構築するアクションプラン（建設高标准市场体系行动方案）	中国共産党中央弁公庁、 国務院弁公庁 2021. 01. 31	知識、技術とデータ要素市場の発展について、知的財産権と科学技術成果財産権取引機構の創設を打ち出した。中国技術取引所、上海技術取引所、深セン証券取引所等の機関による国家知的財産権と科学技術成果財産権取引機関の構築をサポートし、全国範囲で知的財産権譲渡、ライセンス等の運営サービスを行い、技術取引サービスの発展を加速して推進する。
7	「十四五」国家知的財産権の保護と運用計画に関する通知（“十四五”国家知识产权保护和运用规划的通知） （国発[2021]20号）	国務院 2021. 10. 09	4、知的財産権移転・転化の効果を向上させ、実体経済の革新発展を支え、知的財産権運営サービス体系の最適化を図る。重点産業分野と産業集約エリアで知的財産権運営センターの建設を推進する。総合的な知的財産権運営サービスプラットフォームの育成と発展及びサービスパターンの革新を図り、知的財産権転化を促進する。 知的財産権金融を積極的かつ確実に発展させる。知的財産権質権設定融資体系を最適化し、知的財産権質権設定融資リスク管理メカニズムの健全化を図り、質物処分メカニズムを整え、知的財産権質権設定情報プラットフォームを構築する。
8	ビジネス環境革新パイロット業務の実施に関する意見（关于开展营商环境创新试点工作的意见）	国務院 2021. 10. 31	国家知識産権局、財政部、国家版權局が責任を持って知的財産権市場化価格設定と取引メカニズムに関する更なる模索と完備できるようにし、地域を跨る知的財産権取引

	(国発[2021]24号)		サービスプラットフォームの構築を模索し、知的財産権取引のために情報開示、取引の仲立ち、資産評価等のサービスを提供し、科学技術企業が速やかに質権設定融資を行えるようサポートする。
--	---------------	--	--

第三章 各地方政府の知財金融に関する政策

2015年3月、国家知識産権局より「知的財産権金融サービスの更なる推進に関する国家知識産権局の意見（国家知识产权局关于进一步推动知识产权金融服务工作的意见）」を配布し、各地方知財管理部門に対し「関連部門と積極的に協力し、知財金融サービス業務の深化と拡大を図り、銀行業界・証券業界・保険業界及び創業投資等様々な金融資本と知財資源との効果的な結びつきの誘導と促進を図り、知財金融サービス体系の完備を加速させる」ことを求めた。各地方知財管理部門は、その呼びかけに応え、相次いで関連部門と連携し、各自所在地方の発展特長に合わせて様々な知財金融に関する具体的な実施政策を制定した。本章では、地方政府の知財金融関連政策について検索と纏めを行い、それと同時に知財リスク補償基金、知財質権設定融資、知財評価等の重点問題について分析を行い、実例に合わせて各地方の特色ある知財金融サービスについて紹介する。

第一節 省レベル地方政府の知財金融関連の規範性文書¹⁸の状況概要

中華人民共和国の行政区画は、省、地区、県と郷の4級制をとるとされている。そのうち、省レベル行政区には台湾省、香港とマカオ特別行政区（その他の省レベル行政区と異なる法制度を適用しているため、本報告は改めて言及しないものとする）を除き、計22の省、5つの自治区と4つの直轄市で構成され、上記大陸地域の31の省レベル行政区は地理的位置に基づき、東北地区、華北地区、華中地区、華南地区、華東地区、西南地区、西北地区の七つの地区に大まかに区分されている。

「威科先行」¹⁹という法律データベースを使って、知財質権設定/融資、知財保険、知財証券化及び知財評価（知財評価は知財金融において必要不可欠な一環であるため、それをも検索範囲に取り入れた）といったキーワードで、各地区・各省レベル行政区より打ち出された知財金融政策の状況について検索を行った。その詳細については下表の通りである（省レベル行政区より関連規範性文書を公布したことがある場合は、「○」で表示し、公布したことがない場合は、「×」で表示する）。

¹⁸ 規範性文書とは、規章を除き、行政機関又は法律、法規により授權された公共事務を管理する職能を有する組織が法定の権限、手続により制定し、かつ公布し、公民、法人又はその他の組織の権利義務に関し、普遍的な拘束力を有し、一定の期限内に繰り返し適用される公文書を指す。

¹⁹ 「威科先行」法律データベース URL：<https://taw.wkinfo.com.cn/>

各省レベル行政区より打ち出した知財金融関連の規範性文書の状況					
地理別区分	省レベル行政区	知財質権設定/ 融資	知財保険	知財証券化	知財評価/ 資産評価
華北地区	北京市	○	○	○	○
	天津市	○	○	○	○
	河北省	○	○	○	○
	山西省	○	○	○	○
	内モンゴル自治区	○	○	○	○
東北地区	遼寧省	○	○	○	○
	吉林省	○	○	○	○
	黒龍江省	○	○	○	○
華東地区	上海市	○	○	○	○
	江蘇省	○	○	○	○
	浙江省	○	○	○	○
	安徽省	○	○	○	○
	福建省	○	○	○	○
	江西省	○	○	○	○
	山東省	○	○	○	○
華中地区	河南省	○	○	○	○
	湖北省	○	○	○	○
	湖南省	○	○	○	○
華南地区	広東省	○	○	○	○
	広西壮族自治区	○	○	○	○
	海南省	○	○	○	○
西南地区	重慶市	○	○	○	○
	四川省	○	○	○	○
	貴州省	○	○	○	○
	云南省	○	○	×	○
	チベット自治区	○	○	×	×
西北地区	陝西省	○	○	○	○
	甘肅省	○	○	○	○
	青海省	○	○	○	○
	寧夏回族自治区	○	○	○	○
	新疆ウイグル自治区	○	○	×	○

上記の表から分かるように、まず、中国の各地方政府における、国の呼びかけに応じて知財金融業務を執り行う態度は積極的で、あらゆる省レベル行政区は、いずれも知財金融に言及する規範性文書を打ち出したことがある。このことからでも分かるように、中国の地方政府は既に確実に知財金融業務の実践を推進し、関連規範性文書を公布している。第二に、中国の全ての省レベル行政区はいずれも知財質権設定/融資と知財保険に言及する規範性文書を打ち出したことがあり、この2つ知財金融業務は中国の地方政府から幅広く注目が寄せられていることを表している。第三に、大部分の省レベル行政区は知財証券化に言及する規範性文書を打ち出したことがあるが、雲南、チベット、新疆等一部の金融市場が発達していない省や自治区においては打ち出されていないようで、これはその他の知財金融関連業務と比べ、知財証券化に関する中国の地方政府レベルでの推進状況は相対的に緩やかであることを表している。最後に、殆どの省レベル行政区はいずれも知財評価に言及する規範性文書を打ち出したことがある。全体的に見て、国による知財金融戦略の呼びかけに対して、全国各省はそれに応え、相次いで知財金融に言及する行政規範性文書を打ち出していることから見れば、知財金融関連業務が各省レベル行政区で重視されていることを表している。

もう一方で指摘すべき点として、検索の過程において、各省レベル行政区より打ち出された知財金融に言及する規範性文書には、綱領となる内容だけが含まれている文書が多く、具体的なサービスまたは内容が含まれる文書が少ないことを発覚した。綱領となる内容とは、例えば「知的財産権金融を力強く発展させる」「知的財産権質権設定融資の実施を奨励する」「知的財産権保険の発展を支援する」及び「知的財産権証券化の展開を模索する」といった表現で、綱領となる内容だけが含まれている文書は、当該文書を公布する部門は大きな方向性において知財金融について支援・奨励の態度を持っているが、具体的に関連業務を如何にして後押しするかという問題について関連部門よりその答えを出していない。全体的に見て、知財金融に言及する行政規範性文書のトータル量は比較的多いが、企業及びその他の関連主体にとって、実際として利用できる知財金融関連の省レベル行政区の具体的な措置は相対的に少ない。

読者に省レベル行政区より打ち出された知財金融関連文書の具体的な状況について把握してもらうため、本節の冒頭で説明した地理的区分に基づき各地区毎にそれぞれ1代表となる省レベル行政区（それぞれは遼寧省、北京市、湖北省、広東省、上海市、四川省と甘肅省である）を選定し、「威科先行」を使ってキーワード検索で当該省レベル行政区より公布された知財金融関連の規範性文書をまとめ、そして比較的に具体的なサービス内容が含まれている文書を選び出した。（詳細については、巻末の別表4を参照。）

第二節 代表的な都市の知財金融関連措置とその解説

(1) 代表的な都市の知財金融支援政策の状況概要

前節の通り、省レベル行政区より公布された規範性文書には綱領的な内容が多く含まれているが、省レベル行政部門と比べ、その傘下の市や県レベル行政部門は通常、政策の実践や実施について責任を負っていることがより多いため、下級行政部門より具体的な規範性文書を打ち出し、具体的な知財金融支援策の提供に言及する可能性は相対的に高い。本調査により検索した結果、重点都市より公布された規範性文書は依然として綱領的な内容が多いが、具体的な知財金融支援策に言及している規範性文書も結構含まれていることが明らかとなった。

筆者は、7つの代表的な省レベル行政区から7つの代表的な都市（それぞれ大連市、北京市、武漢市、広州市、上海市、成都市と蘭州市）を選定し、現地の典型的な具体的な知財金融支援策に言及している規範性文書を下記の通りまとめた。

大連市

知財金融 の種類	文書名称	支援内容	適用対象	日系企 業の利 用可否
知財担保 融資	大連市知的財産権 運営サービスシス テム建設特別資金 管理弁法（大連市 知识产权运营服务 体系建设专项资金 管理办法） ²⁰ （2018.01.01 施 行）	1. 専利権質権設定貸付金 額の利息に相当する補助 金を与える（1社・1年・ 最大20万元） 2. 専利保険の保険費用の 50%（専利奨を取得した企 業の場合、100%）に相当 する補助金を与える。（1 社・1年最大5万元）	大連市に登録された 企業、事業単位、機 関、社会団体、民営 非企業単位及び大連 市戸籍を有する個人	可能
知財保険	大連高新区の知的 財産権質権設定融	貸付の形によって、発明 専利権、実用新案専利権、	大連市高新区工商、 税務機関で登録さ	可能

²⁰ 出所：大連市市場监督管理局（大連市知識産権局） 公式サイト https://sc.jg.dl.gov.cn/art/2022/12/9/art_6443_2055280.html

	資リスク補償基金 管理弁法（大連高 新区知識産権質押 融資風險補償基金 管理办法） ²¹ （2023.03.01 か ら 2027.05.12 ま で）	商標権等の知的財産権質 権設定貸付の元金損失の 20~40%を補償する。（企 業の規模によって、1 社・1年最大 100 万元～ 300 万元）	れ、独立法人資格を 有し、大連市の産業 政策と発展方向に適 合し、継続的に研究 開発、生産とサービ ス経営を行う企業	
--	--	---	---	--

北京市

知財金融 の種類	文書名称	支援内容	適用対象	日系企 業の利 用可否
知財担保 融資	海淀区知的財産権 質権設定貸付利息 補助実施弁法（海 淀区知識産権質押 貸款貼息實施办 法） ²² （2010.07.21 施行）	發明專利權、實用新案專 利權、商標權と著作權等 の知的財産権質権設定貸 付金額の利息の 50%に 相当する補助金を与える （1社・1年・最大 40 万元）	海淀区域内に自主知 的財産権を有する中 小型ハイテク企業及 び革新型企業	可能
	中関村国家自主革 新示範区の科技と 金融の深い融合・ 発展を促進する支 援資金管理弁法 （試行）（中関村	1. 知的財産権質権設定 貸付金額の利息の 40% に相当する補助金を与え る（1社・1年・最大 50 万元） 2. 知的財産権の権質権	中関村国家自主創新 示範区に登録され、 年間収入が 2 億元以 下、中関村示範区先 端産業分野におい て、核心技術或いは	可能

²¹ 出所：大連高新区 公式サイト URL：https://www.dlhitech.gov.cn/policy/view_2c8585ab84ccff8601850534340e0000.html

²² 出所：海淀区人民政府 公式サイト URL：https://zyk.bjhd.gov.cn/jbdt/auto10489_51767/zfwj_59273/zfwj/201810/t20181019_3831241.shtml

	国家自主创新示范区促进科技金融深度融合发展支持资金管理办法（试行） ²³ （2022. 06. 10 施行）	設定貸付金額の損失の 50%を補償する（1 社・最大 500 万元）	自主知的財産権を有する国家ハイテク企業と中関村ハイテク企業	
知財保険	北京市知的財産権保険試行業務管理弁法（北京市知识产权保险试点工作管理办法） ²⁴ （2019. 12 から 2022. 12 まで） 注：本弁法はすでに失効	専利執行保険と専利侵害損失保険の保険費の 100%、80%、50%に相当する補助金を与える。（申請回数によって異なる）（企業類型によって、最高 20 万元～50 万元）	北京市内の単項優勝企業と重点分野中小零細企業	可能だが、本弁法はすでに失効。2023 年現在まで、新弁法が公布されていない。
知財証券化	2021 年海淀区知的財産権融資コスト補助金特別資金申告ガイドライン（2021 年海淀区知识产权融资成本补贴专项资金申报指南） ²⁵	1. 知的財産権質権設定方式で銀行に融資するコストの 50%に相当する補助金を与える（1 社最大 100 万元） 2. 知的財産権証券化商品を通じて融資する企業の融資金額の 3.5%に相	海淀区に登録・納税し、かつ海淀園に納税（企業規模統計申告に収められる）する中関村ハイテク企業と国家ハイテク企業	可能だが、本指南はすでに失効。2022 年以後、関係指南が公

²³ 出所：北京市科学技術委員会、中関村科技園区管理委員会 公式サイト URL：http://kw.beijing.gov.cn/art/2022/6/16/art_2386_26100.html

²⁴ 出所：北京市知識産権局 公式サイト URL：http://zscqj.beijing.gov.cn/zscqj/zwgk/zcfg/gfxwj/zscqj_613664/index.html

²⁵ 出所：北京市海淀区人民政府 公式サイト URL：https://zyk.bjhd.gov.cn/ztzl/kjcx/Afour/sbzn/zscqfa/202111/t20211110_4493882.htm

	注：2022 年以後、 関係指南が公布さ れていない。	当する補助金を与える。 (1 社最大 100 万元)		布され ていな い。
--	-----------------------------------	-------------------------------	--	------------------

武漢市

知財金融 の種類	文書名称	支援内容	適用対象	日系企 業の利 用可否
知財担保 融資 知財保険	武漢市知的財産権 発展資金使用管理 弁法（武汉市知识 产权发展资金使用 管理办法） ²⁶ （2021.10.23 施 行 有効期間 5 年 間）	1. 専利権、商標権質権設 定貸付の元金及び利息の 損失（貸付不良率 1 %～ 10%部分に限定）の 40% を補償する（1 社・最大 400 万元） 2. 専利権、商標権質権設 定貸付金額の利息の 50%に相当する補助金を 与える。 3. 専利権、商標権質権設 定貸付保証保険の保険費 用の 50%に相当する補助 金を与える。（1 社・1 年・5 万元～100 万元） 4. 知的財産権保険の保険 費用の 50%（初めての申 告の場合に、100%）に相 当する補助金を与える。	武漢市に登録された 社会団体、独立の法 人格を有する事業者 及びパートナー制の 組織	可能

²⁶ 出所：武漢市市場監督管理局（武漢市知識産権局） 公式サイト URL：http://scjgj.wuhan.gov.cn/zwgk_65/zcfgyjd/gfxwjsjk/202111/t20211124_1858122.shtml

		(1 社・1 年・1 万元～50 万元)		
--	--	----------------------	--	--

広州市

知財金融 の類型	文書名称	支援内容	適用対象	日系企 業の利 用可否
知財担保 融資	広州市知的財産権 質権設定融資リス ク補償基金管理弁 法（广州市知识产 权质押融资风险补 偿基金管理办法） ²⁷ （2020. 07. 03 施行 有効期間 5 年間）	1. 専利権質権設定貸付の 金額の損失の 50%を補 償する（1 社、1 件最大 500 万元、累計最大 1000 万元）	広州市に登録されて から 1 年以上の独立 した法人格を有し、 国の中小企業の区分 基準である「中小企 業区分基準規定の配 布に関する通知」（工 信部聯企業〔2011〕 300 号）に符合し、 かつ人民銀行企業信 用システムに 3 年以 内に不良信用記録が 残っていない、専利 権を利用して質権設 定をする科学技術型 中小企業	可能
知財担保 融資	広州市知的財産権 業務特別資金管理 弁法（广州市知识	1. 企業、事業単位による 知的財産権（専利、商標、 地理標識、集積回路配置	広州市内の企業、社 会団体或いはその他 の組織、広州市戸籍	可能（4 を除く）

²⁷ 出所：広州市人民政府 公式サイト URL：https://www.gz.gov.cn/gfxwj/sbmgfxwj/gzsscjdglj/content/post_6444958.html

知財保険 知財証券 化	产权工作专项资金 管理办法) ²⁸ (2023.01.18 施行 有効期間 5 年間)	図設計など) 質権設定融 資のコストについて、貸 付金額の 2%に相当する 補助金を与える。(1 社最 大 80 万元) 2. 企業、事業単位による 知的財産権保険の保険費 用の 50% (最大) に相当 する補助金を与える。(1 社最大 20 万元) 3. 知的財産権証券化の商 品の発行金額の 1% (最 大) に相当する補助金を 与える。(1 つの商品、最 大 400 万元) 4. 知的財産権質権設定融 資商品を提供する銀行業 機構に奨励を与える。(奨 励基準: 知的財産権質権 設定融資の金額が 5 億元 または項目が 100 件を超 える場合に、質権設定金 額総額の 0.05%に相当す る奨励を与える。(1 社最 大 300 万元)	を取った有効な「広 東省居住証」を有す る自然人	
-----------------------	---	---	--------------------------------	--

²⁸ 出所: 広州市人民政府 公式サイト URL: https://www.gz.gov.cn/gfxwj/sbmgfxwj/gzsscjdglj/content/post_8768953.html

上海市

知財金融 の種類	文書名称	支援内容	適用対象	日系企 業の利 用可否
質権設定 融資 知財保険 知財証券 化	当市の知的財産権金融業務の更なる強化に関する指導意見（关于进一步加强本市知识产权金融工作的指导意见） ²⁹ （2021. 09. 16 公布）	「当市の各級関係部門は知的財産権の質権設定融資、保険、証券化などの知的財産権金融業務に対する支持をさらに強化する。」と言及しているが、具体的な措置が記載されていない。	科学技術革新型中小企業	具体的な措置が公布されていないので、日系企業の利用可否が不明。
質権設定 知財保険	崇明区知的財産権資金援助弁法（崇明区知识产权资助办法） ³⁰ （2021. 03. 01 施行 有効期間 3 年）	知的財産権保険と質権設定に関する保険費用と評価費用などの手続き費用の 50% に相当する補助金を与える。（最大 20 万元）	崇明区に登録され、納税している企業、事業単位、農民専門協同組合、民営非企業組織など	可能

²⁹ 出所：上海市知識産権局 公式サイト URL：<https://sipa.sh.gov.cn/zcwj/hzj/20210924/b404ef29d7994627a3cf258d9ddb2463.html>

³⁰ 出所：上海市崇明区人民政府 公式サイト URL：<https://www.shcm.gov.cn//govxxgk/qscjgj/2021-01-19/cad8a0f1-f1c2-435c-bc08-140c800dde3c.html>

成都市

知財金融 の種類	文書名称	支援内容	適用対象	日系企 業の利 用可否
質権設定 融資 知財保険	「知的財産権イ ノベーション・ 発展の促進に関 する政策措置 (关于促进知识 产权创新发展的 政策措施)」 ³¹ (2020.04.13 施行 有効期間 5年)	1. 専利権、商標権質権設定 融資場合の評価費用、担保 費用、貸付金額の利息につ いて、それぞれその金額の 50%に相当する補助金を与 える。(1社・1年最大合 計30万元) 2. 専利、商標保険の保険費 用の60%に相当する補助金 を与える。(1社・1年最大 合計20万元)	成都市行政区域内に 登記された企業、機 関、団体及び成都市 戸籍を有する個人	可能
質権設定 融資 知財証券 化	「知的財産権融 資の発展を支援 する政策措置 (意見募集稿) (支持知识产权 融资发展的政策 措施(征求意见 稿)」 ³² 2022.11.03 意 見募集開始、	1. 専利権、商標権質権設定 融資の利息50%に相当する 補助金を与える。 2. 専利権、商標権質権設定 融資場合の評価費用の50% に相当する補助金を与え る。(1件最大2万元) 3. 専利権、商標権質権設定 融資場合の担保費用の50% に相当する補助金を与え る。(1件最大20万元)	1～3、6は、住所又 は経営場所が成都市 行政区域内に登録さ れた企業(支社を除 く)	本弁法 が実施 後、日系 企業の 利用が 可能(4、 5を除 く)

³¹ 出所：成都市市場监督管理局（市知識産権局） 公式サイト URL：http://sc.jg.chengdu.gov.cn//cdscjg/j/c137417/2020-04/15/content_d31092d8bb434782afef5c66867784f9.shtml

³² 出所：成都市市場监督管理局（市知識産権局） 公式サイト URL：http://sc.jg.chengdu.gov.cn//cdscjg/j/c133654/2022-11/03/content_2e0f1281265648df81641e67ccdd9f0.shtml

	2022. 12. 02 意見募集終了	(上記 1～3 の支援総額は 1 社・1 年最大 30 万円) 4. 知的財産権質権設定融資商品を提供する銀行業金融機関に奨励を与える。(奨励基準：知的財産権質権設定融資の金額が 5 千万円且つ項目が 10 件を超える場合に、貸付金額の 0.2%に相当する奨励を与える。(1 社・1 年最大 50 万円) 5. 専利権、商標権質権設定融資業務を行う場合に、その評価費用を負担する銀行業金融機関に、評価費用の 50%に相当する補助金を与える。(1 社・1 年最大 20 万円) 6. 知的財産権証券化の融資金額の 2.5%に相当する補助金を与える。(1 社、最大 50 万円)		
--	---------------------	---	--	--

蘭州市³³

知財金融 の種類	文書名称	支援内容	適用対象	日系企 業の利 用可否
--	--	--	--	--

上記の検索結果³⁴から分かるように、代表的な都市の中、中国西部に位置付ける蘭州市は、現地の知財金融政策を公布していないが、その他の6つの都市では、いずれも知財質権設定融資、知財保険に関する具体的な補助政策を実施しており、一部の都市では知財証券化に関する補助政策を実施している。また、各都市の轄区も独自の政策を公布することがある。但し、現地の状況により、各地の支援内容、適用対象は異なっている。各地の政策は、有効期限が、3年または5年となり、期限満了の際、または国家、省レベルの指示が出されている間、頻繁に調整されたり拡張されたりする可能性がある。

(2) 代表的な都市が知財金融活動を後押しする利用事例

(a) 東北地区—大連市知財金融サービスの利用事例

2022年3月現在、大連市は断続して9回の知財質権設定融資産業パーク参入企業特典に関する研修とペアリングイベントを実施し、運営機関と金融機関を組織し400社以上の中小企業とのペアリング研修を行い、24の企業への知財質権設定融資手続きを導き、累計で1億人民元以上の貸付金を貸し出した。そのうち、「未来食品」等のある程度の規模を備えている企業に協力し、1千万人民元以上の担保による貸付を導き、さらに「玉帷ソフトウェア」「柏盛源科技」等の零細企業に対しそれぞれ48万人民元と138万人民元の質権設定貸出金を貸し出した³⁵。

(b) 華北地区—北京市知財金融サービスの利用事例

³³ 蘭州市では、知財金融に関する具体的な措置が含まれている政策が公布されていないが、蘭州市内の企業は、上級行政区画の甘粛省が公布した「甘粛省中小零細企業知的財産権質権設定融資弁法」に基づき、補助金を受けた事例に関する報道がある。

³⁴ 参考のため、一部の都市の市轄区における政策も例として列挙しているが、すべての市轄区の政策をまとめたものではない。

³⁵ 出所：大連市人民政府 公式サイト URL：https://www.dl.gov.cn/art/2022/3/28/art_2644_2007423.html

2020 年 10 月 20 日、北京市知財保険推進及び政府機関・銀行業・保険業・企業による調印式が北京で行われ、142 の科学技術型企業が北京市知財保険試行業務に参加し、専利執行保険及び専利権侵害による損失保険に関わる 1660 件の知財保険を付保し、政府からの保険費用の補助金を獲得した³⁶。

(c) 華中地区—武漢市知財金融サービスの利用事例

2017 年、元武漢市科技局（市知識産権局）は関連部門と連携し、中国国内で率先して保険会社、銀行、市レベル財政によるリスク分担メカニズムを作り上げ、5:2:3 の比率で貸付金の返済遅延リスクを分担することになった。2019 年に、ビジネス環境の最適化を図り、中小・零細企業の融資難、融資コストが高いといった問題を更に緩和できるようにするために、武漢市市場监督管理局（市知識産権局）は 2000 万人民元の財政リスク補償基金を立ち上げ、銀行の返済遅延となった貸付金について直接補償できるようにし、かつ専利権質権設定と商標権質権設定と共にリスク補償範囲に取り入れた³⁷。2021 年、武漢の知財質権設定融資は単年度で 16 億人民元を超えるようになった³⁸。

(d) 華南地区—広州市知財金融サービスの利用事例

2020 年、広州市黄浦区は知財質権設定融資を活用し、企業が業務再開・生産再開する際に直面する資金面の問題を速やかに解決し、積極的な効果を上げた。具体的に言うと、政府は広州知識産権協会と知財サービス機構を組織し融資需要に関する下調べを行い、区内にあるパンデミック対策物資を生産する 30 企業の経営状況を調査し、融資需要を収集し、知財質権設定登記関連手続きに協力した。ある企業は専利代理会社の協力の下で 500 万人民元の融資を受けられた。これ以外に、パンデミック対策物資生産会社、銀行、知財サービス機関向けに、オンライン交流・提携プラットフォームをも構築した。それと同時に、政策支援の度合いを強化し、企業の知財質権設定に関する評価、担保または保険費用を補助し、さらに貸付金利についても手当した。その後に、政府は知財質権設定登記に関するクイック手続きチャンネルをも立ち上げ

³⁶ 出所：北京市知識産権局 公式ウェブサイト URL: http://zscqj.beijing.gov.cn/zscqj/zwgk/tpxw/zscqj_608381/index.html

³⁷ 出所：湖北省知識産権局 公式サイト URL: http://zscqj.hubei.gov.cn/fbjd/szdt/202004/t20200421_2236452.shtml

³⁸ 出所：湖北省人民政府 公式サイト URL: https://www.hubei.gov.cn/hbfb/szsm/202201/t20220129_3986123.shtml

た³⁹。

(e) 華東地区—上海市知財金融サービスの利用事例

2020年9月、上海初めての知財証券化プロジェクトである「浦東科創知的財産権支援個別プロジェクト」は上海証券交易所で「鐘を鳴らした」。当該プロジェクトは上海初めての専利知財シェルフオファリングABS（資産証券化）プロジェクトであり、上海証券交易所（上海証券交易所）でシェルフを成し遂げてから分割して発行された。そのうち、1期目のプロジェクトは中国国内で初めての知財及びパンデミック対策ABSとして、2022年3月4日に発行され、2期目のプロジェクトについては8月14日に発行された。2期の発行金額を合わせると1.05億人民元となり、102件の授權された専利に関わっており、17の中小ハイテク技術企業が低コスト融資の獲得をサポートした。当該プロジェクトでは上海浦創龍科融資租賃有限公司（上海浦創龍科融資租賃有限公司）が原權益保有者として、独特の資産構築方式で分散している知財を纏めて融資するようにしている。一方、上海浦東科技融資擔保有限公司（上海浦東科技融資擔保有限公司）は資産サービス機關として中小科學技術企業へのサービスに特化している会社である。差額の支払いを承諾した上海浦東科技融資擔保有限公司（上海浦東科技融資擔保有限公司）の信用をバックボーンとして、信賴の高い主体を跨る轉移を実現している。また、華泰聯合証券は自らの資本市場での豊富な經驗を活かし、浦東科創集團體系による足並みを揃えた推進に協力し、プロジェクト前期の知財業務形式、基本資産の構築成、プロジェクトの実現と発行のために、完璧で深化したサービスを提供した。上海安賜環保科技股份有限公司（上海安賜環保科技股份有限公司）の常務副總經理は次のように語った。「当社は2つのプロセスセパレーター技術に関する發明専利で知財資産証券化に関わり、200万人民元の支援を受けた」⁴⁰。

(e) 西南地区—成都市知財金融サービスの利用事例

成都市金融監督管理局は中国人民銀行成都分行（中国人民銀行成都分行）營業管理部とともに全国初のブロックチェーン技術を基とする知財融資サービスプラットフォームを築き上げた。2020年9月、当該プラットフォームは中国人民銀行より成都市金融科學技術革新監督管理パイ

³⁹ 出所：広州市知識産権局 公式サイト URL: http://sc.jg.j.gov.cn/zwdt/gzdt/content/post_5671744.htm
1

⁴⁰ 出所：上海市知識産権局公式サイト URL: https://sipa.sh.gov.cn/2020mt_jd/20200910/4c641096c17e40e889e4b0ba66ac0379.html

ロットプロジェクトに取り入れた。2020 年 11 月、当該プラットフォームは中国第 1 回国際ブロックチェーン産業博覧会と第 4 回大学專利年会に登場し、2020 年末までに、9 つの金融機構、97 企業が当該プラットフォームに加入し、成都、徳陽、眉山、資陽の 4 都市で計 102 件、4.07 億人民元の知財融資を実現した⁴¹。

(g) 西北地区—蘭州市知財金融サービスの利用事例

「甘肅省知的財産権質権設定融資に関する入園惠企アクションプラン（2021-2023）」を確実に実施し、甘肅省市場監督管理局による業務指導の下で、中国（甘肅）知識産権保護センター（中国（甘肅）知识产权保护中心）は国家知識産権局專利局蘭州手続き代行オフィスと連携し、知財質権設定登記クイックサービスチャンネルを開設した。中国（甘肅）知識産権保護センターは蘭州のハイテクパークに位置するという地理的な優位性と上質な專利予審届出企業資源を活かし、国家知識産権局專利局蘭州專利手続き代行オフィス（国家知识产权局專利局兰州代办处）との相談・協議を経て、センター既存の対外サービス窓口を基に知財質権設定登記クイックサービス窓口を開設し、様々なイノベーション主体をサポートし、知財質権設定登記に関する公益コンサルティングを提供するほか、無料で知財質権設定登記手続きを代行し、甘肅省知財質権設定融資双方の時間コストの削減を図った⁴²。

⁴¹ 出所：成都市市場監督管理局（市知識産権局）公式サイト URL: http://sc.jg.chengdu.gov.cn/cdsc.jg.j/c134250/2021-04/26/content_a60610bb615f43eabe44b99b4df87f40.shtml

⁴² 出所：中国知識産権維權援助網 URL: <http://www.ipwq.cn/ipwqnew/show-3820.html>

第三節 地方の知財質権設定融資リスク補償基金に関する紹介

知財質権設定融資リスク補償基金を設立する目的は、財政資金の誘導と激励の効用を発揮し、銀行業金融機関が中小零細企業への信用支援を強化することを奨励し、企業の融資困難を緩和することである。

(1) 地方の知財質権設定融資リスク補償基金に関する基本的な運用プロセス

各地域の実践状況から見て、知財質権設定リスク補償基金の運用において、主に基金管理機構、銀行金融機関、保険会社及び担保機関などの主体に関わっている。各地は、各自独自の状況によって、「リスク補償基金＋銀行」、「リスク補償基金＋保険会社＋銀行」、「リスク補償基金＋担保会社＋銀行」、「リスク補償基金＋担保会社＋保険会社＋銀行」中の1種類または数種類のモデルで知財質権設定リスク補償基金を運用している。運用プロセスは、細部で区別があるが、基本的に下図4に示されている通りである。

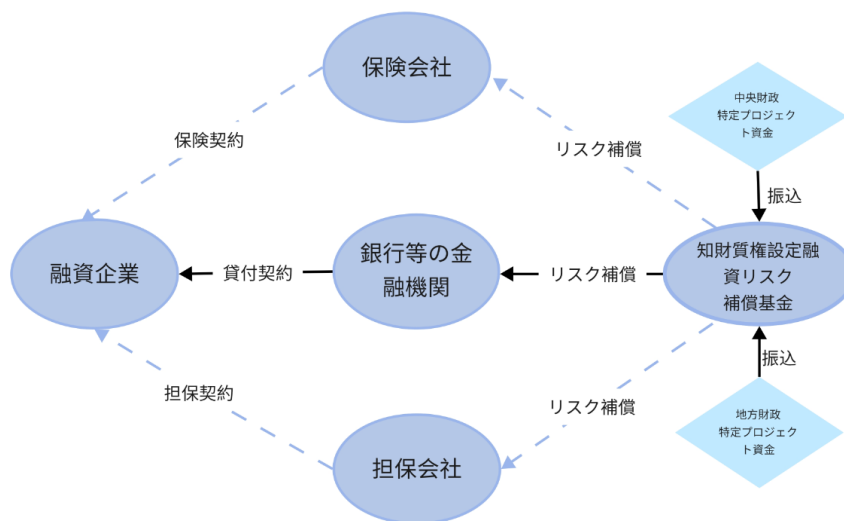


図4 知財質権設定リスク補償基金の運用プロセス

(2) 地方の知財質権設定リスク補償基金の発展概要

今のところ（本報告書の作成時点で）、中央政府または地方政府のいずれからも知財質権設定融資リスク補償基金の発展状況に関するオフィシャルな統計資料を公表していないが、2022年8月29日に公布された「国家知識産権局、政治協商会議第13期全国委員会第5回会議第02755

号（財政金融類第 178 号）提案への回答状」において、知財質権設定融資リスク補償基金の発展過程と現状について紹介した。文書の中で、中央財政は 2015 年より 2 億人民元を調達し、遼寧等 4 つのパイロット省で知財質権設定融資リスク補償基金の設立を支援し、金融機関（担保会社）による中小・零細企業に対し知財質権設定融資サービスに関する政策的担保を行う際に発生するリスク損失の補償に使用し、4 つの省でそれに関連して 30 億人民元弱を用意し、5 年間で 700 億元弱の知財質権設定貸付を行い、4000 近くの企業がその恩恵を受けた。これ以外に、多くの省や市レベル財政部門も自発的にリスク補償基金を立ち上げた。例えば、四川省は 2021 年四川省知的財産権保護と発展に関するプレスリリース⁴³で、四川省の関連業務の進捗状況について紹介の際に、四川省は 5000 万人民元のリスク補償基金を立ち上げ、「四川省知的財産権質権設定融資リスク補償基金管理弁法（四川省知识产权质押融资风险补偿基金管理办法）」を配布し、今まですでに計 300 億人民元余りの知的財産権質権設定融資を実現し、2400 万人民元余りの金融補助金を支給した。2021 年に 47.86 億人民元の質権設定を成し遂げ、700 万人民元の金融補助金を支給し、そのうち、專利質権設定融資は 494 件、前年度同期と比べて 18.2% 増となったことについて言及した。

全体的に現在の中国各地方の知的財産権質権設定融資リスク補償基金の発展状況について大まかに把握するため、北大法宝⁴⁴というデータベースを使って、「知的財産権質権設定融資リスク補償」をキーワードとして、現行で有効な地方の規範性文書について検索を行い、計 458 件の規範性文書を見つけ、全体的な配分は下記図 5 の通りである。

⁴³ 出所：四川省人民政府 公式サイト URL：

<https://www.sc.gov.cn/10462/10705/10707/2022/4/25/ea9582a014d9419da192254ba4c6dfab.shtml>

⁴⁴ 北大法宝 URL：<https://www.pkulaw.com/>

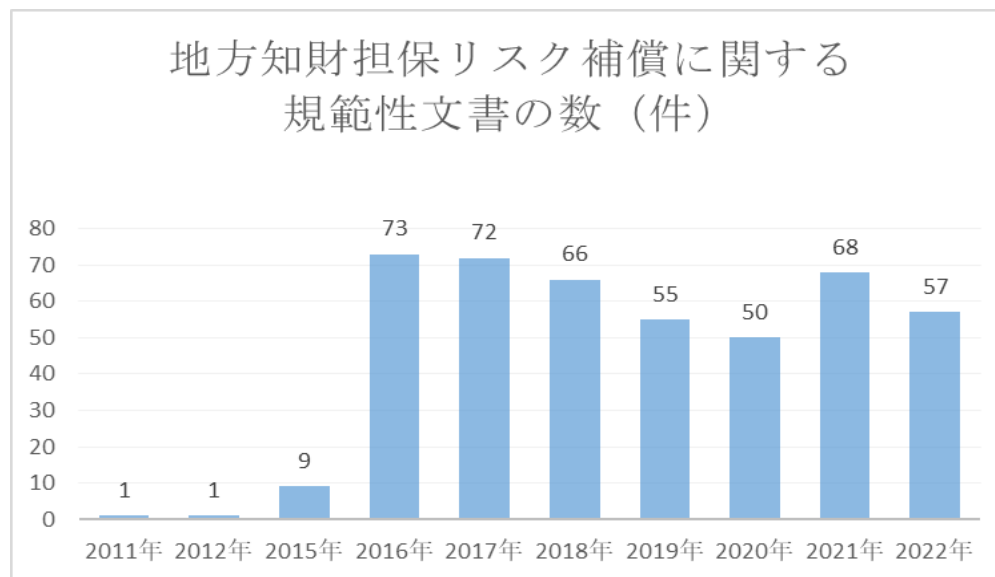


図5 地方知財担保融資リスク補償に関する規範性文書の数

上記検索結果について分析したところ、時間的に見て、最も早いのは2011年にハルビン市人民政府より「ハルビン市人民政府によるハルビン市の知的財産権質権設定融資の促進実施意見（試行）の配布に関する通知（哈尔滨市人民政府印发哈尔滨市关于促进知识产权质押融资实施意见（试行）的通知）」⁴⁵（哈政総[2011]57号）を公布し、知的財産権質権設定融資リスク補償基金を立ち上げることを打ち出した。数量的に見て、2015年、「新情勢下における知的財産権強国の建設加速に関する国务院の若干の意見（国务院关于新形势下加快知识产权强国建设的若干意见）」が公布された後、各地方政府は中央の呼びかけに応えるため、相次いでそれぞれの地方の政策を公布し、2016年にその数量はピークに達し、それ以降は徐々に落ちてきた。範囲的に見て、現在までに、中国大陸の範囲内で、チベット自治区を除いたその他の30の省レベル行政部門はいずれも地方規範の中で、知的財産権質権設定融資リスク補償基金をすでに立ち上げたか或いはその立ち上げを求めていることについて言及している。内容から見て、一部の地方の文書はただ綱領的な内容となっており、正式に運用できる知的財産権質権設定融資リスク補償基金をまだ立ち上げられないようである。しかしながら、すでに基金を立ち上げた一部の省では、例えば遼寧省、広東省、四川省、山東省等の省では、知的財産権質権設定融資リスク補償基金の仕組化された管理を推進するために、知的財産権質権設定融資リスク補償基金の

⁴⁵ 出所：ハルビン市人民政府 公式サイト URL：http://www.harbin.gov.cn/art/2011/11/16/art_4464_60643.html

立ち上げに関する法規を制定し、例えば、遼寧省知識産権局、遼寧省財政庁、遼寧省地方金融監督管理局より「遼寧省知的財産権質権設定融資リスク補償基金管理弁法（辽宁省知识产权质押融资风险补偿基金管理办法）」⁴⁶（遼知発[2022]7号）を制定・公布し、広東省の広州市知識産権局より「広州市知的財産権質権設定融資リスク補償基金管理弁法（广州市知识产权质押融资风险补偿基金管理办法）」⁴⁷（穗知規字[2020]1号）を制定・公布し、山東省知識産権局、山東省科学技術庁、山東省財政庁より「山東省知的財産権質権設定融資リスク補償基金管理弁法（山东省知识产权质押融资风险补偿基金管理办法）」⁴⁸（魯知管字[2016]6号）（すでに失効）を制定・公布し、四川省知識産権局より「四川省知的財産権質権設定融資リスク補償基金管理弁法（四川省知识产权质押融资风险补偿基金管理办法）」⁴⁹を制定・公布した。

上記の内容に合わせて、中国各地方政府は中央の呼びかけに応え、現地で起業したばかりの科学技術型中小企業の融資難という問題の緩和を図るために、共に現地の知的財産権質権設定融資リスク補償基金を徐々に立ち上げているかまたはその完備を図っていると分析される。予見できることとして、国による知的財産権への保護がさらに重視されるようになるにつれ、益々多くの地方政府は現地の知的財産権質権設定融資リスク補償基金を立ち上げるようにし、関連の規範性文書を制定しそれを以って管理するようになるはずである。

（3）地方政府の知財質権設定融資リスク補償基金の事例

各地方の知財質権設定融資リスク補償基金の立ち上げ、管理方式等が異なっているため、本レポートでは地方政府の中でも比較的代表的な広州市政府の知財質権設定金融リスク補償基金を例として詳しく紹介する。広州市知識産権局より2020年7月に公布した「広州市知的財産権質権設定融資リスク補償基金管理弁法（广州市知识产权质押融资风险补偿基金管理办法）」（以下、「弁法」という）の規定及び中国（広州）知財融資サービスプラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という）の関連内容⁵⁰に合わせて、広州市知的財産権質権設定融資リスク補

⁴⁶ 出所：遼寧省人民政府 公式サイト http://www.ln.gov.cn/zwgkx/lnsrmzfgb/2022gb/zk/d20q_157226/gwywj_170125/202207/t20220720_4624564.html

⁴⁷ 広東省の省レベルの政策が見つからなかったが、省会都市の広州市の関係政策が見つかった。出所：広州市人民政府 公式サイト URL：https://www.gz.gov.cn/gfxwj/sbmgfxwj/gzsscjdglj/content/post_6444958.html

⁴⁸ 出所：山東省人民政府 公式サイト http://www.shandong.gov.cn/art/2016/3/18/art_107851_89148.html

⁴⁹ 関連報道では、「四川省知的財産権質権設定融資リスク補償基金管理弁法」の公布が言及しているが、四川省の政府機関の公式サイトでは、当該弁法が見つからなかった。

⁵⁰ 広州市科技金融総合サービスセンターが管理を担当している知財投融资プラットフォーム URL：<http://w>

償基金関連要点について以下の通り紹介する。

①設立目的

「弁法」の第1条とプラットフォームに関する紹介に合わせて、広州市知的財産権質権設定融資リスク補償基金は、中央と市による財政支援の下で立ち上げたもので、設立目的は銀行業金融機関を導き、科学技術型中小・零細企業への信用貸付支援の度合いをさらに強化することを奨励するためである。

②性質と規模

広州市知的財産権質権設定融資リスク補償基金の初期資金総額は4000万人民币元で、中央財政より1000万人民币元を出資し、市の財政はそれに合わせて3000万人民币元を出資し、継続期間を5年間とし、当該基金の継続期間に発生する專利質権設定貸付損失について一定の比率で補償し、知財信用リスクを分担し、リスク補償金額は提携銀行の各自のファンド専用口座の中のリスク補償基金残高を上限とし、提携銀行による広州市科学技術型中小・零細企業の革新と発展への支援を奨励している。

③適用条件

「弁法」の第4～5条の規定によると、広州市知的財産権質権設定融資リスク補償基金は、広州市に登録して一年以上、独立法人資格を持っている、国家の中小企業区分基準である「中小企業区分基準規定の配布に関する通知（关于印发中小企业划型标准规定的通知）」（工信部聯企業[2011]300号）に適合し、かつ中国人民銀行企業与信システムにおいて3年の間に不良与信記録がなく、專利権を用いて質権設定融資を受けようとする科学技術型中小・零細企業に適用するものである。科学技術型中小・零細企業の知財質権設定貸付金は、必ず当該企業の技術開発または改造、プロジェクト産業化、知財運営と管理、流動資金の回転等の生産経営活動への使用に限定し、その他の用途に使ってはならないと定めている。

④基金プロジェクトの要点

「弁法」の第12～14条の規定によると、広州市知的財産権質権設定融資リスク補償基金は以下の方式で運用されている。

- a) 提携銀行は、知財貸付関連政策に基づきリスク補償基金協力限度額の10倍を下回らない

www.kjjr360.com/website/showCmsList?navgateColumnId=8a4256e058c521750158cdb22be601a6&targetColumnId=8a4256e058c521750158cdb22be601a6

貸付金を提供し、貸付金については優遇利率を実施し、貸付期限は通常として一年を超えないものとすることを承諾する。

b) リスク補償基金は専利質権設定による貸付金だけにリスク補償を提供し、組み合わせによる質権の設定については、専利質権設定による貸付限度額（これ以降の「貸付金」について、特別な説明がない場合、いずれも「専利質権設定による貸付」部分を指す）。同一科学技術型中小・零細企業は専利質権設定による貸付金で生じたリスクについて、リスク補償基金と提携銀行と1件当たり500万人民元を超えず、かつ年間貸付時期に基づき前後累計して1,000万人民元を超えない貸付金に関するリスクを補償し、その他のリスクについては貸出を行った銀行が負うものとする。

c) 提携銀行は「弁法」に基づき科学技術型中小・零細企業に貸付金を貸し出す際に生じた元金損失については、リスク補償基金が50%を負担し、協力銀行が50%を負担し、生じたその他の損失については提携銀行が負担する。リスク補償金額は、提携銀行各自の基金専用口座にあるリスク補償資金の残高を上限とする。

⑤ リスク補償基金プロジェクトの貸付プロセス

「弁法」第16条の規定によると、リスク補償基金に該当する貸付案件の貸付については、下記プロセスに基づき貸付手続きを行う。

a) 企業による申し込み。基金管理人⁵¹は年間を通して科学技術型中小・零細企業からのリスク補償基金貸付案件に関する申し込みを受け付け、企業より貸付を申し込む際に、基金管理人に申込書等の関連申告書類を提出しなければならない。

b) 貸付の審査・調査。基金管理人は5営業日以内に企業より提出された申込書類等に関する事実確認を行い、事実確認をクリアした後、リスク補償基金貸付企業データベースに登録され、企業は独自で貸付銀行を選ぶことができ、管理人はそれについて推薦することができる。提携銀行は15営業日以内にデューディリジェンスを完遂し基金管理人に貸付プランを提出し、基金管理人は5営業日以内に企業の申込書類と提携銀行の貸付プラン等の資料について事実確認を行った後、「広州市知的財産権質権設定融資リスク補償基金貸付企業確認書」（以下、「確認書」という）を発行する。

c) 貸付金の貸し出し。提携銀行は「確認書」を受け取ってから、3営業日以内に企業及び基

⁵¹ 広州市知識産権局が主導し、広州市財政局、市發展改革委員会、市科学技術局、市金融局等が構成した広州市知的財産権質権設定融資リスク補償基金決定委員会が基金管理に関する資質と経験を有する機構をリスク補償基金の管理人として雇用している。

金管理人と三者協定を締結し、銀行は貸出条件を確定してから 5 営業日以内に借入企業とリース契約を締結し、貸出について手配する。貸付金を貸し出してから 3 営業日以内に、銀行は貸付審査・承認関連材料を基金管理人に提出しなければならない。

⑥ リスク補償基金の補償と照合抹消

「弁法」第 19 条～第 21 条の規定によると、科学技術型中小・零細企業は期限通りに元利返済できない場合、或いは実質的な滞納はまだ発生していないものの経営状況が著しく悪化した状況が生じた場合、またはその他の不利な重大影響が存在し、期限通りに元利返済できないと予測した場合、提携銀行は速やかにその旨を基金管理人に通知し、共に借入企業の返済能力について検証を行い、貸付契約の中止等の措置を講じなければならない。90 日以上滞納となった場合、或いは提携銀行と基金管理人と共に、当該債権が中国人民銀行不良貸付等級の次級、嫌疑がある、損失類に区分されたことを確認した場合、提携銀行の広東省分行または同レベルの機関より基金管理人に補償申請を提出し、基金管理人はそれについて事実確認の上、決裁委員会の同意を取り付けてから、リスク補償基金より 50%の比率で提携銀行の貸付元金損失を補償し、リスク補償金額は提携銀行それぞれの基金専用口座にあるリスク補償基金の残高を上限とする。リスク補償基金の補償を行った後、提携銀行は責任を持って契約と法律の規定に基づき質物処分と債権回収を行い、回収した資金から質物処分費用と債権回収に伴う費用を差し引いた後、提携銀行より 15 営業日以内に、質物処分と債権回収によって得られた資金を 50%の比率でリスク補償基金の資金専用口座に戻す。

第四節 知財質権設定融資の関連履行問題

(1) 知財質権設定融資の業務フローに関する紹介

「財政部、工業・信息化部、銀行業監督管理委員会等による、知的財産権質権設定と評価管理の強化による中小企業の発展支援に関する通知（关于印发加强知识产权质押融资与评估管理支持中小企业发展的通知）」（財企[2010]199 号）の定義によると、知財質権設定融資とは、知的財産権の権利者は合法的に保有し、かつ今なお有効な専利権、登録商標権、著作権等の知的財産権について質権を設定し、銀行等の金融機関から資金を借り入れ、期日通りに資金の元利を返済する融資方法を指す。知的財産権の権利者（債務者）が債務を履行しなかった場合、銀行等の金融機関は債権者として、当該知的財産権の値引きまたは競売、換金の形で現金化した代金で優先的に弁済してもらう権利がある。実務において、知財質権設定の業務フローは通常、以下の通りである。

①借入者は銀行金融機関に対し業務申込を提出する（通常の場合、営業許可証、知財権利証明書、予備評価報告等を提出する必要がある）。

②銀行金融機関或いは第三者機関より価値評価を行う（知的財産権の収益性、流通性、価値安定性、現金化能力等について審査・照合する）。

③銀行金融機関内部にて審査・許可を行う（与信限度額に関する査定を行い、貸付の信用補充方法等の内容を明確にする）。

④関連主体と契約を締結し、質権設定登記手続きを行ってから銀行金融機関より資金を貸し出す（貸付契約と質権設定契約を締結し、そのうち、貸付契約は主に貸付金額と利息等について約定し、質権設定契約は主に質物の処分方法等内容について約定する）。

⑤借入者は約定に基づき元利を返済し、または返済不能となった場合は、当該知的財産権を競売に掛けるか、または換金した後に落札価格で債務を弁済する。

(2) 返済不能の場合、知財質物の処分に関する業務フローの紹介

上記の通り、知的財産権の権利者は貸付契約と質権設定契約を締結した後、厳格に契約で約定した期日通りに元利返済を行わなければならない。貸付元金と利息を完済した後、貸付銀行は貸付金完済証明書の発行及び質権抹消登記を行い、各方の権利義務関係は終了する。ただし、債務を履行できない場合、各当事者の協議が一致した場合、貸付銀行は質権設定された知的財産権を換金することができ、質権設定された知的財産権を競売、売却することができる。もち

ろん、協議が一致できない場合、あるいは事前に質権の実現方式を約束したが、事後に各当事者が争議を発生した場合、貸付銀行は人民法院に提訴し、質権設定の知的財産権の競売、売却を請求して、そして得た代金について優先的に弁済を受けることを主張することができる。

また、人民法院が上記請求に基づいて下した判決、裁定に対し、知的財産権の権利者が履行を怠った場合、貸付銀行は強制執行手続を提起する権利を有する。例えば、「最高人民法院、人民法院執行業務の若干問題に関する規定（試行）（最高人民法院关于人民法院执行工作若干问题的规定（试行）」（法积[2020]21号）第35条の規定によると、執行対象者の専利権、商標権、著作権（財産権の部分）等の知的財産権について、競売や換金等の法執行措置を講じることができる。当該規定の第1条でも、法執行手続きにおいて、執行対象者の財産の差し押さえ、押収または凍結を行った後、人民法院は、速やかに競売、換金またはその他の法執行措置を講じなければならないと規定している。

注意すべき点として、当該規定によると、知的財産権の処分について、まずは競売の形で、裁判所主宰の下で、価値の評価、競売機関への委託、競売会の開催等のプロセスを経て、競売による所得から競売関連費用、今回の法執行費用を差し引いてから貸付人に支払わなければならない。同時に、当事者の双方及び関連権利者は協商して合意に達した場合、換金の形で処分しても構わない。当事者の双方と関連権利者との間に財産を換金する場合の価格について約定がある場合、その約定した価格で換金する。約定の価格はないが市場価格がある場合、その換金価格は市場価格より低くなってはならない。市場価格はないものの価値が比較的高く、価値を確定しにくい場合は、評価機関に評価を委託し、そして評価された価格で換金しなければならない。評価価格で換金できない場合、値下げして換金することができるが、ただし最低換金価格は評価価格の二分の一より低くなってはならない。換金する財産について購入者がいない場合、当該財産を執行申請者またはその他の債権執行者に引渡して借金の弁済に充てる。執行申請者またはその他の債権執行者がその引渡しを拒否した場合または法に基づき借金の弁済に充てるためにその者に引き渡してはならない場合、人民法院は差し押さえ、押収を解除し、そして当該財産を被執行人に返却しなければならない。

（3）知的財産権競売の実務とプロセスの紹介

知財質権設定で融資を受ける企業は多くの場合、科学技術型中小・零細企業であり、このタイプの企業は経営不振によって倒産したり、最終的に貸付金を弁済できなかったりする事例は度々目にすることがあり、さほど珍しいことではない。例えば、2022年7月8日に、「人民法

院報」では、「温州鹿城区、オンライン競売によって発明専利の『活用』を図れた」⁵²という報道を掲載し、当該事例では、浙江省の某科学技術型企业は、融資の需要により数回にわたって温州某銀行に融資を申請し、企業の法定代表者の徐氏は自身名義の家屋安全防犯に関する2つの発明専利を担保として提供し、専利による質権設定登記手続きを行った。しかしながらその後、当該会社は弁済できなかったため訴訟事件となり、本件は法院による強制法執行手続きの段階に入った。その後、法院よりオンライン司法競売手続きに着手し、本件に関わっている2つの発明専利は競売に成功し、借金の弁済に充てた。

知的財産権（専利権、商標権、著作権等を含むがそれに限らない）の競売に関する具体的手続きについて、実務において「競売法」、「最高人民法院、人民法院による民事執行における財産の競売、換金に関する規定（最高人民法院关于人民法院民事执行中拍卖、变卖财产的规定）」等の法律法規の一般規定を遵守しなければならない。これ以外に、中国競売界の唯一全国規模の業界組織である中国競売業協会が、2020年6月19日に「知的財産権（専利）競売規程（知识产权(专利)拍卖规程）」（T/CAA 001-2020）を公布した。当該規定は2020年10月1日より施行され、現在の実務において、専利権競売に関するガイドラインとなる業務フローであり（検索した結果、現在のところ、商標、著作権及びその他の知的財産権の競売に関する専門業界基準を公布している関連機関はまだなく、実務においては、通常の場合当該専利競売規程を参照に処理しているようである）、中国国内の知財競売業界基準の空白を埋めた。当該規程によると、現在、実務における主な専利競売業務フローは下図6の通りである。

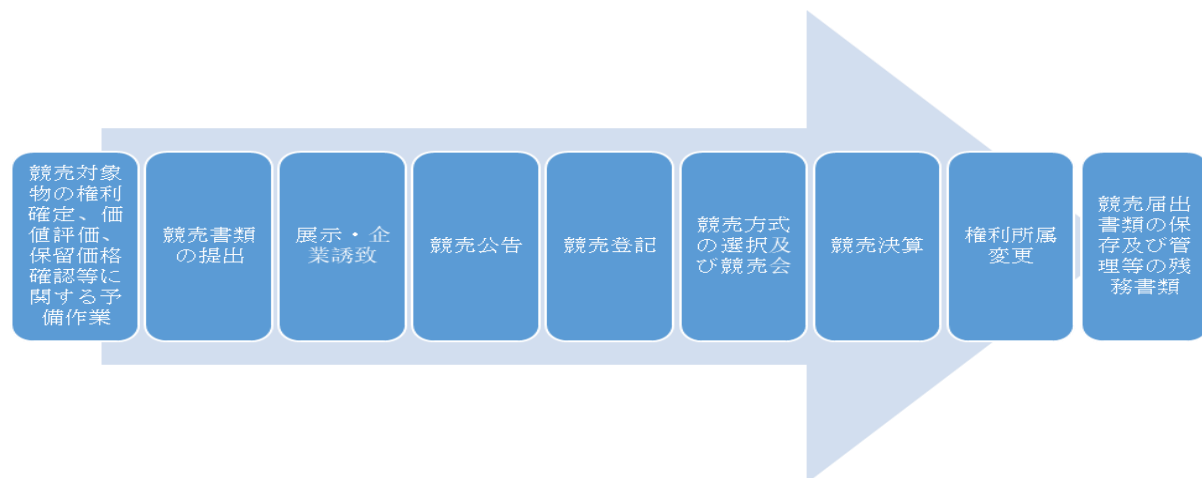


図6 専利競売業務フロー

⁵² 出所： 人民法院報 URL: http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2022-07/08/content_218748.htm?div=-1

これ以外に、現在、中国のオンライン司法サービスが次第に整えてきたことにつれ、知的財産権に関する司法競売も徐々にオンラインで行われるようになった。これについて、最高人民法院より「人民法院によるオンライン司法競売の若干問題に関する規定（最高人民法院关于人民法院网络司法拍卖若干问题的规定）」を制定し施行するようになり、特にオンライン司法競売行為について、オンライン競売業務フローとオフライン競売業務フローはほぼ同様であるが⁵³、オンライン司法競売を実施できるネットワークサービスプラットフォームは最高人民法院の承認を取り付ける必要があると定めている。2016年11月25日に公布された「最高人民法院、司法競売ネットワークサービス提供者リストデータベースに関する公告（最高人民法院关于司法拍卖网络服务提供者名单库的公告）」によると、最も早くオンライン司法競売業務を取扱う権利を取り付けたネットワークサービスプラットフォームは、主にタオバオ網（<https://sf.taobao.com/>）、京東網（https://auction.jd.com/sifa_list.html）、人民法院訴訟資産網（<https://www.rmfysszc.gov.cn/>）、公拍網（<http://www.gpai.net/sf/>）及び中拍網（<https://paimai.caal23.org.cn/>）の5プラットフォームである。その後、2019年6月1日に公布された「最高人民法院、司法競売ネットワークサービス提供者リストデータベースの新規追加に関する公告（最高人民法院关于司法拍卖网络服务提供者名单库新增入库公告）」では2プラットフォームが新規追加され、それぞれ工商銀行融e購（<http://www.icbc.com.cn/>）と北京産権交易所（<http://www.cbex.com.cn/>）である。調べによると、上記7プラットフォームは、いずれも司法競売コーナーを設けており、競売対象物の種類がいずれも知的財産権といった無形資産を扱っており、現在実務において知財競売の場を提供する主要なプラットフォームである。

⁵³ 現在、中央政府レベルではオンライン司法競売専用の業務フローに関する規定をまだ制定していないが、地方レベルでは、福建省高級人民法院より2014年5月26日に公布・施行した「オンライン司法競売業務フローに関する規定（試行）」を参考にすることができる。

第五節 知財資産評価サービスの全体状況

(1) 知財資産評価の定義と発展の概要

知財資産評価、即ち評価機関が関連要素を考慮し、一定の計算方法に基づき知的財産権の価値について評価、推定または予測を行うことである。知財質権設定融資、知財保険または知財証券化を行う場合に、知財に関する価値の評価と切り離せられず、知財価値評価は知財金融を行う際の必要な一環であると言える。

中国の知財金融の発展に伴い、知財評価に関する規範も徐々に整えられるようになった。2001年～2005年、財政部より立て続けて評価業界を規範する多くの政策的文書を公布し、知財評価業務を資産評価の範疇に取り入れ、資産評価機関への管理を強化し、資産評価業務の質の向上を明確に要求した。

関連政策の影響により、業界協会もそれに合わせて評価業界の業務規程を打ち出した。例えば、中国公認会計士協会（中国注册会计师协会）より2003年に発表された「登録資産評価師による評価対象の法的権利所属への注目に関する指導意見（注册资产评估师关注评估对象法律权属指导意见）」（すでに廃止となった）と中国資産評価協会（中国资产评估协会）より2004年に発表された「企業価値評価に関する指導意見（試行）（企业价值评估指导意见(试行)）」（すでに廃止となった）などである。

2002年12月11日、中国初の知財評価業務を専門に取扱う機関である上海知識産権資産評価公司（上海知识产权资产评估公司）は正式に設立され、市場主体向けに専利、商標、専売権、専有技術、文学作品著作権等に関する知財評価サービスを提供し始めた。

2008年以降、国より打ち出された多くの政策は、知財評価の関連内容について重点かつ特別に言及し、知財評価分野の人材育成を強化し、知財評価取引メカニズムを構築するよう求めた。

2020年11月30日、習近平国家主席は中央政治局第25回集団学習を主宰する際に、「知的財産権の評価メカニズムの健全化を図らなければならない」という指示を打ち出した。その後、中国資産評価協会では知財評価メカニズムの健全化に関するシンポジウムを開催し、知財評価の現状と問題点、発展のチャンスとチャレンジ、次に講じるべき措置について見解を示し、アドバイスを行った⁵⁴。このことから分かるように、知財金融を行うために必要不可欠な一環である知財評価業務は、近年ではますます国と専門機構から重視されるようになった。

⁵⁴ 出所：中国資産評価協会 公式サイト URL: <http://www.cas.org.cn/xwbd/xydt/63495.htm>

(2) 知財資産評価の発展現状

①規範性文書の状況

知財評価の仕組化を図るため、中国資産評価協会より曾て「資産評価業務準則—無形資産（资产评估执业准则——无形资产）」「知的財産権資産評価ガイドライン（知识产权资产评估指南）」「專利資産評価に関する指導意見（专利资产评估指导意见）」「商標資産評価に関する指導意見（商标资产评估指导意见）」「著作権資産評価に関する指導意見（著作权资产评估指导意见）」及び「資産評価専門家向けのガイドライン第9号—データ資産評価（资产评估专家指引第9号——数据资产评估）」等の知財評価に関する基準や規範を公布してきた。中国資産評価協会、資産評価機関及び資産評価業者が共に努力した結果、知財評価分野では既に「1+1+3+1」の専門規則パターンが成し遂げられ、即ち無形資産評価準則、知財資産評価ガイドライン、專利・商標・著作権に関する指導意見及びデータ資産エキスパートガイドラインであり、十数年にわたって理論研究と実践検証を経て、今までに科学技術の発展を重視してきた資産評価業界は、既に知財評価について比較的整った専門規則体系を成し遂げた⁵⁵。このような背景の下で、中国資産評価協会より2021年11月25日に「資産評価業務準則—知的財産権（意見募集稿）（资产评估执业准则——知识产权（征求意见稿）」を公布し、知財評価についてさらに細かい規定を打ち出した。

知財評価業界が継続して発展を成し遂げている大きな背景において、中国資産評価協会より2021年9月に『「十四五」期間における資産評価業界発展計画（“十四五”时期资产评估行业发展规划）』を公布し、さらに「知的財産権の秩序のある流通に貢献し、知財評価体系の健全化を図る」という主なミッションを打ち出した。近い将来において、中国の資産評価業界は引き続き発展・拡大し、市場主体向けの知財評価に特化したサービスの提供能力も向上し続けていくはずである。

②知財評価の実務

知財評価業務に従事する際に必要な資格について、「資産評価法（资产评估法）」によると、評価機関及びその評価専門スタッフは資産評価業務を行うことができ、かつ評価機関は法に基づきパートナーまたは会社の形で、評価専門スタッフを雇用し評価業務を行ってもらわなければならない。中国資産評価協会より公布された「資産評価業務準則—無形資産」の規

⁵⁵ 出所：中国資産評価協会 公式サイト URL: <http://www.cas.org.cn/xwbd/zhxx/053eb254b7a746a493da8eb360f687b8.htm>

定によると、資産評価機関及びその資産評価専門スタッフは無形資産評価業務を行うことができる。これ以外に、当該協会より公布された「知的財産権資産評価ガイドライン」に示されている要求によると、知財資産評価業務に従事する場合、知財評価に関する専門知識と実践経験を備えていなければならない、執り行う知財資産評価業務に適任できるようにしなければならない。現在、知財評価サービスを提供できる資産評価機関の数については、公的機関より公布されている全面的な統計状況が見つからなかったが、中国資産評価協会が2021年12月に知財評価業務において特色ある資産評価機関（計62社）のリスト⁵⁶を公開している。

知財評価専門スタッフのバックグラウンドについて、「資産評価法」の規定によると、評価専門スタッフが評価業務に従事する際、評価機関に所属し、かつ1評価機関だけで業務に従事しなければならない。評価専門スタッフには、評価師及びその他評価に関する専門知識と実践経験を備えている評価に従事するスタッフが含まれている。評価師とは、「中国資産評価協会」が実施する資産評価師資格全国統一試験に合格した資産評価専門家を指す。資産評価師資格試験の受験生は完全な民事行為能力を有するとともに高等教育機関の短期大学以上（短期大学及び現在学歴（学位）を取得していない大学生を含む）の学歴を有する中華人民共和国公民でなければならない。試験科目について、「資産評価の基礎」、「資産評価に関する知識」、「資産評価実務（一）」、「資産評価実務（二）」の4科目がある。しかし、科目によっては試験が免除される場合もある。具体的に言うと、次の条件を備える場合、該当する科目の試験が免除される。1、高級会計士・高級会計監査人・高級エコノミストの職名を取得し、あるいは全国統一試験を通じて公認会計士資格を取得した場合、「資産評価関連知識」科目の試験が免除される。2、資産評価専攻の准教授及びそれ以上の専門技術職と評定された場合、「資産評価の基礎」科目の試験が免除される。合格基準について、「資産評価に関する知識」が150点満点であることを除いて、他の科目はすべて100点満点であり、4科目とも60%以上の点数であれば合格となる。また、資産評価師資格試験には、知財評価の知識も含まれているため、知財評価試験などは別途設置されていない。

知財評価の費用について、国家発展改革委員会と国家財政部より曾て「資産評価費用徴収管理弁法（资产评估收费管理办法）」を打ち出したが、当該書類は既に廃止となった。今のところ、国家レベルで公布された資産評価機関による資産評価業務を執り行う際の費用徴収基準に関する書類を見つかっていない。地方に関連規定があるか否かについては、北京を例として問い合

⁵⁶ 出所：中国資産評価協会 公式サイト URL: <http://www.cas.org.cn/tsjgcx/zscqpgyw/f6dd308a24274a6380314b23d609d745.htm>

わせたところ、北京資産評価協会（電話：010-88221121）スタッフの話によると、今のところ、北京はまだ関連の規定を打ち出しておらず、評価費用については各評価機構が独自で決めているとのことだった。

知財評価所要時間と優良企業であるか否かについて、見極めるポイントとして、知財評価所要時間について要求している規範性文書及び知財金融サービスにおける優良企業の判断基準に関する文書は見当たらなかった。知財評価所要時間については業務量等の要素によって総合的に確定するもので、優良企業に関する判断も知財評価機関が独自で行うものであると認識している。

③知財資産評価実例

(a) 知財融資担保における知財評価

知財融資担保における知財評価において、ここでは2つの典型的な例を挙げて説明する。

ケース1、専利権（発明専利権）に質権を設定する融資における知財評価について

北京の某バイオ医薬品技術有限公司は、プロテオグリカンバイオ活性物質の発明専利権により、交通銀行北京支店から150万円の融資を受けることに成功した。知財質権設定融資業務はすでに交通銀行北京支店で展開されており、同銀行北京支店の個人的金融リスク管理部の責任者によると、北京で登記され、商業信用が良好で、総資産が4000万元以内、かつ年間売上高が3000万元以内の小企業であれば、この業務を申請できるという。申請条件といえば、企業は、保有している有効期間が8年を下回らない発明専利権；有効期間が4年を下回らない実用新案専利権；又は使用期間が少なくとも2年以上、かつ収益力のある商標専用権により、銀行の招聘した専門評価機構が知的財産権に対する評価価値に基づき、銀行から一定量の貸付金額を獲得し、企業の生産経営過程における資金需要の充足に用いることができる。また、銀行の融資は総合与信方式を採用し、発明専利権の与信額は評価値の25%を超えず、実用新案専利権の与信額は評価値の15%を超えず、商標専用権の与信額は評価値の30%を超えず、最高の融資金額は1000万元で、最長期間は3年に達する。北京にあるバイオ医薬品技術有限公司の発明専利権の評価価値は600万元であるため、銀行は150万円の貸付を行い、金利は人民銀行が規定する貸付基準金利に10%を上乗せした。⁵⁷

ケース2、著作権に質権を設定する融資における知財評価について

北京の某映像関連企業は、三部作のある長編神話映画のシナリオ著作権について質権を設定

⁵⁷出所：<http://www.okfirst.cn/article/713.html>

し、そして某武術映画のシナリオ著作権について融資リースの形で、北京市某融資リース会社に融資を申し込もうとした。北京中金浩資産評価有限責任公司（北京中金浩资产评估有限责任公司、以下、「中金浩社」という）は依頼を受け、三部作の当該長編神話映画のシナリオと武術映画のシナリオ著作権について評価を行った。中金浩社の評価担当者は収益法で映画のシナリオについて評価を行い、当該方法を具体的に運用する際にライセンスフィー節約法を用いた。著作権ライセンス取引において、著作権者はライセンシーにその権利の使用を許可し、そしてライセンシーから一定のライセンス使用費を徴収、作品を使用する際の対価として、著作権に関するライセンスフィーの換金は、企業の著作権資産価値を評価するためによく用いられる方法である。当該方法の使用に当たり、そのキーポイントはライセンスフィー率の確定であり、市場同類著作権資産のライセンスフィーレベルまたは業界平均レベルを参考にすることが一般的である。中国の現在の映画著作権の取引現状、興行収入配分制度及び映画作品そのもののオリジナリティを基に、ライセンスフィー節約法は映画シナリオ著作権の価値について評価することにおいて、比較的に高い適用性を備えている。中金浩社の協力の下で、当該シナリオ著作権による担保とリースバックビジネスを合わせて計 2 億万人民元の融資を受け、期限は 3 年である⁵⁸。

(b) 知財保険における知財評価

1) 五隆興公司是機械加工と設備製造分野の零細企業であり、2021 年 10 月、同社は某企業が使っている設備が独自で研究開発した核心専利技術と同一であることを発覚し、会社権益の侵害の嫌疑があるため、北京市知財保険パイロットプロジェクトチームに対し当該権利侵害嫌疑について通報した。2021 年末、本件は被告の住所地で正式に事件として受理された。その後、パイロットプロジェクトに加入している保険会社は、当該会社が保険事故に遭った専利執行保険に関する賠償責任を履行した。これは、北京市知財保険パイロットプロジェクトが組み合わせの形で発売した専利執行保険と専利権侵害損失保険という 2 つの試行商品のおかげである。

2020 年より、北京は期間を 3 年とする知財保険パイロットプロジェクトを実施し始め、保険の種類として専利執行保険と専利権侵害損失保険が含まれている。北京市知識産権局の関連データによると、試行からの 2 年間で、北京市では既に 20 社の製造業個別案件チャンピオン企業と 312 社の重点分野中小・零細企業が、20 余りの重点産業に関する 3366 件の専利について保険を付保し、計 3800 万人民元の保険費用の補助金を獲得し、保険金額は 33 億人民元に達し、

⁵⁸ 出所：北京中金浩資産評価公司 公式サイト URL: <http://www.chinacpv.com/news/newsDetails?type=case&id=13>

保険者はいずれも中国人民財産保险股份有限公司北京市分公司である。試行以来、2022年3月31日までに、同社は既に2件の専利執行保険に関する賠償を成し遂げ、計60万人民元弱の賠償金を支払った⁵⁹。

2) 2020年6月、国家知識産権局と中国人民財産保险股份有限公司（中国人民财产保险股份有限公司、以下、「人保財險」という）との共同推進の下で、無錫市知識産権局、人保財險無錫市分公司（以下、「無錫人保財險」という）と江蘇中都国脈知識産権運営有限公司（江苏中都国脉知识产权运营有限公司、以下、「中都国脈」という）との間で知財資産評価職業責任保険契約が調印され、中都国脈に対し計200万人民元のリスク補償を提供し、これは現在中国国内において初めての知財資産評価職業責任保険である。

知財資産評価職業責任保険は、主に評価機関向けに、知財評価によって生じる経済的損失と法律調査費用を保障するもので、質権設定評価段階におけるリスク保障の空白を埋めた。今回無錫人保財險と中都国脈との間で締結された知財資産評価職業責任保険契約の保険額は200万人民元である。保険期間内において、もし中都国脈に知財資産評価リスクが生じた場合、無錫人保財險は保険責任と保険額の範囲内で計200万人民元の賠償を負う。同時に、関連政策によると、無錫市知識産権局より中都国脈に実際に支出した保険費の50%の資金援助を与えることとなっている⁶⁰。

(c) 知財証券化における知財評価

2022年11月29日、南京市溧水区の初めての知財ABS案件である「華泰・信保集团溧水区知的財産権1号資産支持專項計画」は証券取引上での発行に成功した。本件の一括登録規模は5億人民元で、今回の発行額は1億人民元で、継続期間は1年間であり、発行利率は3.15%となっている。当該商品については江蘇信保集团によって信用補完が行われ、江蘇信保科貸公司是原權益保有者で、華泰聯合証券はプロジェクトアレンジャーで、華泰証券（上海）資産管理有限公司（华泰证券(上海)资产管理有限公司）は計画管理人で、江蘇信保南京信用融資担保有限公司（江苏信保南京信用融资担保有限公司）は基礎担保を行い、基礎資産として53件の發明專利と93件實用新案專利に関わっており、南京市溧水区にある20社の科学技術型企業が低コストの融資を受けられるようにサポートし、本件はサービス対象が20社を超え、全省の個別商品におけるサービス対象企業が最も多い初めての知財証券化商品である。中金浩社は当該商品の知財評価機関として、プロジェクトの推進過程において、専門的な水準と豊富な経験を活かし

⁵⁹ 出所： 中国銀行保險報網 URL: http://www.cbimc.cn/content/2022-05/31/content_462137.html

⁶⁰ 出所： 人民網 URL: <http://ip.people.com.cn/n1/2020/0709/c136655-31777105.html>

て、全過程において企業に専門的な知財金融サービスを提供し、高い品質で南京市溧水区にある 20 社の科学技術型企業の基礎資産に関する選別と知財価値評価等の業務を成し遂げ、プロジェクトの成功を全力で後押しした⁶¹。

⁶¹ 出所：中国資産評価協会 公式サイト URL: <http://www.cas.org.cn/dfxx/c13efeba502c4be39421771bf885c076.htm>

第四章 証券取引市場での上場と知的財産権との関係

ここ数年来、中国の多層的な資本市場体系は次第に整えられ、現在では、中国の資本市場においてすでにメインボード、科創板、創業板、北京証券取引所、新三板及び地域性エクイティ市場等の多層的な資本市場体系が成し遂げられ、それぞれのボードと市場機能の位置づけが明確で、異なる成長段階、異なるタイプの企業の革新・発展をサポートする資本市場体系を成し遂げている。中国における多層的な資本市場体系は下図7の通りである。

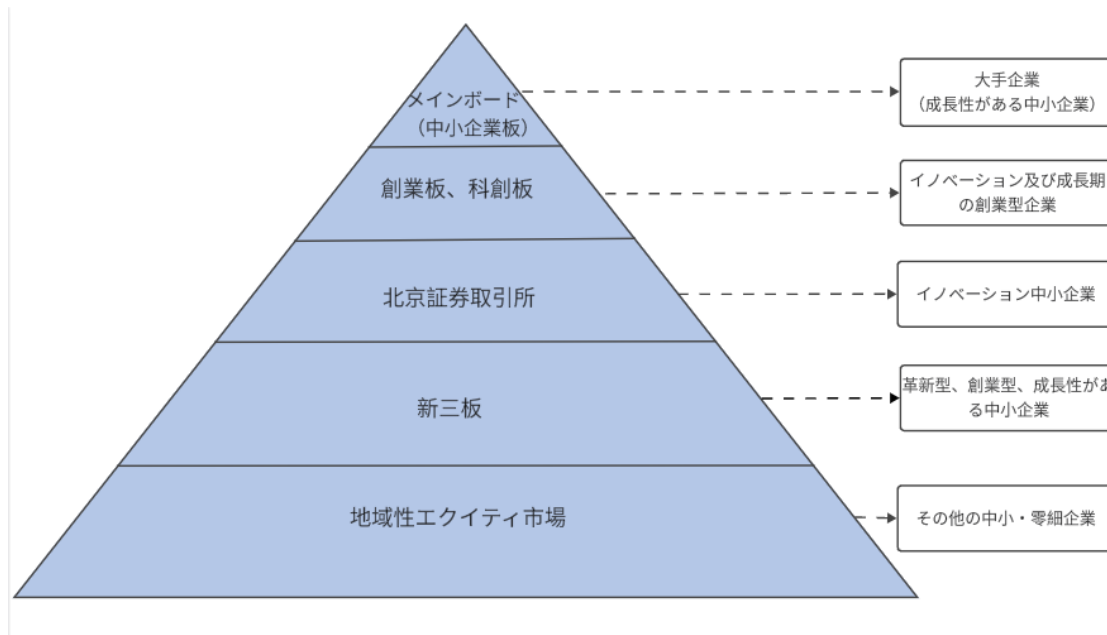


図7 中国における多層的な資本市場体系

そのうち、上海証券取引所の科創板、深セン証券取引所の創業版と北京証券取引所はいずれも登録制を採用し、上場手続きの煩わしさ及び時間がかかるといった審査・承認制のデメリットをある程度解消し、かつ中小企業に融資のルートを提供した。上記3つのボードのそれぞれの重点は多少異なっており、科創板はしっかりした科学技術力と市場競争力を備えており、核心的競争力のある成長型科技イノベーション企業と位置付けており、創業版は成長・革新・起業にサービスしている企業と位置付けし、伝統産業と新規産業、新技術、新業態、新モデルとの深化した融合をサポートしている。一方、北京証券取引所の主なサービス対象者は相対的に中または小企業で、専門化・精密化・特徴化・斬新化企業を重点的に支援している。

以下では科創板、創業板を中心として、企業の上場段階で直面しうる知財問題について重点的に解説し、ガイダンスを提供する。

第一節 科創板への上場に当たり注意すべき知財問題

科学技術強国戦略という大きな背景の下で、科学技術型中小企業の融資困難と上場困難といった問題の解決を図り、国全体の総合的イノベーション能力と企業の自発的な革新能力を高めるために、科創板が情勢に応じて誕生した。科創板は科学技術イノベーション型企業に特化してサービスを提供し、メインボード市場と別に単独に分かれており、上場制度についてもメインボード市場に依存せず、かつ、登録制を試行している。科創板の上場は知的財産権と密接に関わっており、知的財産権に関する審査・照合要件について、主に科創板の科学技術イノベーションの属性、発行条件、情報開示等の面に関する要件に表しており、2022年9月6日付、上場に成功した上海燦瑞科技股份有限公司（上海灿瑞科技股份有限公司）の「新規株式公開及び科創板上場株式募集目論見書（首次公开发行股票并在科创板上市招股说明书）」（以下、「目論見書」という）⁶²と合わせて上記の内容についてそれぞれ以下の通り紹介する。

（1）科学技術イノベーションの属性に関する要件

中国证券监督管理委员会より2019年1月に公布した「上海証券取引所における科創板創設及び登録制試行に関する実施意見」（关于在上海证券交易所设立科创板并试点注册制的实施意见）、2020年7月10日に公布した「科創板の新規株式公開登録管理規定（試行）（科创板首次公开发行股票注册管理办法（试行）」、2021年4月に公布した「科学技術イノベーションの属性評価ガイドライン（試行）（科创属性评价指引（试行）」（以下、「ガイドライン」という）及び上海証券取引所より2020年12月に公布した「上海証券取引所科創板株式発行上場審査・照合規則（上海证券交易所科创板股票发行上市审核规则）」（以下、「審査規則」という）等の規定によると、科創板の科学技術イノベーションの属性に関する要件は主に下記幾つかの面に表れている。

①科創板の支援方向

科創板は、国の科学技術革新戦略に合致し、重要な核心技术等の先進技術を保有し、科学技術イノベーション、科学技術成果の転化において際立った能力を有し、業界で際立った立場にあり、または市場認知度の高い科学技術イノベーション企業による株式発行・上場を優先的に支援する。

⁶² 出所：URL：http://static.sse.com.cn/disclosure/listedinfo/announcement/c/new/2022-10-13/688061_20221013_2_wljZ4fmo.pdf

②業界の限定

科創板で株式発行・上場を申請する企業は、下記業界分野のハイテク産業と戦略的新興産業に該当しなければならない。

No.	業界分野	具体例
1	次世代情報技術分野	主に半導体と集積回路、電子情報、次世代情報ネットワーク、AI、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、ソフトウェア、インターネット、IoT 及びインテリジェントハードウェア等を含む。
2	先端設備分野	主にスマート製造、航空宇宙、先進軌道交通、海洋エンジニアリング設備及び関連役務等を含む。
3	新材料分野	主に先端鉄鋼材料、先端非鉄金属材料、先端石油化学・化学工業新材料、先端無機非金属材料、高性能複合材料、最先端新材料及び関連役務等を含む。
4	新エネルギー分野	主に先進原子力発電、大型風力発電、高効率太陽光発電・太陽光熱、高効率蓄エネ及び関連役務等を含む。
5	省エネ・環境保護分野	主に効率の高い省エネ製品・設備、先進環境保護技術設備、先進環境保護製品、資源循環利用、新エネルギー自動車の完成車、新エネルギー自動車用キーパーツ、パワーバッテリー及び関連役務等を含む。
6	バイオ医薬品分野	主にバイオ製品、ハイエンド化学薬品、ハイエンド医療設備と機材及び関連役務等を含む。
7	科創板の位置づけに合致するその他の分野	

これ以外に、金融科学技術企業、モデル革新企業による科創板での上場を規制し、不動産や主に金融、投資系業務に従事する企業による科創板での上場を禁止する。

【事例】上海燦瑞科技股份有限公司による「株式募集目論見書」第2節第7条第1項の「企業の業界分野の適合に関する要件」のところでは、株式発行会社が所属する業界分野及び科創板の要件との一致性について以下のような記述を行った（ページ番号 1-1-24）。

会社所属業界分野	☒ 次世代情報技術	当社は高性能アナログデジタル混在 IC 及びアナログ IC の研究開発設計、パッケージテストと販売を行っており、主な製品及び役務はインテリジェントセンサチップ、電源管理チップとパッケージングテストサービスである。中国证券监督管理委员会の「上場企業業界分類ガイドライン」（2012 年改正）によると、発行者はコンピュータ、通信及びその他の電子設備製造業（業界コード：C 39）に属し、「国民经济業界分類」（GB/T4754-2017）によると、発行者が所属する業界は「C39 コンピュータ、通信及びその他の電子設備製造業」に属する。
	☐ 先端設備	
	☐ 新材料	
	☐ 新エネルギー	
	☐ 省エネ・環境保護	
	☐ バイオ医薬品	
	☐ 科创板の位置づけに合致する他の分野	

③科学技術イノベーション指標要件

科创板での発行・上場を申請する企業は次の 4 つの科学技術イノベーション指標要件を同時にクリアしなければならない。

No.	科学技術イノベーション指標要件	特別な場合
1	過去 3 年間の研究開発投資累計額の過去 3 年間の営業収入累計額に占める割合が 5%以上で、または過去 3 年間の研究開発投資累計額は 6,000 万人民币元以上である。	ソフトウェア企業の場合、過去 3 年間の研究開発投資累計額の過去 3 年間の営業収入累計額に占める割合が 10%以上である。
2	研究開発スタッフの人数の同年従業員総数に占める割合は 10%よりも下回らない。	
3	主な事業収入と成している発明専利（国防専利を含む）は 5 件以上ある。	ソフトウェア企業を除く
4	過去 3 年間の営業収入に関する CAGR（年平均成長率）は 20%に達しており、または過去 1 年の営業収入額は 3 億人民币元に達している。	「審査規則」第 22 条第 2 項第（5）号の上場基準に基づき科创板発行・上場を申請する発行者を除く。

同時に、科学技術イノベーション指標要件をクリアできなかった場合、少なくとも以下のいずれかの科学技術イノベーション能力が際立って優れている状況に合致しなければならない。

No.	科学技術イノベーション能力が際立って優れている状況
1	保有する核心技術は国家主管部門によって国際的にリードまたは牽引の役割を果たせるもの、或いは国家戦略にとって重大な意義があるものと認定された。
2	主な参加団体組織として、または核心技術者が主な参加メンバーとして、国家自然科学賞、国家科学技術進歩賞、国家技術発明賞を受賞し、かつ関連技術を主な取扱業務に用いている。
3	主な取扱業務と核心技術に関連する国家重大科学技術特定プロジェクトを単独で、または率先して引き受ける。
4	核心技術で創り上げた主な製品（役務）は、国が奨励・支援・推進する重要設備、重要製品、重要パーツ、重要材料等に属し、輸入代替を実現したものである。
5	核心技術と主な取扱業務収入となる関連発明専利（国防専利を含む）は合計 50 アイテム以上である。

【事例】上海燦瑞科技股份有限公司の「株式募集目論見書」第2節第7条第2項の「自社は科学技術イノベーションの属性指標要件に合致している」部分では、発行会社が科学技術イノベーションの属性指標要件に合致していること及びその具体的な指標状況について下記の通り記述している（ページ番号 1-1-24）。

科学技術イノベーション 指標一	合致しているか 否か	指標状況
過去 3 年間の研究開発投入額の累計の過去 3 年間の営業収入累計額に占める割合が 5%以上、または過去 3 年間の研究開発投入額の累計が 6,000 万人民元以上である	☒ はい ☐ いいえ	過去 3 年間の会社の研究開発費はそれぞれ 1,595.22 万人民元、2,620.08 万人民元、5,754.62 万人民元で、過去 3 年間の営業収入累計額に占める割合は 9.72%で、5%を超えている。
研究開発者人数の同年従業員総数に占める割合が 10%以上である	☒ はい ☐ いいえ	2021 年末現在、会社の研究開発者数は 114 人で、従業員総数に占める割合は 38.64%で、10%を超えている。

主な取扱業務収入を成している発明専利は 5 アイテム以上ある	☒ はい ☐ いいえ	本株式募集目論見書調印日までに、会社の主な取扱業務収入を成している発明専利は計 39 アイテムで、5 アイテムを超えている。
過去 3 年間の営業収入の年平均成長率は 20%以上、または過去 1 年間の営業収入額は 3 億人民元以上である	☒ はい ☐ いいえ	過去 3 年間の営業収入はそれぞれ 19,863.14 万人民元、28,969.77 万人民元、53,719.43 万人民元で、年平均成長率は 64.45%で、20%を超えている。

(2) 発行要件

発行要件について、「科创板新規株式公開登録管理規定（試行）（科创板首次公开发行股票注册管理办法（试行）」第 12 条の規定によると、発行者の業務が完全に整っており、直接市場向けに独立で持続できる経営能力を備えており、その内の第 2 項では、発行者の主な取扱業務、支配権、管理チームと核心技術スタッフが安定しており、過去 2 年の間において主な取扱業務と会社役員、高級管理職者及び核心技術スタッフはいずれも重大で不利な変化が発生していないことを要求している。また第 3 項では、発行者には主要資産、核心技術、商標等に関する重大な権利帰属紛争、重大な債務弁済リスク、重大な担保、訴訟、仲裁等の偶発事象、経営環境がすでに変化した、または重大な変化が発生しようとしている等、持続的に経営に重大な悪影響を及ぼす事項が存在しないことを要求している。

【事例】上海燦瑞科技股份有限公司の「株式募集目論見書」の第 5 節第 9 条第 4 項の「核心技術スタッフ」の部分では、発行会社の核心技術スタッフについて次の通り記述している（ページ番号 1-1-61）。

「本株式募集目論見書調印日までに、会社には 4 名の核心技術スタッフが在籍しており、具体的な状況は以下の通りである。

羅傑：男、中国国籍、国外居住権なし、発行主体の会社役員・副社長・研究開発総監で、その者の略歴について、詳細は本節の「七、発行者の 5%以上の株式を保有する主要株主及び実際の支配者の基本状況」の「（一）支配株主と実際の支配者」（以下 3 名の核心技術スタッフに関する紹介を省略する）」を参照。

(3) 情報開示要件

「証券公開発行会社情報開示内容及び様式準則第 41 号-科创板企業株式募集目論見書（公开发行证券的公司信息披露内容与格式准则第 41 号——科创板公司招股说明书）」の科创板への上場過程における知財関連情報の開示要件に基づき、下記のように列挙する。

開示要件	関連規定	事例
リスク 関連 情報 の開 示	「証券公開発行会社情報開示内容及び様式準則第 41 号-科创板企業株式募集目論見書（公开发行证券的公司信息披露内容与格式准则第 41 号——科创板公司招股说明书）」第 33 条の規定によると、発行者は科学技術イノベーション企業の特徴に基づき、重大技術、製品、政策、経営方式の変更等によって生じうるリスクを開示しなければならない。 （一）技術リスク、それには、技術の繰り返しアップグレード、研究開発の失敗、技術専利ライセンスまたは授權に排他性を備えておらず、技術が製品化または産業化を実現されていない等のリスクが含まれている。 （二）（省略……） （三）内部統制リスク、それには管理経験不足、特殊なコーポレート・ガバナンス構造、個別管理スタッフまたは核心技術スタッフに依存している等のリスクが含まれている。 （四）（省略……）	【事例】上海燦瑞科技股份有限公司（上海灿瑞科技股份有限公司）の「株式募集目論見書」第 4 節第 2 条の「技術リスク」の部分では、発行会社の重大な技術変更によって生じうるリスクについて次のように記述している（ページ番号 1-1-34～1-1-35）。 「（一）新製品の研究開発及び技術更新リスク （1）新製品研究開発と技術更新リスク IC 産業は、技術集約型産業に属し、下流応用分野の幅が広く、そのうち、スマートフォン、タブレット等の家電分野のモデルチェンジが比較的早く、IC 製品は下流応用分野の変化に合わせて、製品イノベーションとアップグレードを行う必要があり、会社は長年にわたってインテリジェントセンサーチップ、電源管理チップ等の製品に関する研究開発を経て、すでに核心技術を蓄積し、業界において比較的大きな競争優位性を備えている。（後略） （二）核心技術漏洩リスク 長年にわたる技術革新と研究開発によって、会社は自主知的財産権を有する一連の核

	(五) 法的リスク、それには重大な技術、製品に関する紛争、訴訟リスク、土地、資産権利帰属の瑕疵、持ち分紛争、行政処罰等の面によって発行者の法律法規の適合性及び持続的な経営に影響を及ぼすリスクが含まれている。	心技術を独自で開発し、かつ、比較的に完備した技術体系を成し遂げている。自らの核心技术を保護するために、会社は厳しい機密保持措置を制定し、核心技术スタッフや研究開発中心スタッフと秘密保持協定を結び、そして特許を出願し、IC 回路図設計、コンピュータソフトウェアに関する著作権を登録するなどの形で知的財産権の保護を実現している。（後略） (三) 技術スタッフの流出リスク IC 業界は代表的なナレッジと技術集約型業界であり、研究開発スタッフの半導体物理学、半導体材料学、マイクロエレクトロニクスとシステム学、情報学等の学科に関する理論基礎と就業経験について比較的に高い要求があるため、優秀な技術スタッフは半導体回路設計、プロセス開発、IC の検証及び測定等多くの技術に精通し、かつ長期にわたって技術の蓄積があつてはじめて、関連製品の研究開発や設計に関与したり主導したりすることができる。（後略）」
競争状況関連情報の開示	「証券公開發行会社情報開示内容及び様式準則第 41 号-科创板企業株式募集目論見書(公开发行证券的公司信息披露内容与格式准则第 41 号——科创板公司招股说明书)」第 50 条の規定によると、発行者は所属業界の基本状況に合わせてその競争状況を開示しなければならない、それには主に以	【事例】上海燦瑞科技股份有限公司（上海灿瑞科技股份有限公司）の「株式募集目論見書」第 6 節第 3 条の「発行者所属業界の競争状況」の部分では、「市場競争構造と発行者の市場での地位、発行者の技術レベルと特徴、業界内の主な企業、発行者の競争優位性と劣勢、発行者が直面しているチャンスとチャレンジ」についてそれぞれ詳しく紹介した

	下の内容が含まれている。 (三) 所属業界の新技术、新産業、新業態、新モデル等の面に関する過去3年間の発展状況と将来の発展動向、発行者が獲得した科学技術成果と産業との深い関わりに関する具体的な状況。 (四) 発行者の製品又は役務に関する市場での地位、技術レベル及び特徴、業界内の主な企業、競争優位性と劣勢、業界発展態勢、直面するチャンスとチャレンジ、及び上記状況に関する報告期間中の変化及び将来的に予測できる変化の動向。 (五) 発行者と比較できる同業他社との経営状況、市場での地位、技術力、核心競争力を測る重要な業務データ、指標等の面に関する比較の状況。	(ページ番号 1-1-111～1-1-125)。
固 定 資 産、無形 資 産 に 関 す る 情 報 の 開 示	「証券公開發行会社情報開示内容及び様式準則第 41 号-科创板企業株式募集目論見書(公开发行证券的公司信息披露内容与格式准则第 41 号——科创板公司招股说明书)」第 53 条の規定によると、発行者は、主な事業に重大な影響を及ぼす主な固定資産、無形資産、その他の資源要素の構成を開示し、各要素と提供される製品または役務との内在関係、欠陥、紛争、潜在的紛争が存在しているか否か、発行者	【事例】上海燦瑞科技股份有限公司（上海灿瑞科技股份有限公司）の「株式募集目論見書」第 6 節第 6 条第 2 項の「無形資産状況」という部分では、発行会社保有の商標、専利等の無形資産について開示を行った（ページ番号 1-1-139～1-1-149）。具体的には、商標、専利、IC レイアウト設計専有権、ソフトウェア著作権が含まれている。

	の継続経営に重大で不利な影響が存在しているか否かについて分析を行わなければならない。 発行者が他人と資源要素（例えば、専利経営権）を共有している場合、その共有の方式、条件、期限、費用等について開示しなければならない。	
核 心 技 術 に 関 する 情 報 の 開 示	「証券公開發行会社情報開示内容及び様式準則第 41 号-科创板企業株式募集目論見書(公开发行证券的公司信息披露内容与格式准则第 41 号——科创板公司招股说明书)」第 54 条の規定によると、発行者は主な製品や役務に関する核心技術と技術の出所を開示し、業界技術レベルと業界への貢献と合わせて、発行者の技術先進性と具体的な特徴を開示し、発行者の核心技術が専利の取得またはその他の技術的保護措置を講じているか否か、主な取扱業務及び製品や役務での応用と貢献状況について開示を行わなければならない。 その他の団体組織と共同で研究開発の場合、提携協定の主な内容、権利や義務の区分けに関する約定及び講じた機密保持措置等をも開示しなければならない。 発行者は、核心技術スタッフ、研究開発要員の従業員総数に占める割合、	【事例】上海燦瑞科技股份有限公司（上海灿瑞科技股份有限公司）の「株式募集目論見書」第 6 節第 7 条の「発行者の核心技術及び研究開発状況」という部分では、発行会社の核心技術に関する研究開発状況及び売上比率等について以下のように開示した（ページ番号 1-1-150～1-1-163）。 1、核心技術に関する研究開発状況 発行者は設立以来、アナログデジタル混在チップとアナログチップの研究開発設計に特化し、10 年余りの技術的蓄積と研究開発への投資を経て、発行者はすでに完備した技術体系を構築し、高精度、高信頼性磁気センサ IC 設計技術等 12 の核心技術を保有している…発行者の主な核心技術の状況は次の表の通りである（表を省略）。 2、核心技術製品による収入が営業収入に占める割合 （表を省略） （二）核心技術に関する科学研究能力と成果 この部分では、主に「発行者が獲得した重要な賞または栄誉」「発行者が請け負った科

	核心技術スタッフの学歴構成、専門的な資格、重要な科学的研究成果及び受賞状況、会社の研究開発への具体的な貢献、発行者より核心技術スタッフに対して行われている制約・インセンティブ措置、報告期間における核心技術スタッフの主な変動状況及び発行者への影響を開示しなければならない。	学研究プロジェクト」について開示を行った。 (三) 研究開発案件に関する状況 この部分では、主に「発行者が研究・開発している案件」「発行者が提携して研究開発を行っている状況」について開示を行った。 (四) 報告期間における研究開発への投資の営業利益に占める割合 (表を省略) (五) 研究開発スタッフ及び核心技術スタッフに関する状況 この部分では、主に「研究開発スタッフの状況」「核心技術スタッフ」「発行者より核心技術スタッフに対して行われている制約・インセンティブ措置」を開示または紹介を行った。 (六) 技術の継続的革新を維持するメカニズム この部分では、研究開発管理メカニズムの整備、人材育成とインセンティブメカニズムの構築、研究開発への投資の拡大、知財管理の強化、技術提携研究開発の実施といった5項目の内容についてそれぞれ、それ相応の説明を行った。」
経営能力に関する情報の開示	「証券公開発行会社情報開示内容及び様式準則第41号—科创板企業株式募集目論見書(公开发行证券的公司信息披露内容与格式准则第41号——科创板公司招股说明书)」第62条の	【事例】上海燦瑞科技股份有限公司(上海灿瑞科技股份有限公司)の「株式募集目論見書」第7節第7条第6項の「主な取扱業務、支配権、管理チームと核心技術スタッフの安定性」という部分では以下のように記述して

規定によると、発行者は、自らが直接市場向けに単独で経営し続ける能力を持っていることについて分析し、開示しなければならない。 (一) 資産の完全性について、生産型企業は生産経営に関連する主要な生産システム、生産補助システムと関連施設を備え、生産経営に関連する主な土地、建屋、機械設備及び商標、専利、非専利技術の所有権或いは使用権を合法的に保有し、独立した原材料調達と製品販売システムを持っている。非生産型企業は経営に関連する業務体系及び主な関連資産を持っている。 (六) 発行者の主な取扱業務、支配権、管理チームと核心技術スタッフは安定しており、過去2年間に主な取扱業務と会社役員、高級管理職者及び核心技術スタッフはいずれも重大で不利な変化が発生していない。 (七) 発行者には主要資産、核心技術、商標等に関する重大な経理帰属紛争、重大な債務弁済リスク、重大な担保、訴訟、仲裁等の偶発事象、経営環境がすでに、または重大な変化を与えようとする事等で、持続的な経営に重大な影響を及ぼす事項が存在していない。	いる (ページ番号 1-1-169)。 「発行者の主な取扱業務、支配権、管理チーム、核心技術スタッフは安定しており、過去2年間に於いて、主な取扱業務と会社役員、高級管理職者、核心技術スタッフはいずれも重大で不利な変化が発生しなかった。支配株主と被支配株主、実質支配者によって支配されている株主保有の発行者の株式に関する権利帰属ははっきりしており、過去2年間に於いて、実際の支配人について変更は生じておらず、支配権の変更を引き起こしうる重大な権利帰属に関する紛争は存在していない。」
--	--

第二節 創業板への上場に当たり注意すべき知財問題

創業板市場は、メインボード市場がある程度発展した後に現れたものである。従来の証券取引所の上場条件が非常に厳しいため、経営歴が長く、規模が大きく、業績の良い成熟した企業だけにしか上場の資格がなく、経営歴が短く、規模が小さく、今のところ会社経営がまだ黒字となっていない可能性があるが、成長の見通しの明るい中小企業は、証券取引所を通じて起業初期段階に必要な資金を調達するのが困難である。このような理由で、創業板は情勢に応じて誕生し、創業板市場の最も大きな特徴は上場のハードルが低い、取扱要件は厳しく、潜在力のある中小企業が融資のチャンスを得るには有利である。創業板上場における知財の審査要件として、主に属性要件、発行条件、情報開示等に関する要件に表しているが、2022年10月28日に上場に成功した上海威士頓情報技術股份有限公司（上海威士頓信息技术股份有限公司）の「新規株式公開及び創業板上場株式募集目論見書（首次公开发行股票并在创业板上市招股说明书）」（登録草案）⁶³と合わせて、上記の要件を簡単に説明する。

（1）創業板の属性要件

①支持の方向性

「創業板の新規株式公開登録管理弁法（試行）（创业板首次公开发行股票注册管理办法（试行）」第3条の規定によると、創業板への上場の場合は、「三創四新」という支持の方向を満たさなければならない、即ち、革新、創造、創意という大きな流れにより多く依存する発展に適応し、主に成長型革新的起業企業にサービスし、伝統産業と新技術、新産業、新業態、新モデルとの深い融合をサポートするということである。

【事例】上海威士頓情報技術股份有限公司（上海威士頓信息技术股份有限公司）は「株式募集目論見書」第2節第5条の「発行者自身の革新、創造、創意の特徴、科学技術イノベーション、モデル革新、業態革新と新旧産業融合という部分では、発行者が創業板の「三創四新」要件との一致性について次のように記述している（ページ番号1-1-22～1-1-25）。

「会社は取引先の生産・経営過程におけるデジタル化、ネットワーク化、スマート化のレベルアップを目標とし、情報化と工業化との深い融合の推進をサポートし、製造業、金融業等の業界大手取引先情報化構築のために製品と役務を提供し続け、効果的な革新実践を行ってきた。

⁶³ 出所：URL：https://pdf.dfcfw.com/pdf/H2_AN202210281579592541_1.pdf

会社の革新、創造、創意特徴及び産業融合状況については、主に以下のいくつかの面に現れている。

発行者は「『持続的な革新能力を持っている』『業務状況に合わせて絶えず革新に関する研究開発を行い、独自の核心技術を成し遂げてきた』『発行者の核心技術に一定の革新性を備えている』『産業融合状況』についてそれぞれ紹介を行った。」

②業界限定に関する要件

創業板のネガティブリストについて、「深セン証券取引所創業板企業の上場申告及び推薦に関する暫定規定（深圳证券交易所创业板企业发行上市申报及推荐暂行规定）」第 4 条⁶⁴では次のように規定している。

中国证券监督管理委员会より公布した「上場企業業界分類ガイドライン（2012 年改正）（上市公司行业分类指引（2012 年修订）」⁶⁵における以下業界に属する企業について、原則として創業板での上場申告を支持しないが、ただしインターネット、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、自動化、AI、新エネルギー等の新技術、新産業、新業態、新モデルと深く融合したイノベーション起業企業を除く。

（一）農林水産業、（二）採鉱業、（三）酒、飲料及び精製茶製造業、（四）紡績業、（五）黑色金属製錬と圧延加工業、（六）電力、熱力、ガス及び水の生産・供給業、（七）建築業、（八）交通運輸、倉庫、郵便業、（九）宿泊及び飲食業、（十）金融業、（十一）不動産産業、（十二）住民サービス、修理及びその他のサービス業。

（2）発行要件

「創業板の新規株式公開登録管理弁法（試行）（创业板首次公开发行股票注册管理办法（试行）」第 12 条の規定によると、発行者の業務は完全で、直接市場向けに単独で経営し続ける能力を備えており、（省略……）（三）発行者には主要資産、核心技術、商標等に関する重大な権属紛争、重大な債務返済リスク、重大な担保、訴訟、仲裁等の偶発事象、経営環境にすでに重大な変化等が生じているか、または発生しようとしている、持続的な経営に重大で不利な影響を及ぼす事態が存在しない。

⁶⁴ 出所 URL: <http://docs.static.szse.cn/www/disclosure/notice/general/W020200612808032577835.pdf>

⁶⁵ 出所 URL: <http://www.csrc.gov.cn/csrc/c100103/c1452025/content.shtml>

【事例】上海威士頓情報技術股份有限公司（上海威士頓信息技术股份有限公司）の「株式募集目論見書」第11節第3条第1項の「発行者の重大な訴訟または仲裁事項」という部分では、次のように紹介している（ページ番号1-1-356）。

「当該株式募集目論見書の調印日までに、発行者は財務状況、経営成果、名誉、業務活動、将来の見通し等に大きな影響を及ぼしうる訴訟や仲裁事項は存在しない」。

(3) 情報開示要件

「証券公開發行会社情報開示内容及び様式準則第28号—創業板企業の株式募集目論見書（公开发行证券的公司信息披露内容与格式准则第28号——创业板公司招股说明书）」と合わせて、創業板への上場企業の知財関連情報の開示要件について、以下のようにまとめた。

開示要件	関連規定	事例
会 社 の 知 財 関 連 技 術 リ ス ク の 開 示 要件	「証券公開發行会社情報開示内容及び様式準則第28号—創業板企業の株式募集目論見書（公开发行证券的公司信息披露内容与格式准则第28号——创业板公司招股说明书）」第33条の規定によると、 発行者は企業の特徴に合わせて、会社の経営業績、核心競争力、事業の安定性及び将来向けの発展に重大で不利な影響を及ぼしうる様々なリスク要因を明確かつ十分に開示しなければならない。 （二）技術リスクには、	【事例】上海威士頓情報技術股份有限公司（上海威士頓信息技术股份有限公司）の「株式募集目論見書」第4節の第2条の「技術アップグレードのリスク」部分では、次のように開示した（ページ番号1-1-32）。 「アプリケーションソフトウェア業界の発展が迅速で、技術の更新が速く、顧客ニーズも絶えず変化している。近年、ビッグデータ、AI、IoT等の技術の台頭は、各業界に転覆的な影響を与えている。ソフトウェアはこのような新興技術の応用媒体として、それに合わせて絶えず最適化とアップグレードを図らなければならない。会社は技術の入れ替えと更新に常に注視し、業界の発展動向に合わせて顧客ニーズに適合した製品を研究開発し続けなければならない。会社が今後、技術、製品、市場と業界の発展動向を正確に把握し続けることができず、適時に新技術を製品の開発やアップグレードに活用できず、日

	技術の繰り返しアップグレード、研究開発の失敗、専利技術ライセンスまたは授権に排他性がなく、技術が製品化されていなかったり、産業化を実現できなかったりするリスク等が含まれている。	進月歩の業界発展と顧客ニーズの変化に適応できない場合、将来の会社経営における持続的発展はある程度不利な影響を受けるはずだ」。
知財取引や提携の情報の開示要件	「証券公开发行会社情報開示内容及び様式準則第28号-創業板企業の株式募集目論見書（公开发行证券的公司信息披露内容与格式准则第28号——创业板公司招股说明书）」第54条規定によると、 発行者は主な製品や役務の核心技術と技術の出所を開示し、業界の技術レベルと業界への貢献度と合わせて、発行者の技術先進性と具体的な特徴を開示し、発行者の核心技術が専利またはその他の技術保護措置を取り付けているか否か、主な取扱業務及び製品や役務における核心技術の応用や貢献度に関する状況を開示しなければならない。	【事例】上海威士頓情報技術股份有限公司（上海威士頓信息技术股份有限公司）の「株式募集目論見書」第6節第8条の「会社主要製品の核心技術状況」という部分では、発行者の核心技術に関する概況及び核心技術製品・役務の収入が営業収入に占める割合について次のように開示した（ページ番号1-1-172～1-1-177）。 （一）会社の核心技術の概況 会社の核心技術は2種類に分かれ、一つは、会社のiWisdom素早い開発と応用プラットフォームである。iWisdomプラットフォームは会社のスマート製造分野、デジタル金融分野における多くの最先端核心技術を集約し、会社の長年にわたる情報化業務と役務の基盤であり、その核心技術には主に素早いソフトウェア開発フレームワーク技術、工業データインタラクティブバス技術、膨大量の工業データ圧縮技術等が含まれている。もう一つは会社が同業界で長期にわたって蓄積された製品実施経験に基づき、モデリングと構造化の方法で成し遂げられた、スマート製造と金融の大きな2つの分野で重なって利用できる様々なアプリケーション系核心技術であり、

発行者は、重要な受賞、請け負った重要な科学研究プロジェクト等を含め、核心技術に関する科学研究実力と成果を開示しなければならない。 発行者は現在従事している研究開発プロジェクト、プロジェクトの現段階及び進捗状況、関連スタッフ、経費投入、達成しようとする目標を開示し、業界の技術発展動向傾向と合わせて、関連科学研究プロジェクトと業界技術レベルとの比較状況を開示し、報告期間内の研究開発投資の構成、営業収入に占める割合を開示しなければならない。その他の組織団体と共同で研究開発を行っている場合、提携協定の主な内容、権利と義務の線引きに関する合意及び講じている機密保持措置をも開示しなければならない。 発行者は、核心技術スタッフ、研究開発要員の従業員総数に占める割合、核心	例えばアドバンスドスケジューリングモデル、ビンピッキングアルゴリズムモデル、品質予測モデル、設備健全性予測モデル、物流スケジューリングモデル等である。 1、会社の2種類の核心技術に関する構成及びその先進性に関する具体的な特徴は次の通りである。 (表を省略) 2、会社の核心技術の保護措置の状況 ソフトウェア企業として、会社は一貫して研究開発の革新と自主革新を重視し、報告期末現在、104件のソフトウェア著作権を保有しており、会社は合法的に関連知的財産権を保有し、財産権紛争は存在しない。会社と技術スタッフとの間はいずれも「機密保持と競業避止義務」を締結しており、報告期間において会社の核心技術スタッフは安定を保ち、競業避止義務に違反する状況は存在しておらず、会社と開発スタッフとの間に財産権紛争が存在せず、開発スタッフも機密保持協定に違反する状況は存在していない。 (下略) (二) 会社の核心技術製品及び役務の収入が営業収入に占める割合 会社の核心技術製品及び役務の収入が営業収入に占める割合は次の通りである。 (表を省略)」 これ以外に、上海威士頓情報技術股份有限公司(上海威士頓信息技术股份有限公司)の「株式募集目論見書」第6節第9条~第11条では、「発行者の研究開発成果と名誉」「発行者の研究開発プロジェクト及び
---	--

	技術スタッフの学歴バックグラウンド構成、取得した専門的な資格、重要な科学研究成果及び受賞状況、会社の研究開発への具体的な貢献、発行者が核心技術スタッフに対して実施している規制やインセンティブ制度、報告期間における核心技術スタッフの主な変動状況及び発行者への影響を開示しなければならない。 発行者は、技術を絶えず革新し続けることを維持するメカニズム、技術的蓄積、技術革新に関するアレンジ等を開示しなければならない。	投入状況」及び「発行者の絶えず革新し続けることを維持するメカニズム、技術的備蓄及び技術革新に関するアレンジ」の内容を開示した（ページ番号 1-1-177～1-1-184）。関連内容が多いためここで引用しない。
会社知財資産の完全性と安定性の開示要件	「証券公開發行会社情報開示内容及び様式準則第 28 号-創業板企業株式募集目論見書（公开发行证券的公司信息披露内容与格式准则第 28 号——创业板公司招股说明书）」第 62 条の規定によると、 発行者は、直接市場向けに単独で経営し続ける能力を備えていることについて	【事例】上海威士頓信息技術股份有限公司の「株式募集目論見書」第 6 節第 6 条の「会社の主な無形資産状況」という部分では、発行者が保有している商標、ソフトウェア著作権、専利等の無形資産について次のように開示した（ページ番号 1-1-164～1-1-171）。それには商標、コンピュータソフトウェアの著作権、専利が含まれている。

	分析し開示しなければならない。 (一) 資産の完全性について、生産型企業は生産経営に関連する主な生産システム、生産補助システムと関連施設を備え、生産経営に関連する主な土地、建屋、機械設備及び商標、<u>専利、非専利技術の所有権または使用権を合法的に保有し、</u>独立した原材料調達と製品販売システムを持っている。非生産型企業は経営に関連する業務体系及び主な関連資産を持っている。 (七) <u>発行者には主要資産、核心技術、商標等に関する重大な権利帰属紛争、重大な債務弁済リスク、重大な担保、訴訟、仲裁等の偶発事象、経営環境がすでに重大な変化を与えたこと、または重大な変化を与えようとするようなこと等で、持続的な経営に重大な影響を及ぼす事項が存在しない。</u>	
--	---	--

第三節 科創板 IPO プロセスにおいてよく見られる知財に関する質問と回答

中国証券監督管理委員会より 2020 年 7 月 10 日に公布・施行した「科創板の新規株式公開の登録管理規定（試行）（科创板首次公开发行股票注册管理办法（试行）」第 19 条第 2 項の規定によると、証券取引所は主に、発行者に質問を出し、関連問題について発行者から回答してもらう形で審査を行い、科創板の位置づけに基づき、発行者が発行条件、上場条件及び情報開示の要件と合致しているか否かを判断する。従って、科創板への上場審査プロセスにおいて、監督管理機関の審査や質問が終始一貫しており、その出発点はいずれも科創板企業が先進的な核心技术を把握しなければならないという位置づけを基としている。それ故に、科学技術型企業が上場手続きを行う段階において、知的財産権の帰属と安定性が監督管理機関による審査・質問を行う際に最も注目することである。実務において、監督管理機関からの知的財産権に関する質問は、主に発行者の核心的知的財産権の権利帰属が明確になっているか否か、核心的知的財産権の権利状態が安定しているか否か、核心的知的財産権の価値評価が妥当であるか否か、技術スタッフによる会社が保有する核心的知的財産権への影響等に関わっている。実務における管理監督機関よりの科創板への上場を申請する企業への質問内容と合わせて、上記よく見られる質問の種類とその回答について次のようにまとめた。

（1）核心的知的財産権の権利帰属が明確であるか否か

科創板 IPO 過程において、証券取引所が最も注目しているのは、核心的知的財産権の帰属問題で、それには核心技术の開発状況や共有状況等を含むがそれに限らない。これは、必要に応じて自然人によって知的成果を完遂した場合、その知的財産権は必ずしも企業に帰属するものとは限らず、開発過程における異なる開発パターン（例えば委託開発、共同開発等）によって、その権利帰属も異なるため、企業は有効な措置を講じて知的財産権の帰属を確認する必要があるからである。例えば、関連報道によると、科創板のカラーマークの第一株である華熙生物（株式コード：688363）の上場過程において、上海証券取引所の科創板株式上場委員会（上海証券交易所科创板股票上市委员会、以下、「上場委員会」という）より華熙生物に対し、「核心技术の出所、核心技术の形成は山東省生物藥物研究院等と関りがあるか否か」「発行者と他の当事者との専利共同保有に関する具体的なアレンジ、それには双方の権利と義務、関連専利権の使用、

利益分配等を含むことがそれに限らない」について説明を求め、これについて、華熙生物より委託開発者と締結した技術協定及び履行状況、権利者と締結したライセンス協定の性質と内容を詳述し、関連技術の専利所有権・使用権⁶⁶の保有について十分に表明し、監督管理機関の要求を満たした。

(2) 核心的知的財産権の権利状態が安定しているか否か

「科创板の新規株式公開の登録管理規定（試行）（科创板首次公开发行股票注册管理办法（试行）」第12条に定める要件によると、発行者には、主要資産、核心技術、商標等に関する重大な権属紛争、重大な債務弁済リスク、重大な担保、訴訟、仲裁等の偶発事象が存在してはならない。実務において、上場予定企業が専利、商標、著作権等の知的財産権紛争の原因でIPOプロセスが阻害されるケースが良く見られているため、証券取引所の質問状の中でも核心的知的財産権の権利状態の安定性、即ち核心的知的財産権の権利の不安定を招き、現在行われている訴訟紛争または潜在的訴訟紛争が存在しているか否かという問題について比較的注視している。例えば、「聚和材料」（株式コード：688053）の上場過程において、上場委員会の「科创板上場委員会2022年第21回審議會議結果公告（科创板上市委2022年第21次審議會議結果公告）」には次の質問が含まれている。「発行者は関連専利権侵害訴訟において敗訴した場合のことでについて説明してください。（1）発行者の更なる研究・開発、独自の核心技術を成し遂げ、それを生産に用いる際及び発行者の生産経営に重大かつ不利な影響を及ぼすか否かについて、（2）発行者の財務状況への影響及び投資家の權益を保護するための関連財務リスク負担メカニズムについて」。これに対し、発行者の聚和材料は訴訟事件が企業の経営と業績に与える影響の状況を十分に開示し、発行者の将来の経営に重大かつ不確定な影響を及ぼさないことを証明したため、最終的に上場に成功した⁶⁷。

(3) 核心的知的財産権の価値評価が合理的であるか否か

核心的知的財産権は科学技術型企业にとって最も重要な無形資産であるため、証券取引所は

⁶⁶ 中知（北京）認証有限公司公式サイト 「華熙生物 IPO に関する質問の回顧—異なる革新モデルにおける知的財産権リスク防止策」 出所 URL: <http://www.zzbjrz.com/news/express/detail584.html>

⁶⁷ 上海証券取引所 公式サイト 2022年3月18日「科创板上場委員会2022年第21回審議會議結果公告」 URL: http://kcb.sse.com.cn/renewal/xmq/index.shtml?auditId=959&anchor_type=0

上場しようとする企業の核心的知的財産権の価値に関する評価問題に非常に注目されている。例えば、無錫市好達電子股份有限公司（无锡市好达电子股份有限公司）の上場過程において、上海市証券取引所 2021 年 11 月 26 日公布の「科創板上場委員会 2021 年第 89 回審議會議結果公告（科創板上市委 2021 年第 89 次審議會議結果公告）」によると、上場委員会より発行者代表に対し次の質問について説明を求めた。即ち、「(1) 発行者の 2020 年 9 月と 2021 年 6 月の 2 回の評価価値がかなり異なっていることに関する内在的原因、(2) 発行者の 2021 年 6 月の評価時と 2020 年 9 月の持分譲渡評価時に用いた方法、パラメータ等が異なっていたか否か、もし異なっていた場合、変更の原因と具体的な影響について説明してください」。これについて、本報告書完成日までに、無錫市好達電子股份有限公司よりの回答文書を見つけられず、その上場申請も中断となっており、上場に成功しなかったようだ⁶⁸。

(4) 核心的知的財産権が技術スタッフによる影響を受けるか否か

核心（中心となる）技術スタッフは企業の科学技術革新の根本であり、核心技術スタッフの受け入れまたは離職によって、通常、企業の科学研究能力と科学研究計画に大きな影響を及ぼし、ひいては企業の正常な生産経営に影響を及ぼす可能性もあるため、証券取引所としても核心技術スタッフが会社の保有する核心的知的財産権に影響を及ぼすか否かについて注目している。例えば、「航天宏図」（株式コード：688066）の上場過程において、上場委員会より、「発行者とその 9 つの核心技術のそれぞれに対応している専門技術研究開発責任者、主な研究開発者及び専利発明者（例えば、関連研究開発者が専利発明者である場合）の状況、報告期間における上記研究開発責任者、研究開発者及び専利発明者の在任変更状況及び発行者と締結した労働契約及び競業禁止承諾に関する状況」を開示するよう発行者に求めた。「航天宏図」は回答の報告書の中で、会社の核心技術はすべて技術チームの自主研究開発によるもので、会社の技術チームが安定していること等の状況を強調したことで、上場に成功した⁶⁹。

⁶⁸ 上海証券取引所 公式サイト 2021 年 11 月 26 日「科創板上場委員会 2022 年第 89 回審議會議結果公告」 URL: http://kcb.sse.com.cn/renewal/xmq/index.shtml?auditId=1010&anchor_type=0

⁶⁹ 上海証券取引所 公式サイト 2019 年 6 月 27 日「科創板上場委員会 2022 年第 11 回審議會議結果公告」 URL: <http://kcb.sse.com.cn/renewal/xmq/index.shtml?auditId=102>

第四節 投資家と知的財産権

(1) 登録制の下で、投資家は知的財産権関連情報の開示に重点的に注視する必要がある

1990年に上海と深センの証券取引所が相次いで設立されてから、30年の発展を経て、IPO制度は大きな変化が生じ、審査・許可制、照合・承認制、引き合い制を辿ってきた。2019年以降、中国のIPOは登録制を取り入れ、「科创板」は登録制の下で「5つの上場基準」を設けた。2020年から「創業板」も登録制を取り入れ、資本市場の改革はさらに深化した。照合・承認制と登録制との根本的な違いは、監督管理機関がIPO企業の投資価値について実質的な判断を下すか否かのことである。照合・承認制は社会の安定性という観点から、不良証券の発行を無くし、投資家利益が侵害を被らないようにすることに重点を置いているが、一方、登録制においてもっと重要視しているのは情報開示で、即ち登録制においてより重要視しているのは事中、事後の監督管理である。

2020年3月1日付、「中華人民共和国証券法（2019改正）」（以下、「新証券法」という）が施行され、新証券法は情報開示に関する要求をさらに強化し、特定の章節を設けて情報開示制度について規定し、系統的に補完し、証券発行登録制の実施を保障している。新証券法では、情報開示の原則と要求について補完を行った。同法第78条第2項と第82条第3項の規定によると、情報開示義務者より開示される情報は、真実、正確、完全、簡潔明瞭、分かりやすく、適時、公正でなければならない。新証券法で定めている情報開示全体的な原則として、投資家の価値判断や投資判断に必要な情報を十分に開示し、表現が実質かつ有効的であるという原則であり、従って、登録制の下で、投資家は、企業より開示された知財に関する情報に重点的に注視する必要がある。

(2) 投資家が投資価値を判断する際、核心技术及び核心技术スタッフについて重点的に注視する必要がある

照合・承認制の場合は、発行者より資料を提出し、中国证券监督管理委员会がそれについて査定を行い、規定の条件と合致している場合、中国证券监督管理委员会より企業の投資価値について判断を下すことになる。一方、登録制の場合は、発行者はIPO時に重要な情報と材料を開示し、主管機関は情報の信憑性、正確さを確認するだけで良いため、証券投資価値については市場投資家の判断に委ねている。投資家は科创板や創業板等の登録制を用いるボードについ

て価値判断するには、以下の点を参照することができる。

①株式募集目論見書から企業情報を読み取る

a) 科创板

投資に関する指導の観点から見て、投資家は株式募集目論見書と中国证券监督管理委员会より公表された投資価値研究報告書を閲覧する際に、下記の点について注意する必要がある。

1) 会社の主な取扱業務構成、今までの業績、業界地位、技術レベル等について、株式募集目論見書の「業績分析」「業界技術レベルと特徴」等の章節を重点的に注視する。

2) 会社の競争優位性及び劣勢について、例えば、株式募集目論見書の「会社の競争優位性と劣勢」の章節に重点的に注視する。

3) 会社所属の業界の発展見通し、会社の将来の成長空間について、例えば、投資価値研究報告書に記載している業界分析及び会社評価の部分、株式募集目論見書の「管理層討論」等を重点的に注視する。

4) 企業の投資リスクについて、例えば、株式募集目論見書の「リスク提示」等の章節を参照することができる⁷⁰。

b) 創業板

創業板企業は一般的に、核心技術、核心（中心となる）技術スタッフへの依存度が比較的高く、直面する技術リスクも比較的大きい。「創業板株式上場規則（创业板股票上市規則）」でも、上場企業に対して、核心技術（例えば、商標、専利、専有技術、専利経営権等）及び核心技術スタッフ（例えば核心技術チーム又はキーマンとなる技術スタッフ）等の重大な変更を速やかに開示するよう要求している。従って、投資家には技術リスクの開示を重点的に注視することを提案する⁷¹。

②企業の技術革新レベルについて重点的に注視する

科创板、創業板の投資家は、一定の創業投資機関としての目利きを備えている必要がある。科创板、創業板には収益性の高い企業もある一方、一時的に「稼げない」会社もあるため、これらの株式への投資は、これらの株式の将来性に「賭」をしていることになる。投資家は上場企業の投資価値について判断すると同時に、必ずある程度のリスク負担能力とポジティブな投資態度を持っていなければならない。これ以外に、技術革新によって自社製品の品質と競争力

⁷⁰ 「科创板投資一本通」上海人民出版社 2019 年出版 著作者：上海申銀万国証券研究所有限公司

⁷¹ 「証券投資学」（第二版）科学出版社 2016 年出版 著作者：余学斌、翟中偉

の向上を図ることができ、市場における他の同類製品と区別され、市場需要をさらに創り出し、企業価値をさらに高めることができ、企業の技術革新については、主に企業の核心技術スタッフによる技術革新に現れている⁷²。それ故に、投資家としては、企業の技術革新レベルについて重点的に注視する必要がある。

⁷² 「価値の回帰：中国企業の資本運営法則」 浙江大学出版社 2020 年 出版 著作者：管清友

第五章 知財金融等の関連団体概要

ここ数年来、知的財産権と金融との融合の度合いがますます高くなり、国家政府部門より知財金融政策を策定し打ち出しており、各省レベル、市レベルの関連部門は現地の実情と合わせて、上位政策を確実に実施できるように確保するため、知財金融政策の細分化と実施を行い、知財金融システムの運営にインフラ施設とサービスに関する保障を提供している。

国務院は中国の最高行政機関として、「知財強国」という目標を打ち出し、関連部門・機関等と共に、国務院知的財産権戦略実施活動部局間合同会議制度について検討・確立し、知財金融という概念を打ち出し、関連の指導的政策を策定し、知財金融政策関連機関に対し業務分配等を行った。本報告第二章の通り、国務院及び国家知的財産権戦略实施工作部際連席會議弁公室（国务院及战略实施工作部际联席会议办公室）は、知財戦略綱要を制定し、関連する推進計画を段階的に制定し、産業政策、地域政策、科学技術政策、貿易政策と知財政策との結びつきを強化し、知的財産権の創造・利用を促進し、その後の知財金融政策の研究と制定に指導的な役割を果せるようにすることを強調した。国務院は公布した戦略的アクションプラン、意見通知等について、具体的な業務内容を分担し、国レベルの各部門や機関は自らの職務に基づき分担された業務内容についてさらに検討・細分化し、具体的な政策と実施措置を制定し、各省レベルの部門は上層部門より打ち出された政策に基づき解釈を行い、市レベル、区レベルの部門は推進・実施を行うよう求めた。本章では、知財金融関連部門や機関及び各レベルの部門の知財金融に関する役割について系統的に紹介していきたいと考えている。

第一節 知財金融等において重要な役割を果たす団体の概要

(1) 国家市場監督管理総局

国家市場監督管理総局は国务院直属の機関であり、2018 年、国务院は国家工商行政管理総局の役割を編成し直し、国家市場監督管理総局として、2018 年 4 月 10 日付、正式に発足した。国家市場監督管理総局の主な役割は、市場に関する総合的な監督管理、市場主体の統一登録、情報開示・共有メカニズムの構築、市場監督管理に関する包括的な法執行業務に関するアレンジであり、反独占法に関する統一した法執行、市場秩序の仕組化とその維持、「品質強国戦略」の実施に関するアレンジ、工業製品の品質安全性、食品の安全性、特殊設備の安全性に関する監督管理、計量基準、検査測定、認証認可業務に関する統一管理、国家医薬品监督管理局、国家知的財産局に関する管理及びその他の業務を担当している⁷³。

商標局は元国家工商行政管理総局の傘下にあったが、今では国家知識産権局に転属した。商標局が知財金融関連の政策性文書の制定に関わり、国家知識産権局、国家版權局、国家發展改革委員会等の関連部門と共に、国家知識産権戦略制定業務指導チームを立ち上げてきた。再編後の国家市場監督管理総局は、知財保護において主に品質監督管理、標準技術管理、権利侵害・偽造に関する取締まり等の役割を担っている。

(2) 国家發展改革委員会

国家發展改革委員会は国务院の一部門であり、その前身は 1952 年に設立された国家計画委員会で、2003 年の国务院の組織改革案に基づき、国家發展計画委員会を国家發展改革委員会に改めた。国家發展改革委員会の主な役割は、国家経済と社会發展戦略、中長期計画と年次計画の策定及びその実施に関する手配、国家経済と社会發展、経済体制改革、對外開放関連法律法規の起案、部門規程の制定、重大戦略企画、重大政策、重大プロジェクト等に関する評価や監督・指導の実施に関する手配、マクロ経済政策に関する総合的な調整、率先してマクロ経済対応措置を研究したり、経済運営を調節したり、経済運営における重大な問題について調整して解決を図ったり、率先して「一帯一路」建設の実施を推進したり、関連部門と共同で革新・創業の推進に関する計画や政策を策定したり、国の重大な科学技術インフラに関する配置を計画したり、ハイテク産業と戦略的新興産業の發展計画政策及びその他の業務の策定・推進を手配した

⁷³ 国家市場監督管理総局 公式サイト URL: <https://www.samr.gov.cn>

りすることである⁷⁴。

国家發展改革委員会は国务院の知財業務に関する決定・方針に基づき、發展計画の観点から「『十四五』国家知的財産権保護と運用計画の通知（“十四五”国家知识产权保护和运用规划）」を制定し、「知的財産権取引市場の構築と整備に関する指導意見（建立和完善知识产权交易市场的指导意见）」を打ち出し、知的財産権の金融面における運用について新たな開発パターンを構築する。

（3）国家知識産権局

国家知識産権局は国家市場監督管理総局によって管理され、2018年の国务院組織改革案により、旧国家知識産権局の役割、国家工商行政管理総局の商標管理に関する役割、国家品質監督検査検疫総局の原産地地理標識管理に関する役割を統合し、国家知識産権局として編成し直されて、商標、専利の別々に管理されている問題及び法執行の重複問題を解決し、知的財産権管理体制を整った。国家知識産権局は知財金融政策を含む知財政策に関するリーダーとなる主要部門と政策執行部門として、その主な役割は国家知財戦略の実施に関する手配、知財の創造、保護、運用を強化する管理政策・制度の策定と実施、知財の運用と取引の仕組化に関する政策の策定、知財の移転・転化の促進、知財無形資産評価の仕組化、知財の公共サービス体系の構築及びその他の業務等である⁷⁵。

国家知識産権局には、知的財産権運用促進司という部署を設けており、知財無形資産の評価業務の指導と仕組化、専利強制ライセンス、商標専利質権設定登記、譲渡ライセンス届出管理等の関連業務、知財仲介サービス体系の發展と監督管理に関する政策・措置の策定と実施に関する手配業務を司っている。知財金融において当該部署は主導的な役割を果たしており、関連政策を制定したり、知財金融サービスの構築を推進したり、金融関連のその他の機関とコラボレーションしたりして、知的財産権利者及び知財金融サービスを提供する機関のために政策基盤を構築している。

（4）国家財政部

国家財政部は国务院の一部門であり、その主な役割は財稅發展戰略、計画、政策と改革案の策定及びその関連業務の実施に関する手配で、政府性基金の管理を担当し、規定に基づき行政

⁷⁴ 国家發展改革委員会 公式サイト URL: <https://www.ndrc.gov.cn/>

⁷⁵ 国家知識産権局 公式サイト URL: <http://www.cnipa.gov.cn/>

事業性料金を管理すること。企業財務管理制度の制定と実施に関する手配を担当し、全国統一した国有金融資本管理規程制度を制定すること。全国社会保険基金予算・決算案に関する審査、取りまとめ及び作成を担当し、関係部門と共同で関連資金（基金）財務管理制度を策定すること、社会保険基金に関する財政監督管理及びその他の関連業務等を担っている⁷⁶。

国家財政部は、国家知財金融において基金政策による支援を行い、国家知識産権局と共に知財転化に関する計画を実施し、国家財政部より資金による奨励補助金を拠出し、各省・市の知財運用方案の補完状況、具体的な措置及び推進状況に応じて、事後に奨励補助金を付与し、各省の関連部門の意欲を引き出し、知財金融サービスの最適化を推進してきた。

（5）中国人民銀行

中国人民銀行は国務院の一部門であり、国務院の指導の下、貨幣政策の制定と実施、金融の安定性の維持、金融サービスを提供するマクロコントロールを担当する部門である。中国人民銀行の主な役割は、金融業の改革、開放、発展の計画の策定、金融業に関する重要な法律法規とその他の関連する法律法規案の策定、貨幣政策、信用貸付政策の制定と実施のほか、率先して重要な金融インフラ建設に関する企画及びその監督管理の実施に関する統括を行ったり、金融インフラ改革とのコラボレーションを推進したり、インターネット金融に関する監督管理業務を統括したり、金融業情報化発展計画の制定を手配したりすること及びその他の関連業務等を担っている⁷⁷。

中国人民銀行は金融分野において関連指示を出し、各省・市の国有銀行が知財質権設定融資サービスを積極的に執り行うことを推進し、信用貸付管理弁法の制定と補完を行い、地方金融機関による専利権、商標権等の知的財産権を基とする信用貸付商品やサービスの革新を奨励してきた。

（6）中国銀行保険監督管理委員会

中国銀行保険監督管理委員会は国務院直属の事業団体であり、2018年の国務院組織改革案により、中国銀行業監督管理委員会と中国保険監督管理委員会の役割を統合し、中国銀行保険監督管理委員会として立ち上げ、金融監督管理体制の改革を深化させ、現代金融の特徴に適合する、調整・監督管理を統括した、力強いかつ効果的な近代金融監督管理フレームワークを徐々

⁷⁶ 国家財政部 公式サイト URL : <http://www.mof.gov.cn/>

⁷⁷ 中国人民銀行 公式サイト URL : <http://www.pbc.gov.cn/>

に築き上げていくことを決定した。中国銀行保険監督管理委員会の主な役割は、法律法規に基づき全国の銀行業と保険業に対し、統一した監督管理を行ったり、金融業改革発展戦略計画の策定に関与したり、銀行業と保険業に関する重要な法律法規案の起案及び慎重な監督管理と、金融消費者保護基本制度の制定に関与したり、融資性担保会社、融資リース会社、ビジネスファクタリング会社、地方資産管理会社等その他の種類の機関の経営規則と監督管理規則を制定したり、銀行業と保険業機関のコーポレート・ガバナンス、リスク管理、社内統制、資本充足状況、返済能力、経営行為と情報開示等について監督管理したりすること、及びその他の関連業務等を担っている⁷⁸。

中国銀行保険監督管理委員会の知財金融に関する主な役割は、銀行業・保険業機関を監督管理したり、知財融資サービスを充実させたり、知財質権設定登記サービスを最適化したり、知財取引市場を通じて知財に関する質権設定・現金化の加速をサポートしたり、銀行機関に対し知財価値評価機構ライブラリー、エキスパートライブラリーの構築と健全化、知財価値の変化を適時に評価するよう要求したり、知財の質物の動態管理を最適化したり、保険機構がリスクコントロールできる状況において知的財産権について、より多くの保険サービスを提供できることを奨励したりすることである。

(7) 中国証券監督管理委員会

1992 年 10 月、国務院証券委員会と中国証券監督管理委員会は設立されたことを宣告し、中国証券市場に関する統一した監督管理体制が成し遂げ始めたことを象徴している。1998 年、国務院の組織改革案の決定に基づき、国務院証券委員会と中国証券監督会を統合し、現在の中国証券監督委員会を立ち上げた。中国証券監督管理委員会は法律法規及び国務院よりの授権に基づき、全国の証券先物市場について統一した監督管理を行いし、証券先物市場の秩序を維持し、その合法的な運営を保障し、その主な役割は、証券先物市場に関する方針政策、発展計画の研究と策定、証券先物市場の関連法律法規の起案、監督管理規程、規則と方法の制定、全国の証券先物監督管理機構への縦割り指導、証券先物取引所の管理及びその他の関連業務である⁷⁹。

中国証券監督管理委員会は、知財証券化の発展に規範と管理の役割を果たしており、知財証券化に関する政策の補完、知財取引センターの設立等で、知財証券化の推進に積極的に協力し、国家知識産権局と協力して知財証券化に関するパイロット事業の推進を図っている。

⁷⁸ 中国銀行保険監督管理委員会 公式サイト URL: <http://www.cbirc.gov.cn/>

⁷⁹ 中国証券監督管理委員会 公式サイト URL: <http://www.csrc.gov.cn/>

第二節 各部門、機関と知財金融政策やサービスとの関係

(1) 国家レベルでの知財金融政策の構築

本報告第二章の内容の通り、国務院より国家知的財産権戦略制定業務指導チームを立ち上げ、国家知識産権局、国家発展改革委員会、元国家工商行政管理総局（現在の国家市場監督管理総局）等部門による共同で戦略制定業務を推進し、知財戦略綱要等指導的文書を相次いで打ち出し、そして国家知識産権局より公布された知財金融サービス業務をより一層推進することに関する意見は、知財金融の発展の礎となる支援策である。国家関連部門・機関は、知財金融の質権設定、保険、証券化等の面で、主に政策の枠組みの構築の役割を果たしている。

①知財担保融資

知財担保融資について、上記の主な系統的な政策に加えて、国家関連部門より一連の知財担保融資の促進に関する政策と部門規程を打ち出した。中国銀行業監督管理委員会（現在の中国銀行保険監督管理委員会）は国家知識産権局、国家版權局、国家工商行政管理総局（現在の国家市場監督管理総局）と共に、商業銀行知財質権設定貸付業務に関する指導意見を打ち出し、知財質権設定評価管理の健全化を図り、知財質権設定貸付条件を合理的に確定し、貸付後の管理を強化し、政策環境の最適化を図る必要がある等のことについて指摘した。国家財政部、中国人民銀行のいずれも関連通知及び意見を公布し、知財質権設定融資と評価管理を強化し、関連部門と協力し知財質権設定融資の促進を図れる協同推進メカニズムを確立し、知財質権設定融資サービスメカニズムを革新し、リスク管理メカニズムの確立と補完を行い、知的財産権の移転に有利な管理メカニズムを確立している。

②知財保険

知財保険の面においては、国家財政部、中国銀行保険監督管理委員会、国家知識産権局、中国人民銀行、国家発展改革委員会、中国証券監督管理委員会等が知財信用担保メカニズムの補完を行い、国家融資担保基金を支えに、持ち分による投資や再担保等の形で、地方での秩序ある融資担保業務を推進し、保険会社による科学技術型中小企業の知財融資のために保証保険サービスを提供することを支持する。中国銀行保険監督管理委員会、国家知識産権局指導の専利保険メカニズムによって、イノベーション主体の権利侵害による損失を軽減させるために、専利代理責任保険、専利実務保険、専利権侵害損害保険等を含む保険商品を開発する。

③知財証券化

知財証券化の面においては、国家知識産権局より、知財資本化という新しいモデルを積極的に実践し、金融機関による革新創業者に知財資産証券化等の新しい金融商品とサービスの提供を奨励することを打ち出した。中国人民銀行、国家工商行政管理総局（現在の国家市場監督管理総局）、国家版權局、国家知識産権局、中国銀行業監督管理委員会、中国证券監督管理委員会 はそれぞれ知財投融资商品の革新、知財証券化に関する模索、知財信用担保メカニズムの補完等の業務を担い、中国人民銀行、中国证券監督管理委員会、国家知識産権局は、条件に適合している自由貿易試験区で知財証券化モデルに関する模索を規範し、知財証券化の試行等業務を執り行う。中国证券監督管理委員会は主に知財投融资商品の革新、知財信用担保メカニズムの補完、「投資と貸付との連動」、「投資と保険との連動」、「投資と債権との連動」等の新しいモデルの発展の推進を担い、全面的革新改革試験区域でのエンジェル投資、リスク投資、PE ファンドによるハイテク分野への投資を強化できるよう導き、知財の創造と運営に関するクラウドファンディング、クラウドソーシングモデルの模索をサポートし、「インターネット+知的財産権」の融合・発展を促進し、上場企業の知財情報開示制度に関する実践を加速させる。

(2) 省レベル、市レベルの政府部門による知財金融政策の細分化及び実施

本報告書の第三章で紹介した各地方政府の知財金融政策のまとめによると、中国の各地方政府は国の呼びかけに応じて、省レベルか、市レベルか、または区レベルかに関わらず、その殆どの関連部門はいずれも知財金融について言及している規範となる、または解釈に関する文書を打ち出したことがあり、そのうち、省レベルの文書は主に国家レベルで打ち出された政策に関する紹介で、政策内容の細分化と具体的なサービス内容については、主に市レベル、区レベルの文書の中で示されている。

(3) 地方知財金融サービス機関による知財金融政策の運用

具体的な実践において、国家機関は知財金融において、主にサポートと推進の役割を果たしており、一方、知財金融サービスを提供している主な機関は実際として金融機関及び仲介機関である。金融機関には、銀行、信託会社、融資リース会社、保険会社、ファンド会社等が含まれるが、仲介機構には知財取引プラットフォーム、法律事務所、資産評価会社、信用格付け機

関等が含まれる。しかしながら、知的財産権は無形資産に属すもので、その市場価値に関する評価は容易なことではないため、金融機関より知財質権設定融資、保険、証券といった商品を提供する際に大きなリスクが存在しており、そのために国及び省・市レベルの地方政府機関よりそれに関連する支援策を打ち出し、補助基金を給付することにより、金融機関のモチベーションの向上を図る。

第六章 まとめ

中国で投資する日本企業が中国知財金融関連状況について理解しやすくし、経営活動を合理的にアレンジできるように、本報告書では知財金融関連概念を紹介し、知財担保融資、知財保険及び知財証券化の三つの重点的な内容に関する中国での発展の沿革について重点的に紹介し、全国と地方レベルで打ち出した知財金融関連政策の状況をそれぞれ整理し、事例と合わせて知財金融に関する具体的な業務の中国での実施状況について紹介し、企業が科创板、创业板へ上場し融資を受ける際の知財関連問題について分析し、知財金融関連団体について簡単に紹介した。

政策の面では、知財関連政策が益々整えられ、知財関連業務の実施及び金融市場の拡大に伴い、中国政府も知財金融に関する環境構築について益々重視するようになった。中央政府より公布された知財金融関連政策を整理することで、中国では知財金融関連業務について、全体的に見て奨励と支持の態度を保ち続けていることに気づいた。中央政府は、知財金融政策規定を相次いで打ち出し、知財金融業務の実施に優れた政策環境を創り上げており、これは在中企業による知財金融関連業務への関与にとって有利なことであるに違いない。

地方の実務における知財金融業務と国家関連政策の実施に関する具体的な状況に焦点を合わせるため、本報告では更に省レベル行政区政府より打ち出された規範性文書の状況について簡単に紹介し、主な省の中からいくつか代表的な都市を選んで、当該都市より打ち出された具体的な措置が含まれる知財金融に関する規範性文書の状況を紹介した。中国各省レベル行政区及び代表的な都市の知財金融規範性文書の状況を整理することで、中国各地方政府が国の呼びかけに応え、相次いで知財金融に関する規範性文書を打ち出し、地方での関連業務の推進を奨励していることに気づき、全ての地方政府はいずれも知財担保融資と知財保険に関連する規範となる文書を打ち出したことがあるが、各地の金融市場の発展状況が異なっているため、まだ一部の地方政府では知財証券化について言及する文書を打ち出したことがないようだ。それと同時に、地方政府より打ち出された規範性文書には、綱領となる内容しか含まれていない文書が多いが、企業が実際に活用できる知財金融関連の規範性文書はわりに少ない。一方、経済が発達している地域に位置する都市の地方政府は企業が活用できる具体的な知財金融サービス政策が充実していることに気づいた。

知財金融関連業務に関する具体的なやり方について更に分析することを目的として、本報告では、公開報道をリサーチし、その中から各代表的な都市で行われてきた知財担保融資、知財

保険と知財証券化の事例をピックアップし、地方知財質権設定リスク補償基金の運用方法、発展状況等の関連内容について重点的に紹介し、さらに企業の参考となるように知的財産権利者が所定期日通りに質権設定債務を返済できない場合の取扱プロセスについて分析を行った。同時に、知財評価は知財金融業務の実施に当たり必要不可欠なステップであるため、本報告は知財評価関連業務の中国における進捗状況についても簡単に紹介し、実務における事例と合わせて説明を行った。

ここ数年来、中国の資本市場メカニズムは次第に整えられ、異なる成長期と異なる形態の企業による革新発展をサポートする資本市場体系を成し遂げている。知的財産権を保有している企業、特に成長革新期にある企業又は科学技術型企業にとっては、科创板、創業板への上場は有効な融資手段の一つである。知的財産権を保有している企業に証券取引市場への上場と知的財産権との関係及び実際に上場する際に直面しうる問題について理解してもらうために、本報告では、具体的事例を通じ、科创板、創業板への上場の過程に注目されるべき知財問題について分析を行い、そして科创板 IPO の過程においてよくみられる知財に関する質問事項を紹介した。これ以外に、本報告では「投資者と知的財産権」というテーマについて、登録制において投資者として重点的に注目する必要がある企業の知財関連情報の開示及び投資者が科创板、創業板等で実施されている登録制ボードについて価値判断する際に注目する必要がある事項について紹介した。

知財金融業務の実施過程において、多くの団体または組織も重要な役割を果たしているため、本報告では最後に国家市場監督管理局、国家発展と改革委員会、国家知識産権局、国家財政部、中国人民銀行、中国銀行保険監督管理委員会、中国证券監督管理委員会等、知財金融の業務において重要な役割を果たしている団体・組織の状況について簡単に紹介し、各レベルの部門、機関と知財金融政策とサービスとの関係について簡単に分析した。

全体的に見て、国と地方レベルによる知財金融業務への奨励と支援の下で、多くの団体と組織、知財評価機関、保険会社等の市場主体は相次いで関連業務に関わるようになり、中国の知財金融は良い発展状況を呈している。知財金融が既に国家レベルの戦略的配置段階の一部となっているという大きなバックグラウンドの中で、企業による知財金融業務への関与の見通しが比較的明るい状態にある。一方、各地方より打ち出されている具体的な知財金融に関する規範性文書及び関連サービスが異なっているため、企業が知財金融活動に関わる前に、現地の関連文書を詳しく分析し、関連部門、組織、団体等とコミュニケーションを行うよう提案する。

別表 1：指導的政策性文書のまとめ（初期配置期間 2011 年～2017 年）

番号	政策性文書名称	公布機関	施行日
1	国家知的財産権戦略実施推進計画（国家知识产权战略实施推进计划）	国家知的財産権戦略実施工作部際連席會議弁公室（国家知识产权战略实施工作部际联席会议办公室）	2011 年～2015 年（毎年発行）
2	国家知的財産権戦略を深く実施する行動計画（2014-2020 年）（深入实施国家知识产权战略行动计划（2014-2020 年））【国弁発〔2014〕64 号】	國務院弁公庁	2014. 12. 10
3	新情勢下における知的財産権強国の建設加速に関する國務院の若干の意見（国务院关于新形势下加快知识产权强国建设的若干意见）【国発〔2015〕71 号】	國務院	2015. 12. 18
4	「新情勢下における知的財産権強国の建設加速に関する國務院の若干の意見」の重点任務分業方案（《国务院关于新形势下加快知识产权强国建设的若干意见》重点任务分工方案）【国弁函〔2016〕66 号】	國務院弁公庁	2016. 07. 08
5	國務院弁公庁の知的財産権総合管理改革試行全体案の印刷・配布に関する通知（国务院办公厅关于印发知识产权综合管理改革试点总体方案的通知）【国弁発〔2016〕106 号】	國務院弁公庁	2016. 12. 30
6	「十三五」国家知的財産権保護と運用計画の通知（“十三五”国家知识产权保护和运用规划的通知）【国発〔2016〕86 号】	國務院	2016. 12. 30

番号	政策性文書名称	公布機関	施行日
7	「十三五国家知的財産権保護と運用計画」重点任务分業方案（《“十三五”国家知识产权保护 and 运用规划》重点任务分工方案）【国知戦連弁（2017）17 号】	国家知的財産権戦略実施工作部際連席會議弁公室（国家知识产权战略实施工作部际联席会议办公室）	2017. 08. 17

別表 2：指導的政策性文書のまとめ（政策普及期間 2017 年～現在）

番号	政策性文書名称	公布機関	施行日
1	国家知的財産権戦略を深く実施し、知的財産権強国建設を加速する推進計画（深入实施国家知识产权战略加快建设知识产权强国推进计划）	国務院の国家知的財産権戦略実施工作部際連席會議弁公室（国务院知识产权战略实施工作部际联席会议办公室）	2016 年～2020 年（毎年発行）
2	知的財産権強国建設綱要と「十四五」の実施の年度推進計画（知识产权强国建设纲要和“十四五”规划实施年度推进计划）【国知戦連弁（2021）16 号】	国務院の国家知的財産権戦略実施工作部際連席會議弁公室（国务院知识产权战略实施工作部际联席会议办公室）	2021. 12. 27
3	革新駆動型発展戦略の強化実施、大衆による創業やイノベーションの深化発展の更なる推進に関する意見（关于强化实施创新驱动发展战略进一步推进大众创业万众创新深入发展的意见）【国発〔2017〕37 号】	国務院	2017. 07. 21
4	イノベーションに関する改革措置の普及・支援に関する通知（关于推广支持创新相关改革举措的通知）【国弁発〔2017〕80 号】	国務院弁公庁	2017. 09. 07
5	「質の高い革新・創業の推進と『双创』のアップグレード版の構築に関する意見」（关于推动创新创业高质量发展打造“双创”升级版的意见）【国発〔2018〕32 号】	国務院	2018. 09. 18

番号	政策性文書名称	公布機関	施行日
6	6つの新設自由貿易試験区全体案の通知（6个新设自由贸易试验区总体方案的通知）【国発〔2019〕16号】	国務院	2019. 08. 02
7	知的財産権強国建設綱要（2021-2035年）（知识产权强国建设纲要（2021-2035年））	中国共産党中央委員会、国務院	2021. 09. 22
8	「十四五」国家知的財産権保護と運用計画の通知（“十四五”国家知识产权保护和运用规划的通知）【国発（2021）20号】	国務院	2021. 10. 09
9	ビジネス環境イノベーション試行事業の展開に関する意見（关于开展营商环境创新试点工作的意见）【国発〔2021〕24号】	国務院	2021. 10. 31
10	「十四五」市場監督管理現代化計画の通知（“十四五”市场监管现代化规划的通知）【国発（2021）30号】	国務院	2021. 12. 14
11	要素市場化配置総合改革試行全体案（要素市场化配置综合改革试点总体方案）【国弁発（2021）51号】	国務院弁公庁	2021. 12. 21
12	「十四五」国家高齢者事業発展と養老サービス体系計画（“十四五”国家老龄事业发展和养老服务体系规划）【国発（2021）35号】	国務院	2021. 12. 30
13	ビジネス環境イノベーション試行改革措置の複製・普及に関する通知（关于复制推广营商环境创新试点改革举措的通知）【国弁発（2022）35号】	国務院弁公庁	2022. 09. 28

別表 3：促進政策のまとめ

番号	類型	政策性文書名称	公布機関	施行日
1	知的財産権 質権設定	知的財産権質権設定と評価管理の強化による中小企業の発展支援に関する通知（关于加强知识产权担保融资与评估管理支持中小企业发展的通知）【財企〔2010〕199 号】	財政部、工業・情報化部、元中国銀行業監督管理委員会	2010. 08. 12
2		商業銀行の知的財産権質権設定貸付業務に関する指導意見（关于商业银行知识产权质押贷款业务的指导意见）【銀監發〔2013〕6 号】	元中国銀行業監督管理委員会、国家知識産権局、元国家工商行政管理総局、国家版權局	2013. 01. 21
3		小・零細企業発展の金融支援に関する実施意見（关于金融支持小微企业发展的实施意见）【国弁發〔2013〕87 号】	国務院弁公庁	2013. 08. 08
4		知的財産権による小・零細型企業の発展支援に関する若干の意見（关于知识产权支持小微企业发展的若干意见）【国知發管字〔2014〕57 号】	国家知識産権局	2014. 10. 08
5	知的財産基金、質権設	体制・仕組みの革新を強力に推進し、科学技術金融サ	中国人民銀行、科学技術部、元中国銀行業監	2014. 01. 07

番号	類型	政策性文書名称	公布機関	施行日
	定	ービスを着実にを行うこと に関する意見(关于大力推 进体制机制创新、扎实做好 科技金融服务的意见)【銀 發〔2014〕9号】	督管理委員会	
6	知的財産権 保険、証券 化	知的財産金融サービスの さらなる推進に関する意 見(关于进一步推动知识产 权金融服务工作的意见) 【国知発管函字〔2015〕38 号】	国家知識産権局	2015. 03. 30
7	知的財産権 の証券化、 資産評価、 質権設定	知的財産権の運用と保護 の更なる強化によるイノ ベーション・起業支援に関 する意見(关于进一步加强 知识产权运用和保护助力 创新创业的意见)【国知発 管字〔2015〕56号】	国家知識産権局、財政 部、人力資源社会保障 部、中華全国総工会、 共青团中央	2015. 09. 07
8	知的財産権 質権設定	2016年度の知的財産権市 場管理・サービス強化に関 する通知(加强2016年度 知识产权市场管理与服务 工作的通知)【国知弁函管 字〔2016〕153号】	国家知識産権局	2016. 03. 14
9	知的財産権 の証券化、 担保、質権 設定	「新情勢下における知的 財産権強国の建設加速に 関する国务院の若干の意 見」重点任务分業方案の公	国务院弁公庁	2016. 07. 08

番号	類型	政策性文書名称	公布機関	施行日
		布に関する国务院弁公庁の通知（国务院办公厅印发《国务院关于新形势下加快知识产权强国建设的若干意见》重点任务分工方案的通知）【国弁函〔2016〕66号】		
10	知的財産権 質権設定	イノベーションに関する改革措置の支援・普及に関する通知（关于推广支持创新相关改革举措的通知）【国弁発〔2017〕80号】	国务院弁公庁	2017. 09. 07
11		専利質権設定の着実実行に関する通知（关于抓紧落实专利质押融资有关工作的通知）【国知弁函管字〔2017〕733号】	国家知識産権局	2017. 10. 19
12	知的財産権 質権設定、 保険	「質の高い革新・創業の推進と『双创』のアップグレード版の構築に関する意見」（关于推动创新创业高质量发展打造“双创”升级版的意见）【国発〔2018〕32号】	国务院	2018. 09. 18
13	知的財産権 質権設定	知的財産権質権設定の一層の強化に関する通知（关于进一步加强知识产权质押融资工作的通知）【銀保	中国銀行保険監督管理委員会、国家知識産権局、国家版權局	2019. 08. 06

番号	類型	政策性文書名称	公布機関	施行日
		監発〔2019〕34号】		
14	知的財産権 保険、質権 設定	革新支援改革措置（第2陣／第3陣）の普及に関する通知（关于推广第二/第三批支持创新相关改革举措的通知）【国弁発〔2017〕80号】、【国弁発〔2018〕126号】、【国弁発〔2020〕3号】	国務院弁公庁	2017. 09. 07 2018. 12. 23 2020. 01. 23
15	知的財産権 質権設定、 証券化	知的財産権の運用支援を強力に促進し、疫病予防抑止の勝利を目指すことに関する通知【国知弁発運字〔2020〕7号】（关于大力促进知识产权运用支持打赢疫情防控阻击战的通知）	国家知識産権局	2020. 02. 27
16		より完備な市場化要素配置体制・メカニズムの構築に関する意見（关于构建更加完善的要素市场化配置体制机制的意见）	中国共産党中央委員会、国務院	2020. 03. 30
17		2020年知的財産権運営サービスシステムの構築に関する通知（关于做好2020年知识产权运营服务体系建设工作的通知）【財弁建〔2020〕40号】	財政部弁公庁、国家知識産権局弁公室	2020. 04. 30
18		知的財産権の運用の促進	国家知識産権局	2021. 07. 27

番号	類型	政策性文書名称	公布機関	施行日
		と規範化に関する通知（关于促进和规范知识产权运营工作的通知）【国知発運字〔2021〕22号】		
19		ビジネス環境イノベーション試行事業の展開に関する意見（关于开展营商环境创新试点工作的意见）【国発〔2021〕24号】	国務院	2021. 10. 31
20		専利権質権設定登録方法（专利权质押登记办法）（2021）【国家知識産権局公告第461号】	国家知識産権局	2021. 11. 15
21		科学技術成果評価メカニズムの整備に関する指導意見（关于完善科技成果评价机制的指导意见）【国弁発（2021）26号】	国務院弁公庁	2021. 07. 16
22	知的財産権の証券化	自由貿易試験区の貿易投資利便化改革・革新の推進に関する若干の措置（关于推进自由贸易试验区贸易投资便利化改革创新若干措施）【国発（2021）12号】	国務院	2021. 08. 02
23	知的財産権質権設定	社会信用システム建設の質の高い発展を推進し、新たな発展構造を形成する	中共中央弁公庁、国務院弁公庁	2022. 03. 29

番号	類型	政策性文書名称	公布機関	施行日
		ことに関する意見（关于推进社会信用体系建设高质量发展促进形成新发展格局的意见）		
24		知的財産権政策実施の加速・効率化による経済の安定・健全な発展の促進に関する通知（关于知识产权政策实施提速增效促进经济平稳健康发展的通知）【国知発運字〔2022〕25号】	国家知識産権局	2022. 05. 30
25		商標質権設定で飲食、文化旅行等の重点業界を救済する「知恵行」特別活動の実施に関する通知（关于开展商标质押助力餐饮、文旅等重点行业纾困“知恵行”专项活动的通知）【国知発運字〔2022〕28号】	国家知識産権局、中国銀行	2022. 06. 23

別表 4：典型的な省レベル行政機関が公表した知財金融に関する規範性文書

東北地区 遼寧省

番号	規範性文書名称 施行日	公布機関	重要内容
1	大衆による創業・イノベーションの推進に関する若干の政策措置（关于推进大众创业万众创新的若干政策措施） (2015. 11. 27)	遼寧省人民政府	知的財産権運営サービスプラットフォームを構築する。瀋陽、大連市の知的財産権取引センター（沈阳、大连市知识产权交易中心）を基礎とし、中国国際専利技術・製品取引会を重要な内容とする専利取引システムを構築する。知的財産権のオンライン取引を推進し、国家知的財産権運営プラットフォームと接続し、専利権確定、専利評価、専利委託管理、専利リスク早期警報、知的財産権質権設定、知的財産権貸付保証、知的財産権保険などを含む省級知的財産権運営サービスプラットフォームを構築する。
2	遼寧省人民政府弁公庁の企業上場発展のさらなる支援に関する意見（辽宁省人民政府办公厅关于进一步支持企业上市发展的意见） (2019. 09. 17)	遼寧省人民政府弁公庁	省金融監督管理局（省金融监管局）と各市は法に基づいて銀行などの金融機関が上場予備企業を対象に総合融資案を制定し、柔軟で多様な組み合わせ融資を展開し、知的財産権質権設定貸付などのサービスを提供することを推し進めるべきである。

3	遼寧省知識産権局による市場主体苦境脱却支援措置（辽宁省知识产权局助力市场主体纾困解难工作举措） (2022. 05. 10)	遼寧省知識産権局	知的財産権の質権設定登記を利便化するサービスを整備する。専利・商標質権設定登記のグリーンルートを設け、オンライン及び郵送方式による提出を奨励し、電話予約及び専門的な指導などのサービスを提供し、関連企業及び銀行の需要に応じて、直ちに回収し、迅速に処理し、1 営業日で電子化登記を完了することを目指す。感染予防・抑制物資の生産企業などを対象に、直ちに処理し、迅速に対応するなどの緊急措置を打ち出した。
4	遼寧省知的財産権質権設定リスク補償基金管理弁法（辽宁省知识产权质押融资风险补偿基金管理办法） (2022. 05. 13)	遼寧省知識産権局、遼寧省財政庁、遼寧省地方金融監督管理局	遼寧省知的財産権質権設定リスク補償基金を設立

華北地区 北京市

番号	規範性文書名称 施行日	公布機関	重要内容
1	北京市知的財産権保険試行業務管理弁法（北京市知识产权保险试点工作管理办法） (2019. 12. 26 有効期間：3 年)	北京市知識産権局、北京市地方金融監督管理局、北京市科学技術委員会、北京市経済・情報化	保険会社が知的財産権保険商品を発売し、企業が自発的に保険に加入し、協議して保険契約を締結する。政府が所定の条件に合致する保険加入企業に対して保険料補助金を支給する。多方面が協力して知的財産権保険の試行業務を推進する。 市の財政予算は知的財産権保険試行経費を手配し、試行に参加する保険会社の専利執行保険、専

		局、北京市財政局、中関村科学技術園区管理委員会、中国銀行保險監督管理委員会北京監督管理局	利被侵害損害保險又は2つの保險の組み合わせ商品の保險料に対して補助金を与える。
2	北京市專利轉化特別資金實施細則（北京市專利轉化專項資金實施細則） （2022. 01. 21）	北京市財政局、北京市知識產權局	商業銀行による專利質權設定貸付の展開を支持し、金銭奨励を提供する。專利質權設定融資、株式取得、知的財産権証券化などの融資サービスの提供を支持し、審査を経て優秀な案件を選定し、各単位に 200 万元を超えない経費支援を行う。知的財産権金融の革新を支援する。革新的で規模を形成する知的財産権金融商品について、発行・実施単位に対して、融資規模の 0.5%で奨励金を与え、単一の金融商品の奨励金は 50 万元を超えず、単一の主体の奨励金は 100 万元を超えず、奨励金の総額は 200 万元を超えない。
3	2022 年北京市知的財産権保險試行事前申告業務の展開に関する通知（关于开展 2022 年北京市知识产权保险试点预申报工作的通知） （2022. 01. 19）	北京市知識產權局	2022 年、公開入札の形式を通じて今年度の試行保險公司 2-3 社を確定し、関連保險商品を登記する。試行保險公司が全市の知的財産権保險加入の試行を組織する責任を負う。試行保險公司の「北京市知的財産権保險試行業務管理弁法」に適合する企業購入保險の保險料に対して補助する。
4	2022 年北京市知的財産権海外紛争法律費	北京市知識產權局	2022 年、中国人民財產保險股份有限公司北京市支社（以下「人保財險」と略称する）は本年度の知

	用保険試行業務の展開に関する通知（关于开展 2022 年北京市知识产权海外纠纷法律费用保险试点工作的通知） （2022. 05. 18）		的財産権海外紛争法律費用保険の試行保険公司であり、全市の知的財産権海外紛争法律費用保険加入の試行を組織する責任を負う。条件に合致する企業は北京小・零細型企業金融総合サービスプラットフォーム（https://www.smeservice.com/）を通じて、知的財産権海外紛争法律費用保険を積極的に加入できる。人保財險は企業の保険加入状況に基づいて審査を組織し、保険を引き受ける企業を確定する。市知識産権局は、試行保険公司の「2022 年北京市知的財産権海外紛争法律費用保険試行活動案」（2022 年北京市知识产权海外纠纷法律费用保险试点工作方案）における、企業が購入した保険の保険料に対して補助金を与える。
--	--	--	--

華中地区 湖北省

番号	規範性文書名称 施行日	公布機関	重要内容
1	湖北省登録商標専用権質権設定貸付業務指導意見（湖北省注册商标专用权质押贷款工作指导意见） （2010. 10. 01）	元湖北省工商行政管理局 （現在、湖北省市場監督管理局へ名称変更）	登録商標専用権質権設定貸付の限度額は質権が設定された登録商標専用権の評価価値を主な参考根拠とし、貸し手、借入人が協議して登録商標専用権の評価価値の一定の割合で確定し、原則として商標評価価値の 50%を超えてはならない。
2	湖北省人民政府辦公厅のソフトウェア・情報技術サービス業の発展のさらなる推進に関する意見（湖北省人民政府办公厅	湖北省人民政府辦公厅	知的財産権などの多様な融資方式を奨励する。知的財産権質権設定融資を積極的に推進し、知的財産権評価・取引プラットフォームと知的財産権質押登記制度の建設を強化し、知的財産権質権設定方式で融資を取得したソフトウェア企業に対して、一定の利息補助を与える。保証機関がソフト

	关于进一步推进软件和信息技术服务业发展的意见) (2014. 03. 14)		ウェア企業に融資保証サービスを提供することを奨励する。
3	專利創造・運用保護強化暫定弁法(加强专利创造运用保护暂行办法) (2014. 04. 18)	湖北省人民政府	發明專利出願補助、權利付与奨励及び專利質權設定貸付の利息補給を実行する。
4	湖北省自主革新促進条例(湖北省自主创新促进条例) (2016. 10. 01)	湖北省人民代表大會常務委員會	県級以上の人民政府が中小・零細企業の融資リスク保証補償メカニズムを構築し、特定資金を設立することを奨励し、金融機関の中小・零細企業向けの信用貸付、信用保険、株式質權の設定、知的財産權質權設定融資、ベンチャー投資などの業務の展開にリスク保証補償を提供する。
5	湖北省人民政府弁公庁による社会分野投資活力の一層の喚起に関する実施意見」(湖北省人民政府办公厅关于进一步激发社会领域投资活力的实施意见) (2018. 08. 29)	湖北省人民政府弁公	社会分野の企業が專利權の株式取得、質權設定融資などの多種の形式を採用し、專利技術の資本化と産業化を実現するよう誘導する。知的財産權質權設定融資を積極的に推進し、知的財産權質權設定融資リスク補償政策の確立を模索し、省級知的財産權質權設定融資リスク準備金の設立を検討し、知的財産權保険の発展を加速させる。

華南地区 広東省

番号	規範性文書名称 施行日	公布機関	重要内容
----	----------------	------	------

1	広東省人民政府弁公庁の知的財産権サービス革新駆動発展に関する若干の意見 (广东省人民政府办公厅关于知识产权服务创新驱动发展的若干意见) (2016. 06. 02)	広東省人民政府	各地が知的財産権質権設定融資の市場化リスク補償メカニズムを構築することを奨励し、珠江デルタの各地級以上の市は現地の実際の需要と財力の状況に基づいて知的財産権質権設定融資リスク補償金を設定し、知的財産権質権設定投融資が失敗したプロジェクトに対して一定の割合で補償を行う。知的財産権価値評価のための技術的なサポートを提供するように、若干の規範的に運営されている知的財産権評価機構を積極的に育成したり、有名な知的財産権価値評価機構を広東省に導入したりする。広州、深セン、東莞、仏山、禅城における「全国専利保険試行」を基に、珠江デルタ地域で専利保険業務を普及させ、全省の範囲に徐々に普及させる。既存の保険公司による知的財産権保険商品の発売を支援し、知的財産権保険公司の設立を模索する。
2	対外開放の更なる拡大と外資の積極的利用に関する若干の政策措置（改訂版）の印刷・公布に関する広東省人民政府の通知（2018） (广东省人民政府关于印发广东省进一步扩大对外开放积极利用外资若干政策措施(修订版)的通知(2018)) (2018. 08. 29)	広東省人民政府	知的財産権質権設定融資の試行を展開する。各地で「貸付＋保証保険／保証＋財政リスク補償」という専利権質権設定融資モデルの普及を奨励する。外商投資企業はわが省の民間企業とともに、国内上場、「新三板」での揭示と区域性持分市場融資に関する支援政策を享受している。

3	コロナ禍影響に対応し、中小企業への支援を強化することに関する若干の政策措置(关于应对疫情影响加大对中小企业支持力度的若干政策措施) (2020. 03. 23)	広東省工業・情報化庁等	知的財産権の質権設定融資に力を入れる。知的財産権質権設定融資リスク補償基金と特定資金をしっかりと活用し、企業が専利権、商標権質押を通じて資金支援を獲得することを支援する。銀行が繰り上げて貸し出し、後ほど知的財産権質権設定登記を完了することを奨励し、評価機関を組織して公益性融資評価サービスを提供する。知的財産権質権設定融資登記サービスをスピードアップし、処理時間を1営業日に短縮する。「知的財産権快融資」サービスを普及させ、知的財産権資産を持つ企業が利息が3.15%まで低い信用貸付を獲得することをサポートする。
4	バイオ医薬の革新的発展の促進に関する若干の政策措置(关于促进生物医药创新发展的若干政策措施) (2020. 04. 01)	広東省科学技術庁等	広東株式取引センターで生物医薬財産権取引特別部門を設立し、知的財産権質権設定融資、知的財産権保険などの知的財産権金融サービスを提供し、知的財産権証券化融資商品を開発する。
5	広東省工業・情報化庁の中国農業銀行広東省支店の戦略的産業クラスター専属融資サービスの育成発展方案(广东省工业和信息化厅 中国农业银行广东省分行培育发展战略性产业集群专属融资服务方	広東省工業・情報化庁、中国農業銀行股份有限公司 広東省支社	広東農業銀行は知的財産権の質権設定や政府による信用増補などの保証方式を導入し、「科易融」という特色ある融資サービスを提供し、融資期間は最長3年間で、1世帯当たりの融資額は最高5000万元に達する。

	案) (2021. 02. 09)		
6	「市場主体を的確に支援し、経済を着実に安定させるための若干の措置の印刷・配布に関する広東省市場监督管理局の通知」(广东省市场监督管理局关于印发精准帮扶市场主体助力扎实稳住经济若干措施的通知)	広東省市場監督管理局 2022. 06. 02	知的財産権金融を発展させる。知的財産権金融革新促進計画を実施し、知的財産権を橋渡しとして金融機関と革新型中小企業を連携させ、知的財産の混合質権設定と集積回路レイアウト設計、データ知的財産権などの新分野における質権設定融資を普及させ、年内に 500 億元以上を融資する。知的財産権質権設定融資の「入園恵企」という特別行動を展開し、年内に企業 10000 社以上にサービスを提供する。

華東地区 上海市

番号	規範性文書名称 施行日	公布機関	重要内容
1	上海市專利轉化特別 計画实施方案 (2021-2023) (上海市 市实施专利转化专项 计划工作方案 (2021-2023)) (2021. 04. 20)	上海市知識産 権局、上海市 財政局、上海 市市場監督管 理局	知的財産権質権設定融資リスク分担メカニズムを完備し、知的財産権質権設定融資リスク補償基金の構築を模索する。上海各区が知的財産権金融支援政策を完備し、知的財産権の質権設定融資、保険、証券化及びその他の革新的な金融モデルに対して利息補給、費用補給、奨励等の支援を行うことを奨励する。知的財産権金融サービスの「入園恵企」活動を展開し、銀行と企業の連携、銀行と団地の連携を強化する。知的財産権保険の革新を奨励し、保険機構が専利商標保険業務を深化さ

			せた上で、専利技術取引保険等の新商品を開発するよう推進する。より多くの知的財産権証券化商品の実用化を推進し、価値の高い専利ポートフォリオを基礎とし、金融機関が証券化商品の「浦東モデル」を学習・参考にし、ABS、ABN 業務の新しいモデルを積極的に模索することを奨励する。
2	長江デルタ生態グリーン一体化発展モデル区の共同建設の支持に関する若干の意見（关于支持共建长三角生态绿色一体化发展示范区的若干意见） (2021. 07. 19)	上海市市場監督管理局、江蘇省市場監督管理局、浙江省市場監督管理局、長江デルタ生態グリーン一体化発展モデル区実行委員会(长三角生态绿色一体化发展示范区执行委员会)	知的財産権金融サービスを展開する。モデル区における、科創板に上場する予定の企業が知的財産権金融活動（知的財産権の証券化、知的財産権の価値評価、知的財産権保険などを含む）を展開することを支持する。科学技術革新型企業の上場、債券発行、投資・合併・買収のために、知的財産権政策に関するコンサルティング、業務協調、情報連携、価値評価、法的リスクの予防・抑制指導を提供し、知的財産権の運用の「活き」を促進する。
3	上海市知的財産権運営サービス体系建設第 1 陣特別資金実施細則(上海市知识产权运营服务体系建设首批专项资金实施细则) (2021. 09. 06)	上海市知識産権局	商業銀行が専利・商標の質権設定融資業務を行うことを支持する。商業銀行が専利・商標の質権設定貸付業務を行う場合、質権設定登記金額が 3 億元を超え、又は質権設定登記項目数が 20 項目を超える場合、質権設定金額の 0.1%で報奨金を与え、専利・商標の質権設定貸付業務を行うための業務能力の訓練、業務業績の報奨金、知的財産権の価値評価などに用いることができ、報奨金の総額は 300 万元を超えない。

4	上海市知的財産権強 市建設綱要 (2021-2035 年) (上 海市知识产权强市建 设纲要 (2021—2035 年) (2022. 01. 14)	上海市知識産 権局	企業の知的財産権運用レベルを向上させる。知的 財産権と資本市場の効果的な結合、深い融合を推 進し、知的財産権取引プラットフォームの建設を 支持し、知的財産権取引所を設立し、国境を越え た技術取引サービスシステムを構築する。知的財 産権質権設定融資管理制度の整備を深化させ、リ スク評価、与信審査、与信調査及び賞罰制度を健 全化させ、与信審査制度と金利変動定価制度を革 新する。商業銀行が知的財産権専門支店を設立す ることを奨励し、知的財産権融資商品の開発に力 を入れる。市知的財産権金融サービス連盟の役割 を十分に発揮させ、専利商標総合保険制度の確立 を模索し、知的財産権収益権の質権設定 (担保)、 取引の契約履行保証などを推進し、知的財産権の 価格を評価した上、出資、投資するなどの金融モ デルの運用を強化し、知的財産権資産の証券化、 融資賃貸、信託などの金融革新の推進を奨励す る。知的財産権価値評価システムを健全化し、評 価技術の標準化、評価機構の規範化の整備を強化 し、張江高新産業開発区の知的財産権国際評価セ ンターの構築を支持する。浦東に科创板上場予定 企業向けの知的財産権サービスステーションを 設立することをサポートする。
5	上海市知的財産権公 共サービスの強化に 関する意見 (关于加 强上海市知识产权公 共服务工作的意见) (2022. 03. 31)	上海市知識産 権局	知的財産権金融サービス「入園惠企」という特別 行動を組織・展開し、金融機関と産業園區の提携 を導き、知的財産権金融サービスプラットフォームを最適化・完備させ、高品質専利、重点商標、 優れた著作権などに知的財産権質権設定融資と 知的財産権保険サービスを提供し、専門化、体系

			化の運営サービスネットワークを形成する。
6	全力で疫病に立ち向かい、企業の発展を促進する若干の知的財産権に関する措置 (全力抗疫情助企业促发展的若干知识产权工作措施) (2022. 04. 06)	上海市知識産権局	知的財産権融資の役割を十分に発揮する。商業銀行が知的財産権質権設定貸付の利息補給、リスク補償、不良率考査の最適化等の支援監督管理政策を十分に活用することを奨励する、小・零細企業の不良債権に対する許容度を緩和し、中小企業の知的財産権質権設定融資の審査手続きを加速し、小・零細企業の初回融資、質権設定信用増加融資、無返済継続貸付をさらに増加させ、疫病による中小・零細企業の資金圧力を緩和する。商業銀行に対して、2022 年第 2 四半期の専利商標質権設定融資貸付業務の業績に基づいて特別賞補を与えた。知的財産権保険サービスを強化する。保険機構が知的財産権質権設定融資保証保険、知的財産権実行保険などの保険種の普及に力を入れることを奨励し、知的財産権保険の賠償請求サービスの流れを簡略化し、知的財産権保険サービスの利便化レベルを高める。 知的財産権金融の需給の正確な連携を促進する。市知的財産権金融サービス連盟に基づいて中小・零細企業の知的財産権質権設定融資需要調査を展開し、商業銀行、保証機構、保険公司などの金融機関の知的財産権質権設定融資、保証、保険などの商品・サービス情報を適時に公表する。

西南地区 四川省

番号	規範性文書名称 施行日	公布機関	重要内容
----	----------------	------	------

1	四川省專利質權設定 貸付管理弁法（四川 省专利权质押贷款管 理办法） (2012. 10. 26)	中国人民銀行 成都支社、四 川省科学技術 庁、四川省知 識産権局	專利權の質權設定貸付管理。
2	省級知的財産権特別 資金管理弁法（省级 知识产权专项资金管 理办法） (2017. 03. 13)	四川省財政 庁、四川省知 識産権局	資金は主に知的財産権（專利）の資金援助、移転、 転化、奨励、保護、促進などの方面への支援に用 いられ、これには、專利權の質權設定融資、評価、 質權設定、保険、証券化などの知的財産権金融の 革新の展開、專利価値の十分な利用と実現などが 含まれる。
3	四川省人民政府の第 1 陣の全面革新改革 試験の経験成果の普 及に関する通知（四 川省人民政府关于推 广第一批全面创新改 革试验经验成果的通 知） (2017. 05. 21)	四川省人民政 府	第 1 陣の全面的革新改革試験の複製・普及可能な 経験成果は、專利權質權設定融資の新モデル（「銀 行ローン＋保険保障＋財政リスク補償」の專利質 權設定新モデルを構築し、中小企業の專利ローン に保証・保険サービスを提供する）を含む。
4	國務院弁公庁の社会 分野への投資活力の 一層の喚起に関する 意見の任務分業の徹 底・実行に関する四 川省人民政府弁公庁 通知（四川省人民政 府办公厅关于贯彻落 实国务院办公厅进一	四川省人民政 府	リスク分担・補償メカニズムを構築・健全化し、 省の知的財産権質權設定融資リスク補償基金及 び知的財産権運営基金の役割を十分に發揮させ、 関連する高効率なサービスメカニズムを構築し、 知的財産権金融商品「天府知来貸」を開発・普及 させ、投資・貸出連動等の投資モデルを模索し、 社会分野の中小企業に対するサービスを強化す る。当省の知的財産権公共サービスプラットフォ ームの構築を加速し、全省の知的財産権公共サー

	步激发社会领域投资活力的意见任务分工的通知) (2017. 08. 28)		ビス資源を統合し、情報の連結とデータ共有を強化する。インターネットを基礎とする著作権質権設定登記情報の集約公示システムを構築し、商標権、専利権、著作権等の知的財産権の質権設定登記情報の集約・公示を推進する。高等教育機関・科学研究機関の職務発明の知的財産権帰属及び利益共有制度の改革試行を深化させ、知的財産権のイノベーション創出に対する奨励・支援の役割を一層発揮させる。統一的で高効率な知的財産権の質権設定メカニズムを構築し、健全化し、貸付金利の価格設定メカニズムを完備させ、社会分野の企業が知的財産権を基礎とするエクイティファイナンスを展開することを推進する。
5	民営経済の健全な発展の促進に関する中国共産党四川省委員会、四川省人民政府の意見(中共四川省委、四川省人民政府关于促进民营经济健康发展的意见) (2018. 11. 16)	中共四川省委 員会、四川省 人民政府	金融機関が棚卸資産、設備、金融資産等の動産質権設定融資を行うことを支持し、知的財産権質権設定融資の保険、リスク補償及び評価メカニズムを完備し、「貸付+保険保証+財政リスク補償」等の知的財産権質権設定融資の新モデルを普及させ、専利質権設定融資を発行する金融機関に対して一定の奨励を与える。
6	四川省技術移転システム構築方案の印刷・配布に関する四川省人民政府の通知(四川人民政府关于印发四川省技术转移体系建设方案的通	四川省人民政 府	省級知的財産権特別資金、知的財産権運営基金、知的財産権質権設定融資リスク補償基金等の奨励・指導を強化し、「天府知来貸」という知的財産権金融商品の使用範囲を拡大する。

	知) (2018. 12. 27)		
7	四川省知的財産権質権設定融資入園惠企三年行動实施方案 (2021-2023 年) (四川省知识产权质押融资入园惠企三年行动实施方案 (2021—2023 年)) (2021. 11. 19)	四川省知的財産権サービス促進センター (四川省知识产权服务促进中心)、中国銀行保険監督管理委員会四川監督管理局、四川省發展改革委員会、中国人民銀行成都支店	知的財産権質権設定融資サービス革新体系を完備し、質権設定融資業務が革新型企業、革新密集地域に展開されるよう推進する。3 年間の努力を通じて、全省の知的財産権質権設定融資が産業団地 50 カ所以上、イノベーション型企業 2000 戸以上に恩恵をもたらすよう推進する。経済技術開発区・ハイテクパークなどの革新資源密集地域に重点を置き、入園惠企活動を組織・展開し、重点地域の革新・発展により良いサービスを提供する。
8	四川省省級知的財産権特別資金管理弁法 (四川省省级知识产权专项资金管理办法) (2022. 03. 18)	四川省財政庁、四川省知的財産権サービス促進センター (四川省知识产权服务促进中心)	知的財産権の運用促進を支援する。主に、知的財産権の試行、知的財産権の海外展開、知的財産権の基準貫徹、知的財産権の人材育成、知的財産権の金融革新及び地理的表示の運用等を含む。
9	知的財産権質権設定融資の発展を支援する 6 つの措置 (支持知识产权质押融资发展的六条措施) (2022. 08. 25)	四川省知的財産権サービス促進センター (四川省知识产权服务促进中心)	知的財産権質権設定融資の普及度と惠益面を高め、イノベーション型中小・零細企業の発展を促進し、2025 年まで全省の知的財産権質権設定融資額が 120 億元を超えることを目指す。一、地方及び省級の知的財産権質権設定融資協力機構の提携を強化する。二、地方が知的財産権質権設定融資リスク補償基金を設立することを奨励する。

			三、知的財産権金融補助資金の設立を支持する。 四、知的財産権の質権設定貸付により発生した資金調達コストに対して補助を与える。五、知的財産権保険により発生した保険料に対して補助を与える。六、知的財産権質権設定融資を行う銀行及び保険機構に対して補助を与える。
--	--	--	---

西北地区 甘肅省

番号	規範性文書名称 施行日	公布機関	重要内容
1	商標戦略の実施加速による甘肅経済発展の推進に関する意見 (关于加快实施商标战略 推进甘肃经济发展的意见) (2010. 04. 19)	甘肅省人民政府 府弁公庁	中国人民銀行蘭州中心支店は貸付政策の指導業務を適切に行うべきであり、金融機関が商標質権設定貸付等の方式を採用して企業の融資ルートを開拓することを奨励・誘導する。
2	甘肅省科学技術成果の移転・転化促進行動方案(甘肅省促进科技成果转移转化行动方案) (2016. 09. 28)	甘肅省人民政府 府弁公庁	知的財産権評価、技術移転、専利代理、信用格付け等の科学技術金融サービス機構の発展を支持する。甘肅省知的財産権取引センターを設立し、科学技術型企業に評価、取引、転化、融資等のサービスを提供し、知的財産権成果の移転転化を加速する。
3	甘肅省の革新駆動型発展戦略の実施を強化し、大衆による創業やイノベーションの深化発展を一層推	甘肅省人民政府	専利権質権設定融資業務を展開し、保険会社が企業の専利権質権設定融資に保証保険サービスを提供することを支持、奨励し、専利権質権設定融資をリスク補償範囲に組み入れる。

	進する実施案（甘肅省关于強化實施创新驱动发展战略进一步推进大众创业万众创新深入发展的实施方案） (2018. 03. 01)		
4	シルクロード国際知的財産権港建設業務指導グループの設立に関する甘肅省人民政府弁公庁の通知（甘肅省人民政府办公厅关于成立丝绸之路国际知识产权港建设工作领导小组的通知） (2018. 03. 22)	甘肅省人民政府弁公庁	甘肅金融控股集团有限公司は、省知的財産権取引センターの設立を主導し、知的財産権金融サービス関連業務の展開を模索する責任を負う。
5	『作風転換・環境改善発展建設年』活動を深く展開する活動案（深入开展“转变作风改善发展环境建设年”活动工作方案） (2018. 04. 20)	甘肅省人民政府	知的財産権審査の質・効率を高め、迅速な証明書発行ルートを開通し、イノベーション主体の専利権の質権設定登記と専利実施許諾契約の届出のために迅速で便利な証明書発行サービスを提供する。専利権質権設定融資を積極的に展開し、専利保険業務を推進する。
6	甘肅省人民政府の革新創業の質の高い発展を推進するための『双創』アップグレ	甘肅省人民政府	知的財産権管理サービスを強化する。金融機関が知的財産権質権設定の展開を模索することを奨励し、シルクロード国際知的財産権港の建設と結びつけ、専利権質権設定の利息補給補助、専利評

	ード版の構築に関する実施意見（甘肃省人民政府关于推动创新创业高质量发展打造“双创”升级版的实施意见） (2019.06.06)		価費補助及び保証費奨励を実行する。
--	---	--	--------------------------

[特許庁委託事業]

中国における知財金融と知財価値評価の動向について

2023 年 4 月

禁無断転載

[調査受託]

East & Concord Partners

(北京天達共和律師事務所)

独立行政法人 日本貿易振興機構

香港事務所

(知的財産部)